

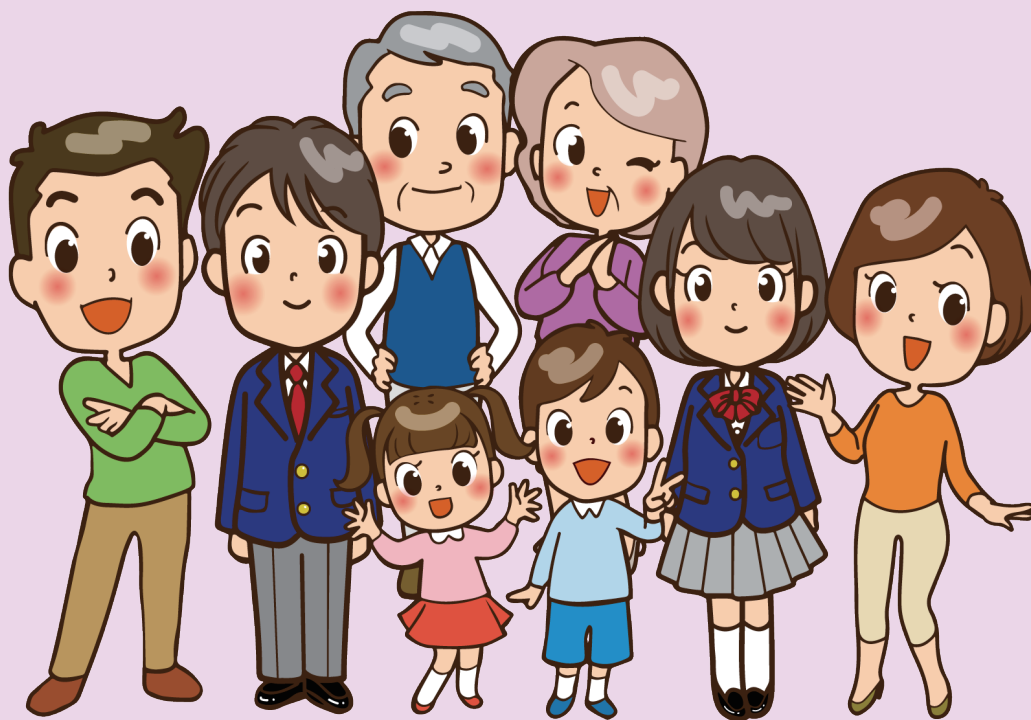
取手市

第二期

子ども・子育て
支援事業計画

〔令和2年度▶令和6年度〕

子ども・親・地域・ともに育つまち取手



令和2年3月

茨城県 取手市

はじめに

近年、わが国では、人口減少、少子化が大きな社会問題となっています。子育て家庭においては、核家族化の増加や女性の社会進出により共働き世帯が増加しており、仕事と子育ての両立に対する負担感や保育ニーズの拡大、地域とのつながりの希薄化など、子ども・子育てをめぐる家庭の状況は変化し続けています。

このような状況を受け、国では、急速に進む少子化に歯止めをかけるため、令和元年10月より全世代型の社会保障の一環として、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

取手市ではこれまで、「子ども・親・地域・ともに育つまち取手」を基本理念に掲げ、すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、地域の市民とともに子ども・子育て支援施策を推進してまいりました。

令和2年1月には、取手市の新たな子育て支援拠点として、学校跡地を利用し県内でも大型園となる「井野なないろ保育所・地域子育て支援センター」をオープン。併せて公立保育所では県内初となるICT（情報通信技術）の活用をいち早く推し進めました。

一方で民間保育施設の整備なども積極的に進め、人口も昨年から転入超過に転じております。子育て世代に選ばれるまちづくりの取り組みが進んでいると感じているところです。

これからも、子どもたちの健やかな成長を願い、質の高い保育サービスの提供や保育需要の受け入れに努めるとともに、共働き世帯の増加など、子育てをとりまく家庭環境の変化に伴うニーズの変化に対応し、「選ばれるまち取手」の実現を目指して、社会全体で子どもたちの未来を応援してまいります。

結びに、計画策定にあたり貴重なご意見ご提言を賜りました取手市児童福祉審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様には心から感謝申し上げます。

令和2年3月

取手市長 藤井信吾



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の法的根拠	2
第3節 計画の対象	2
第4節 計画の位置づけ	2
第5節 計画の期間	3
第6節 計画の策定体制	3
1. 子ども・子育て会議の設置	3
2. アンケート調査の実施	3
3. パブリックコメントの実施	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	4
第1節 統計で見る本市の状況	4
1. 人口の状況	4
2. 世帯の状況	7
3. 出生の状況	9
4. 婚姻の現状	10
5. 女性就業率の状況	12
第2節 市内の幼稚園・保育所等の状況	13
1. 幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園	13
2. 認可保育所（園）	13
3. 地域型保育（事業所内保育施設）	14
4. 認可外保育施設	14
5. 小学校	15
第3節 アンケート調査結果からみる子育て支援等の現状	16
1. 調査の概要	16
2. 就学前児童保護者・小学校児童保護者の調査結果	17
3. 妊婦の調査結果	29
第4節 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価	33
1. 「子育てにやさしい地域づくり」分野の評価	33
2. 「子どもと親を育む環境づくり」分野の評価	35
第5節 現状と課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	39
第1節 計画の基本理念と基本目標	39
1. 基本理念	39
2. 基本目標	40

第2節 計画の体系.....	41
第3節 子ども・子育て支援新制度の全体像.....	42
第4節 取手市の教育・保育提供区域.....	43
1. 教育・保育提供区域とは.....	43
2. 取手市における区域設定の考え方.....	43
3. 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の設定区域.....	45
第5節 取手市の児童数の将来推計.....	46
1. 市全域の人口推計結果.....	46
2. 市全域の児童数の推計結果.....	47
3. 教育・保育提供区域ごとの児童数の推計結果.....	48
第4章 幼児期の教育・保育の提供体制の確保.....	52
第1節 教育・保育施設の現状と今後.....	52
1. 新制度における給付制度.....	52
2. 給付と認定.....	53
第2節 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	55
1. 取手第一中学校区域.....	55
2. 取手第二中学校区域.....	57
3. 戸頭・永山中学校区域.....	59
4. 藤代・藤代南中学校区域.....	61
5. 市全域【全区域合計再掲】.....	63
第3節 教育・保育の一体的な提供の推進.....	64
第4節 産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援.....	64
第5章 地域子ども・子育て支援事業の展開.....	65
1. 延長保育事業.....	65
2. 一時預かり事業.....	66
3. 病児・病後児保育事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））.....	68
4. ファミリー・サポート・センター事業【就学児対象】（子育て援助活動支援事業）.....	70
5. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）.....	71
6. 地域子育て支援拠点事業【※4区域】.....	72
7. 利用者支援事業.....	73
8. 乳児家庭全戸訪問事業.....	74
9. 養育支援訪問事業.....	74
10. 妊婦健康診査.....	75
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【※4区域】.....	76

12. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	81
13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	82
14. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	82
第6章 子育てにやさしい地域づくり	83
1. 地域における子育て支援体制の充実	83
2. 子育て家庭への経済的支援	85
3. 親・家庭・地域の教育力の向上	86
4. 要保護・要支援児童などへの対応の充実	87
5. 障害のある子どもの育ちの支援	89
6. 仕事と生活の調和が図れる社会の形成	91
「子育てにやさしい地域づくり」分野で進行管理する事業	92
「子育てにやさしい地域づくり」分野の成果指標と目標値	93
第7章 子どもと親を育む環境づくり	94
1. 母子保健・医療環境の充実	94
2. 思春期の心身の成長を支える環境の充実	97
3. 子どもの健全育成のための教育環境の向上	98
4. 親子が安心して暮らせる生活環境づくり	100
「子どもと親を育む環境づくり」分野で進行管理する事業	101
「子どもと親を育む環境づくり」分野の成果指標と目標値	102
第8章 計画の推進	103
1. 計画の周知・広報	103
2. 計画の推進体制	103
3. 計画の進行管理	105
資料編	106
1. 計画策定の経過	106
2. 諮問	109
3. 答申	110
4. 取手市児童福祉審議会設置条例	111
5. 取手市保育行政推進検討委員会設置要綱	113
6. 取手市児童福祉審議会委員名簿／取手市保育行政推進検討委員会委員名簿	114

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の平成31年4月1日現在の総人口は107,204人、そのうち児童人口は13,883人で、平成27年の児童人口(14,701人)と比べると818人の減少となっています。少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども・子育て支援新制度」では「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

平成29年には、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、「全世代型の社会保障」の一環として、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世代の費用負担に係る大きな変化となっています。この変化に伴い、少子化対策に限らず、女性の社会進出の促進や、教育・保育事業へのニーズの増大なども予測されることから、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、平成26年度に策定した「取手市第一期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和元年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間とする「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を推進します。

第2節 計画の法的根拠

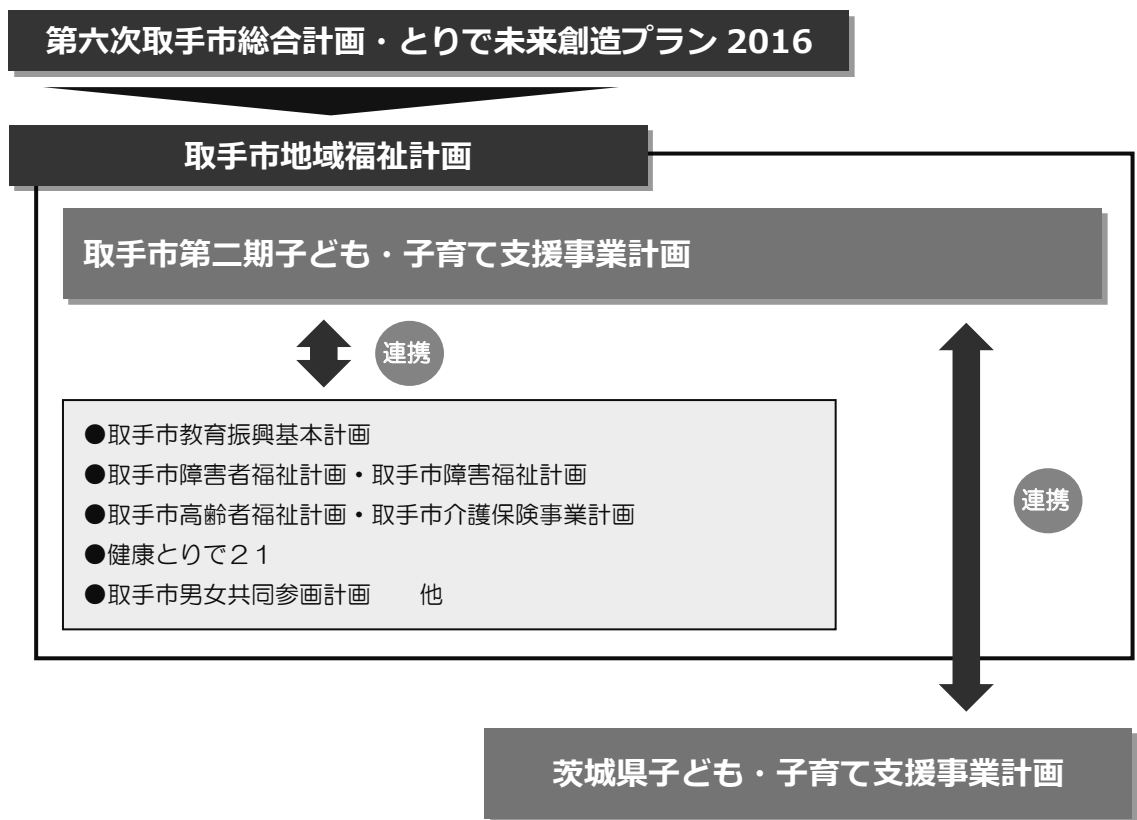
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。

第3節 計画の対象

本計画は、「概ね18歳未満の子どもや子育て家庭」を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第六次取手市総合・とりで未来創造プラン2016」をはじめ、「取手市地域福祉計画」、「取手市教育振興基本計画」、「取手市障害者福祉計画・取手市障害福祉計画」等の関連する計画との整合性を図るとともに、「母子保健計画」、「新・放課後子ども総合プラン」の内容も含めて策定しました。



第5節 計画の期間

計画の期間、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
取手市第一期 子ども・子育て支援事業計画				見直し	取手市第二期 子ども・子育て支援事業計画				
					必要により適宜見直し				

第6節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本市においては、「取手市児童福祉審議会」を本市の「子ども・子育て会議」と位置づけ、子育て支援課が事務局を務める中で、審議会の委員各位に計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

2. アンケート調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、平成30年12月7日から平成31年1月11日を調査期間として実施しました。

3. パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和2年1月15日から2月14日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計で見る本市の状況

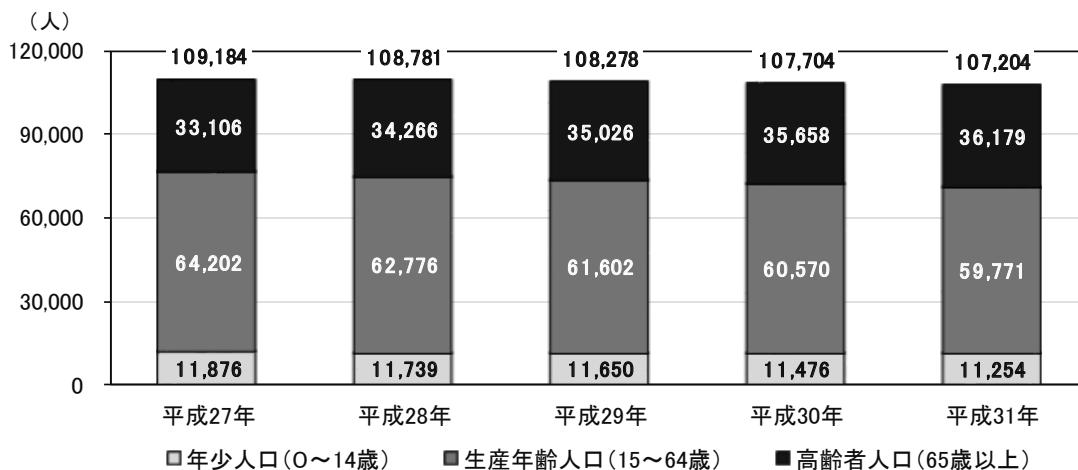
1. 人口の状況

(1) 総人口と年齢階層別人口の推移

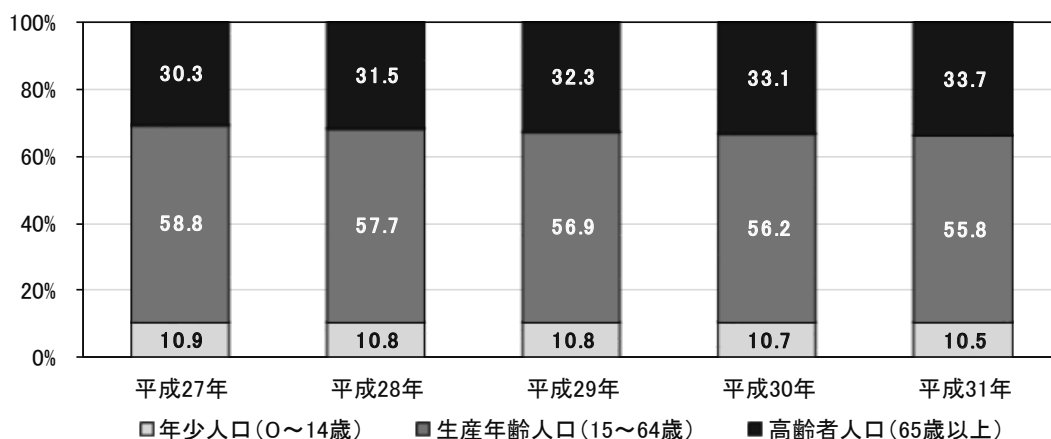
本市の総人口は、減少傾向で推移し、平成31年で107,204人となっています。
 年齢階層別人口の推移をみると、高齢者人口は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向で推移しています。

年齢階層別人口の割合は、平成31年で年少人口が10.5%、生産年齢人口が55.8%、高齢者人口が33.7%となっています。

〈総人口と年齢階層別人口の推移〉



〈年齢階層別人口の割合〉

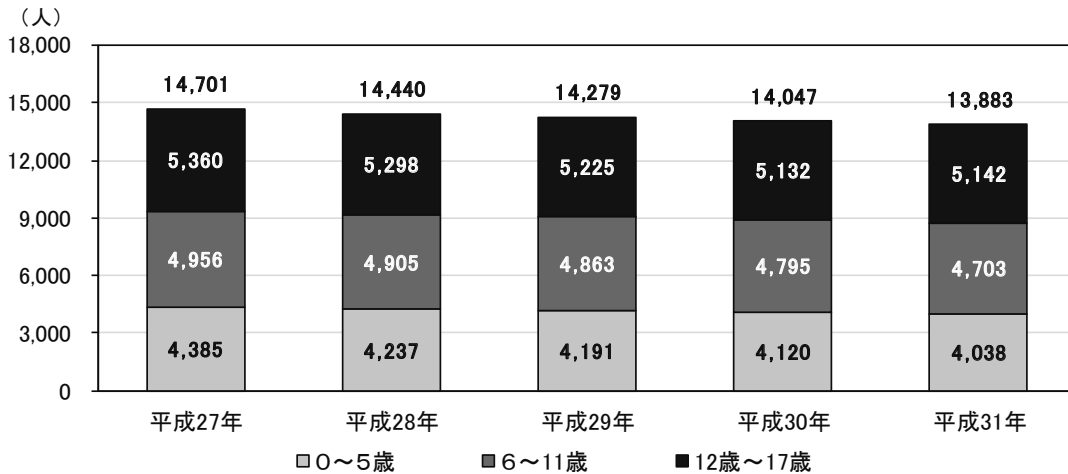


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

本市の児童人口は、減少傾向で推移し、平成31年で13,883人となっています。平成27年の14,701人と比べて818人の減少となっています。

〈児童人口の推移〉

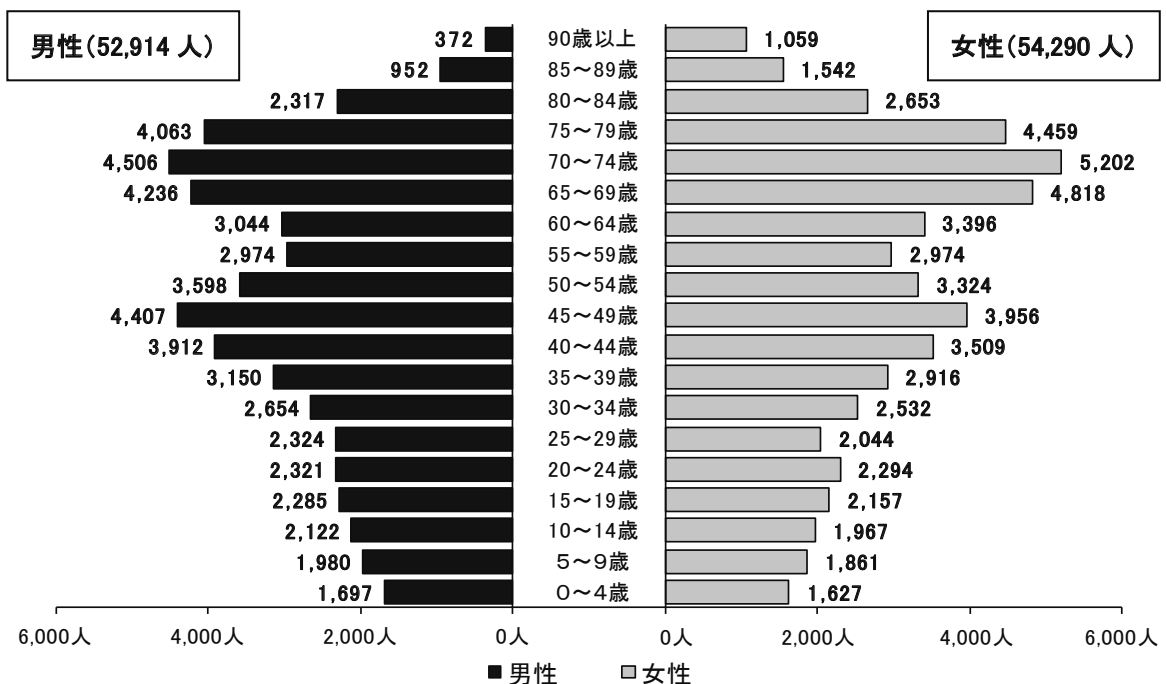


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 人口構成

本市の5歳階級別の人口構成は、65歳～79歳の高齢者人口の占める割合が高く、その子ども世代である40歳代の割合も高くなっています。人口構成の形が、いわゆる「つぼ型」を形成していることから、今後も、少子高齢化が進むことが予測されます。

〈平成31年4月1日現在の人口構成〉



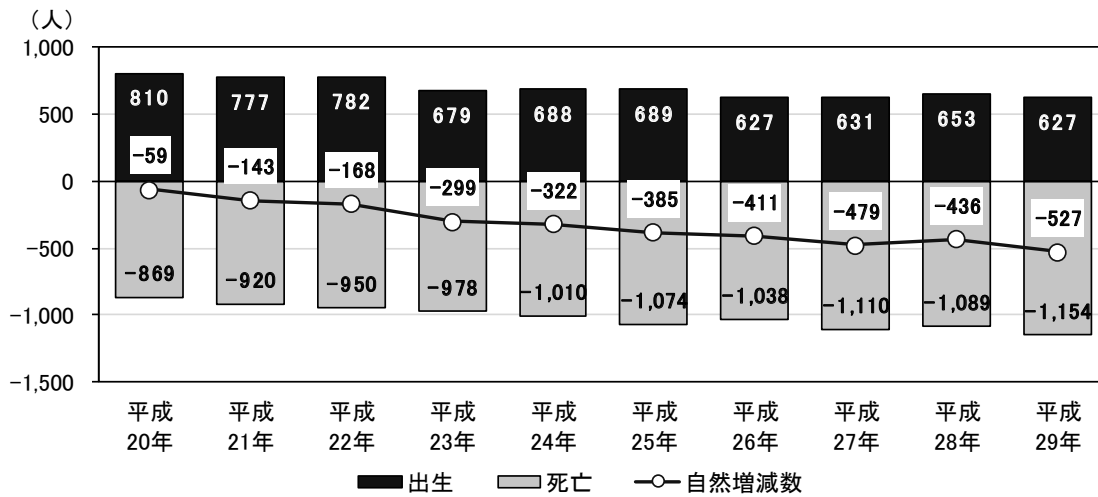
資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

(4) 自然動態・社会動態の推移

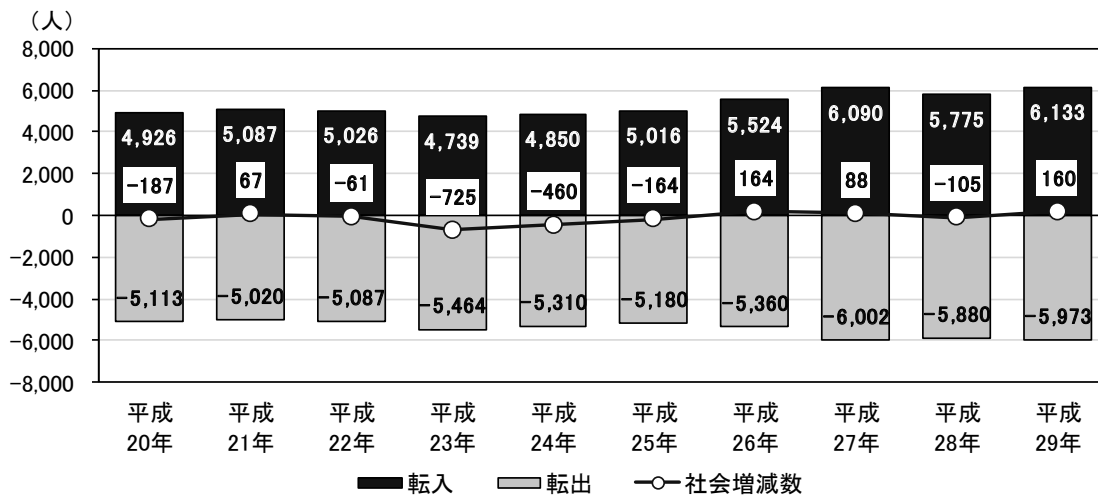
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、平成20年からマイナスで推移しており、平成29年には527人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成20年以降、プラスとマイナスを繰り返しながら推移しており、平成29年は160人のプラスとなっています。

〈自然動態の推移〉



〈社会動態の推移〉



資料：茨城県常住人口調査

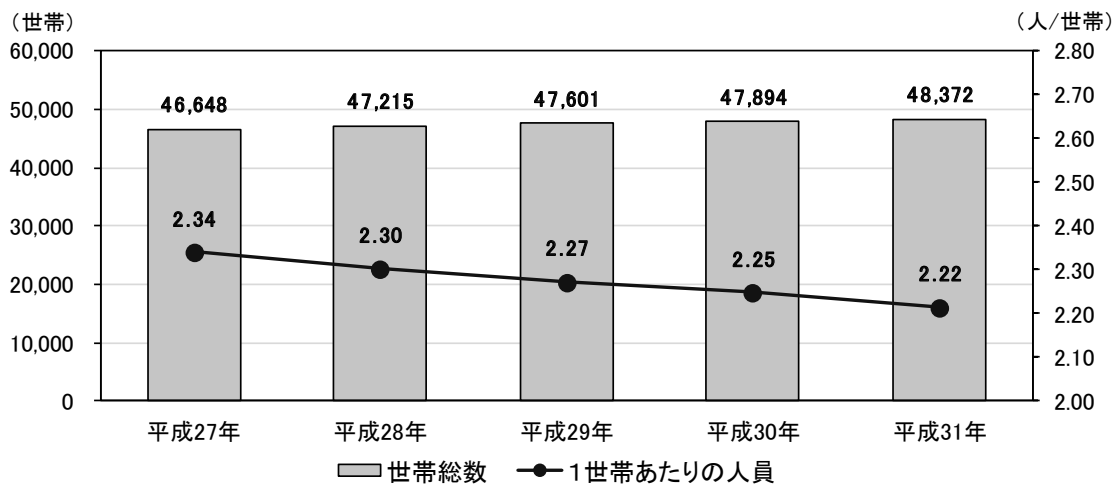
2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、平成31年で48,372世帯となっています。平成27年の46,648世帯と比べて1,724世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、平成31年は2.22人/世帯となっています。

〈世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移〉



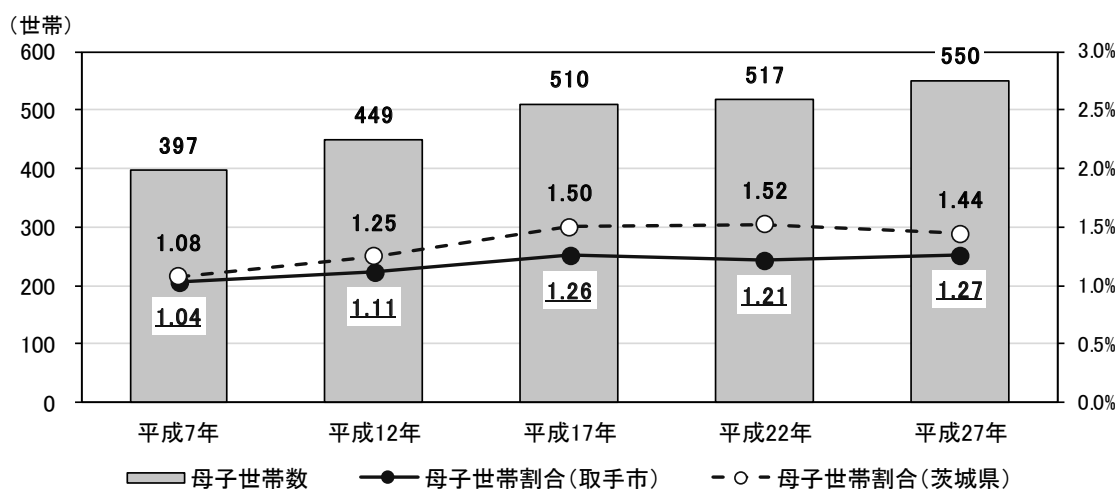
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 母子世帯数・父子世帯数の推移

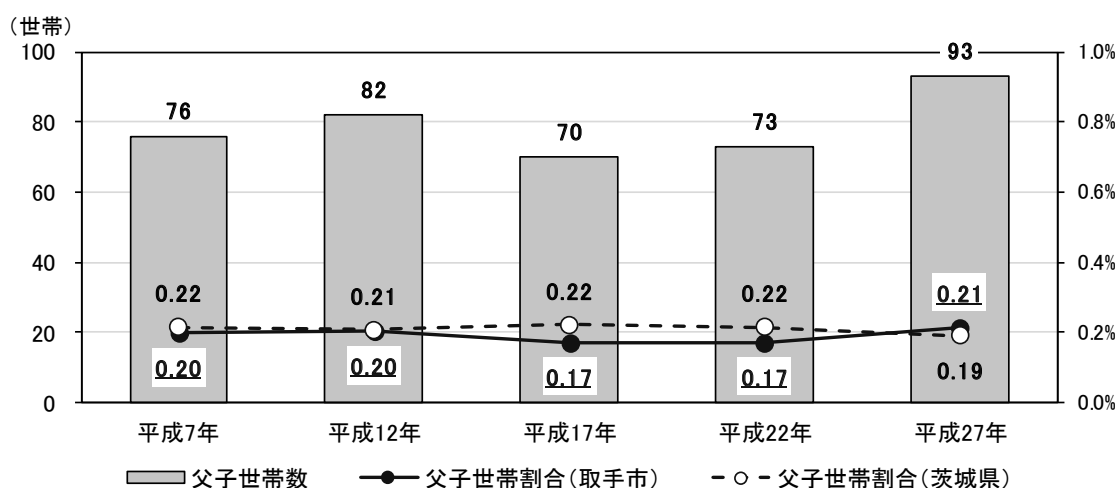
本市の母子世帯数は、平成27年で550世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、平成27年で1.27%となっています。平成7年以降、茨城県を下回る割合で推移しています。

本市の父子世帯数は、平成27年で93世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、平成27年で0.21%となっています。平成7年以降で茨城県の父子世帯の割合を上回っているのは、平成27年のみとなっています。

〈母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合〉



〈父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合〉



一般世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
取手市	38,337	40,291	40,612	42,581	43,433
茨城県	920,513	983,817	1,029,481	1,086,715	1,122,443

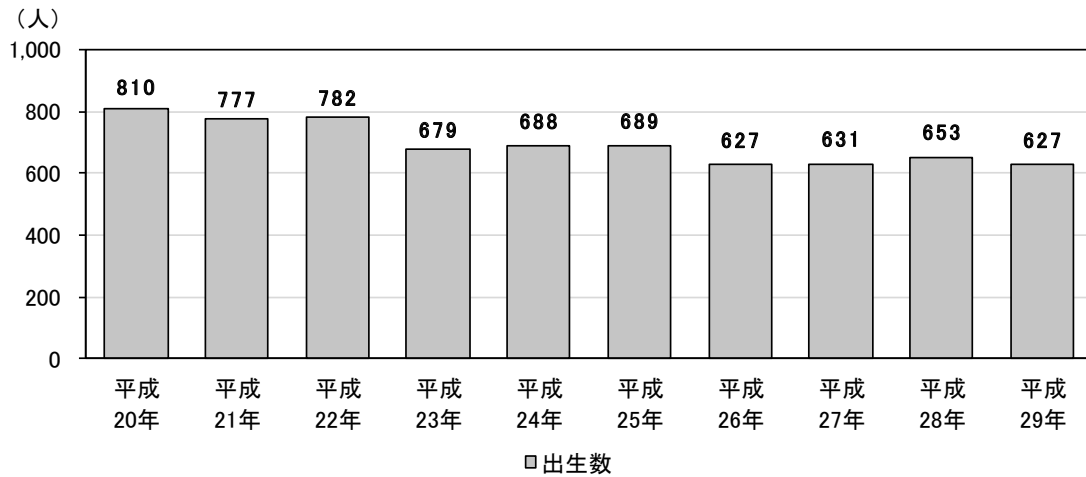
資料：国勢調査

3. 出生の状況

(1) 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、平成29年で627人となっています。平成20年の810人と比べて183人の減少となっています。

〈出生数の推移〉



資料：茨城県常住人口調査

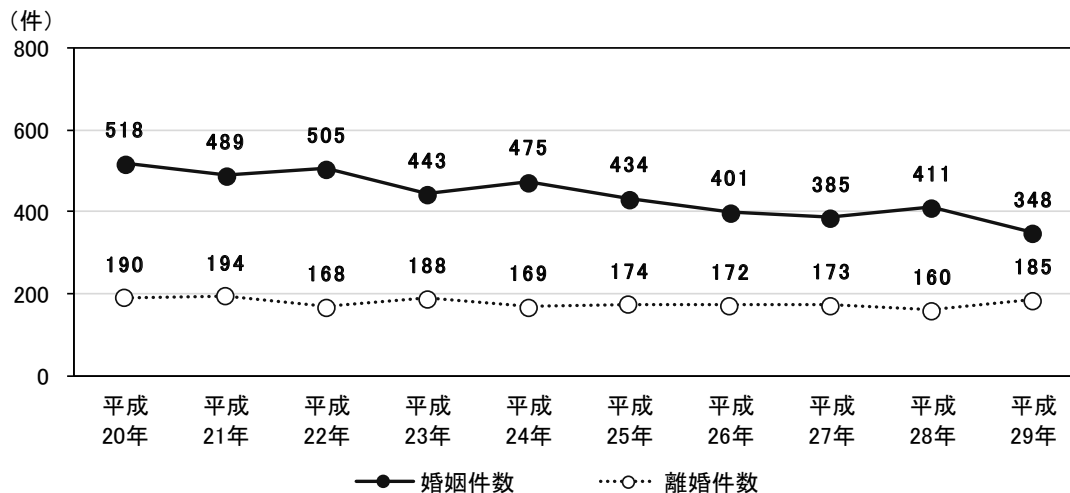
4. 婚姻の現状

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、平成29年で348件となっています。平成20年の518件と比べて170件の減少となっています。

本市の離婚件数は、横ばいで推移し、平成29年で185件となっています。

〈婚姻件数・離婚件数の推移〉



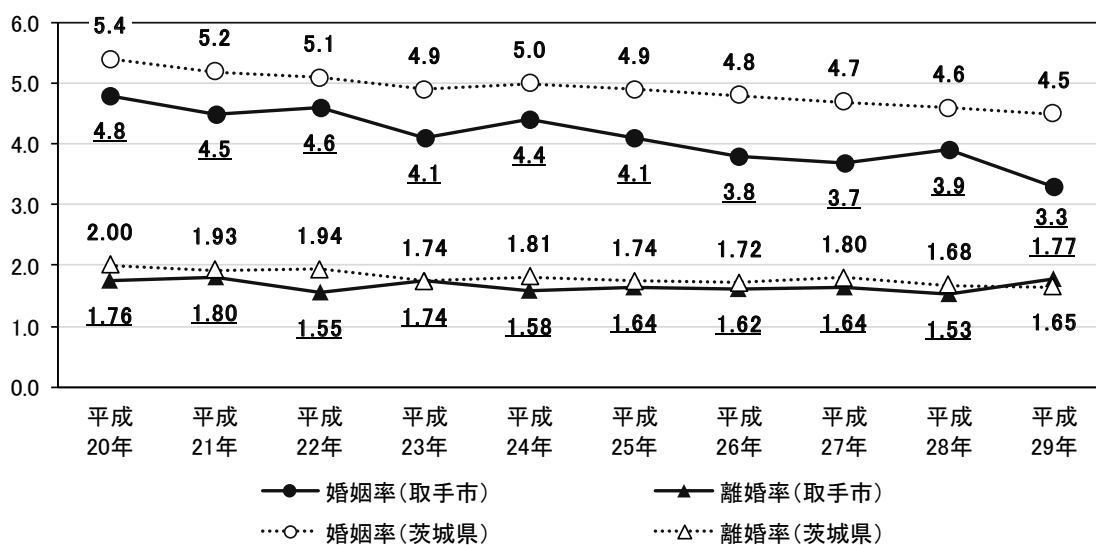
資料：茨城県人口動態統計

(2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、茨城県を下回る数値で推移し、平成29年は3.3となっています。

本市の離婚率は、茨城県と同様の数値で推移し、平成29年は1.77となっています。

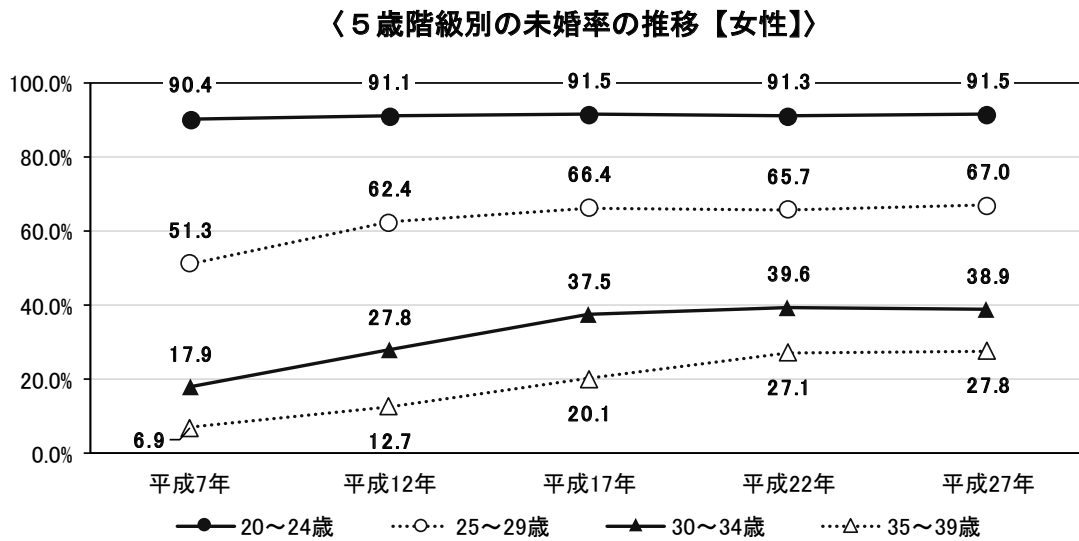
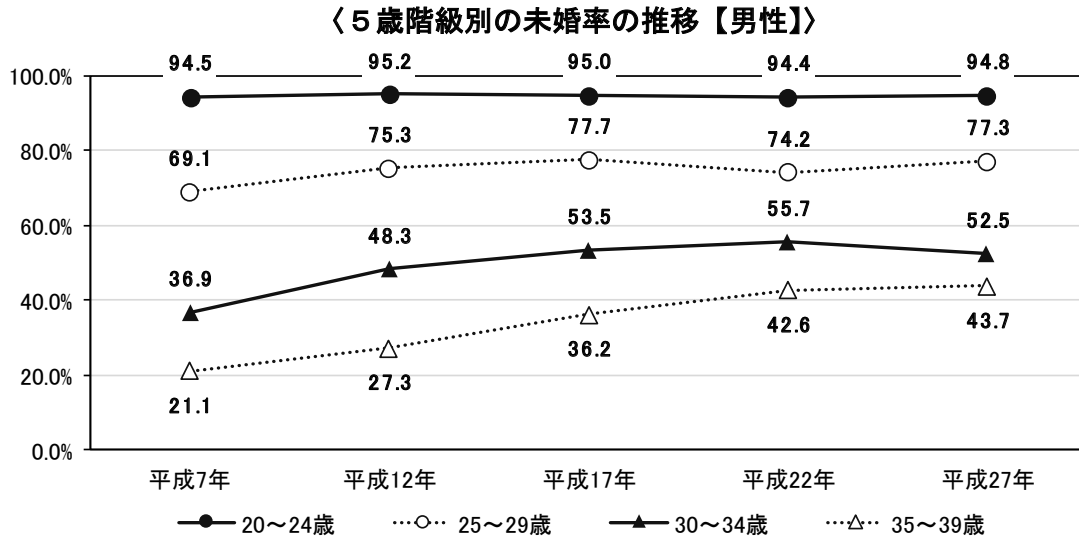
〈人口千対の婚姻率・離婚率の推移〉



資料：茨城県人口動態統計

(3) 未婚率の推移

本市の未婚率は、男性、女性ともに平成7年から平成27年にかけて、いずれの年代でも増加しており、男性では30～39歳、女性では25～39歳の未婚率の上昇が顕著となっています。

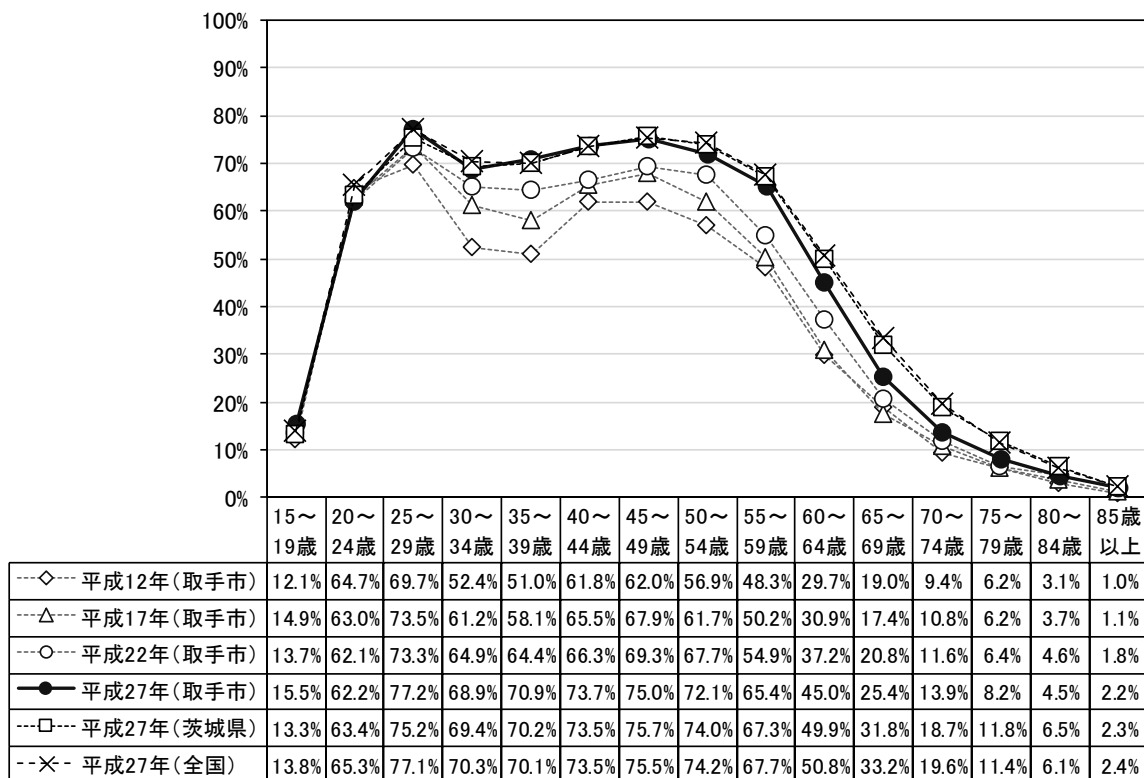


資料：国勢調査

5. 女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、平成12年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向が見られるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がうかがえます。平成27年の30歳代の女性就業率は、茨城県、全国と同様の数値となっています。

〈女性就業率の推移〉



資料：国勢調査

第2節 市内の幼稚園・保育所等の状況

1. 幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園

幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、平成31年度では市内に公立1か所、私立13か所の計14か所あります。在園児童数は概ね横ばいで推移し、令和元年5月1日現在、1,311人の児童が在籍しています。

〈市内の幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園の利用状況〉

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
施設数	13	14	14	14	14
定員	2,010	1,898	1,953	1,968	1,954
在園児童数	1,408	1,438	1,388	1,404	1,311
0歳	14	17	20	22	21
1歳	39	53	53	54	72
2歳	51	62	64	72	72
3歳	369	417	365	385	353
4歳	453	433	457	400	403
5歳	482	456	429	471	390

資料：学校基本調査（定員数別調査値）（各年度5月1日現在）

2. 認可保育所（園）

認可保育所（園）は、平成31年度では市内に公立7か所、私立8か所の計15か所あります。在所児童数は横ばいで推移し、平成31年4月1日現在、1,276人の児童が在籍しています。

〈市内の認可保育所（園）の利用状況〉

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
施設数	14	14	14	14	15
定員	1,377	1,372	1,362	1,362	1,422
在所児童数	1,302	1,286	1,289	1,293	1,276
0歳	45	47	66	59	52
1歳	220	192	198	205	205
2歳	237	245	241	234	251
3歳	252	260	254	260	236
4歳	274	260	268	265	259
5歳	274	282	262	270	273

資料：福祉行政報告例第54表（定員数別調査値）（各年度4月1日現在）

3. 地域型保育（事業所内保育施設）

地域型保育（事業所内保育施設）は、平成31年5月1日現在で1か所あり、25人の児童が在籍しています。

〈市内の地域型保育（事業所内保育施設）の利用状況〉

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
施設数	—	—	1	1	1
定員	—	—	30	30	30
在園児童数	—	—	8	13	25
0歳	—	—	0	2	4
1歳	—	—	5	5	8
2歳	—	—	3	6	13

資料：1園調査値（各年度5月1日現在）

4. 認可外保育施設

認可外保育施設は、平成31年4月1日現在、事業所内保育施設が5か所、企業主導型保育所が1か所、その他の施設が5か所の計11か所あり、89人の児童が在籍しています。

〈市内の認可外保育施設の利用状況〉

施設数	11	在籍児童数	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
			89	9	23	19	14	15	9

資料：11園調査値（平成31年4月1日現在）

5. 小学校

市内の小学校は、平成31年度では15校あり、学級数は235学級となっています。
 在校児童数は、平成30年度には減少に転じ、令和元年5月1日現在、5,121人の児童が在籍しています。

〈市内の小学校の状況〉

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
学 校 数	16	15	15	15	15
学 級 数	216	223	228	232	235
児 童 数	5,092	5,133	5,192	5,180	5,121
男	2,640	2,644	2,638	2,625	2,563
女	2,452	2,489	2,554	2,555	2,558
第1学年	857	881	864	818	846
第2学年	853	849	884	859	812
第3学年	872	860	855	893	864
第4学年	832	889	862	853	891
第5学年	816	834	895	864	857
第6学年	862	820	832	893	851

資料：学校基本調査結果報告書（各年度5月1日現在）

第3節 アンケート調査結果からみる子育て支援等の現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査方法
①就学前児童の保護者調査	1,000人	無作為抽出
②小学校児童の保護者調査	1,000人	無作為抽出
③妊婦調査	365人	平成30年1月1日から平成30年9月30日の間で、妊娠の届け出を行った妊婦

(3) 実施概要

- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成30年12月7日～平成31年1月11日

(4) 回収結果

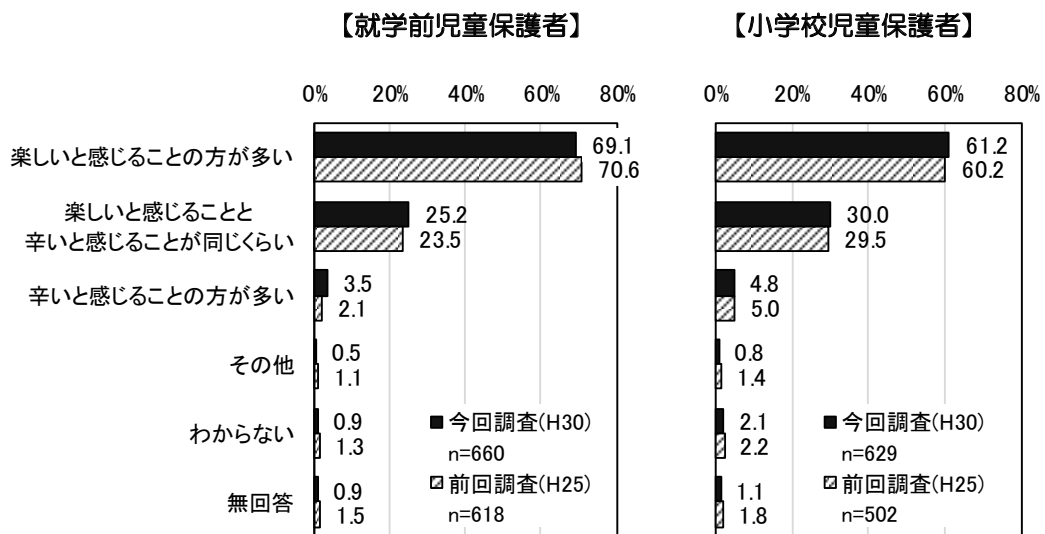
調査区分	配布数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者調査	1,000件	660件	66.0%
②小学校児童の保護者調査	1,000件	629件	62.9%
③妊婦調査	365件	215件	58.9%

2. 就学前児童保護者・小学校児童保護者の調査結果

(1) 子育てに対する感情

Q あなたは、自分にとって子育てを楽しいと感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか。(〇は1つ)

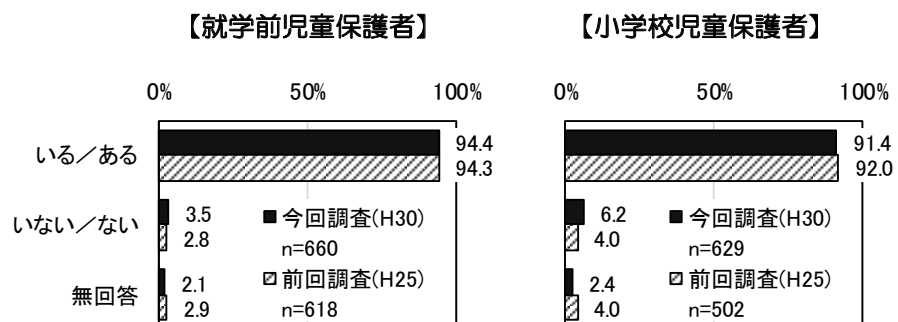
- 子育てを「楽しいと感じることの方が多い」の割合は、前回調査と比べて、就学前児童保護者が 1.5 ポイントの減少、小学校児童保護者が 1.0 ポイントの増加となっています。



(2) 子育てに関する相談相手・相談先の有無

Q 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。(〇は1つ)

- 子育てに関する相談相手・相談先が「いない/ない」の割合は、前回調査と比べて、就学前児童保護者が 0.7 ポイント、小学校児童保護者が 2.2 ポイントの増加となっています。

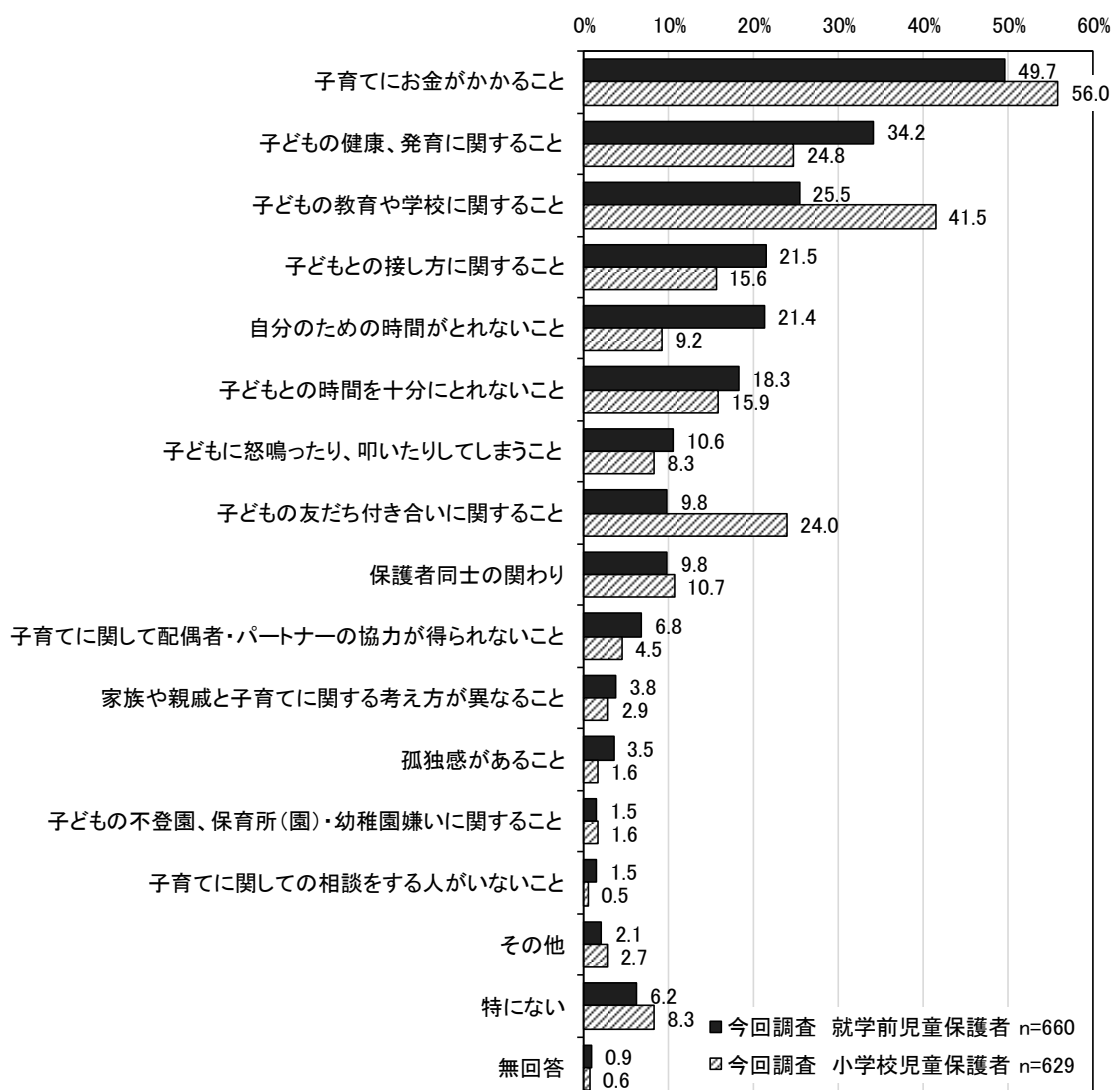


(3) 子育てに関して悩んでいることや困っていること

Q 子育ての中で、日頃悩んでいることや困っていることはどのようなことですか。
(〇は3つまで)

- 就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに、「子育てにお金がかかること」の割合が最も高く、小学校児童保護者のほうが6.3ポイント上回っています。
- 就学前児童保護者と小学校児童保護者で、割合に大きな差がみられる項目は、「子どもの健康、発育に関すること」、「子どもの教育や学校に関すること」、「自分のための時間がとれないこと」、「子どもの友だち付き合いに関すること」となっています。

【就学前児童保護者・小学校児童保護者】



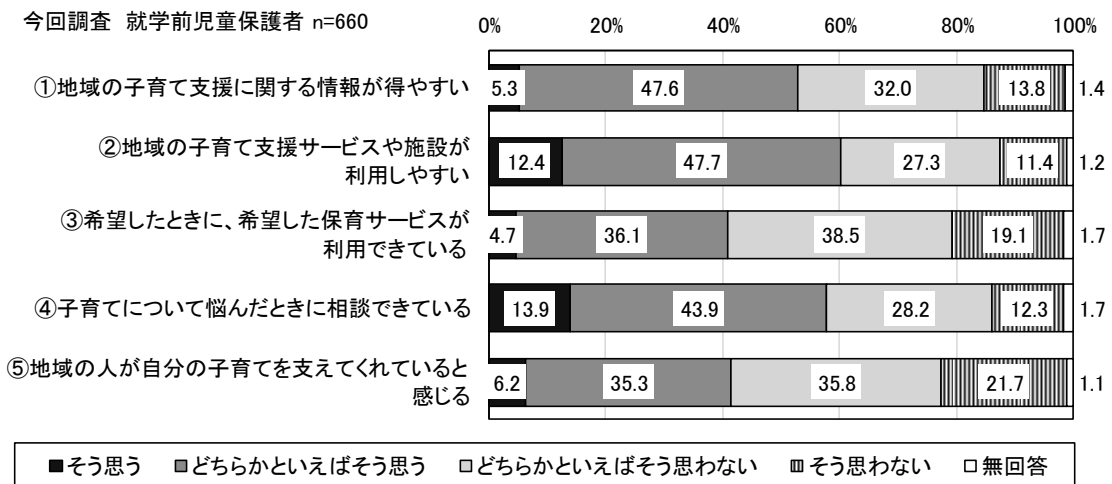
(4) 市内の子育て環境について感じていること

Q 取手市の子育て環境について、感じていることをお答えください。
(それぞれ0は1つ)

●子育て環境について感じていることについて、就学前児童保護者の「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合の合計値は以下のとおりとなっています。

- ①地域の子育て支援に関する情報が得やすい.....52.9%
- ②地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすい.....60.1%
- ③希望したときに、希望した保育サービスが利用できている.....40.8%
- ④子育てについて悩んだときに相談できている.....57.8%
- ⑤地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる.....41.5%

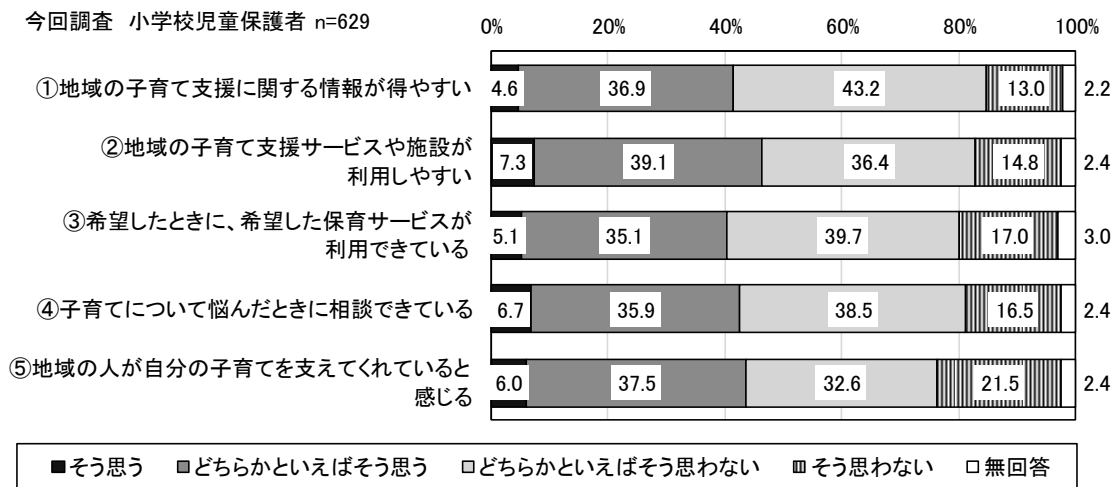
【就学前児童保護者】



●子育て環境について感じていることについて、小学校児童保護者の「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合の合計値は以下のとおりとなっています。

- ①地域の子育て支援に関する情報が得やすい.....41.5%
- ②地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすい.....46.4%
- ③希望したときに、希望した保育サービスが利用できている.....40.2%
- ④子育てについて悩んだときに相談できている.....42.6%
- ⑤地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる.....43.5%

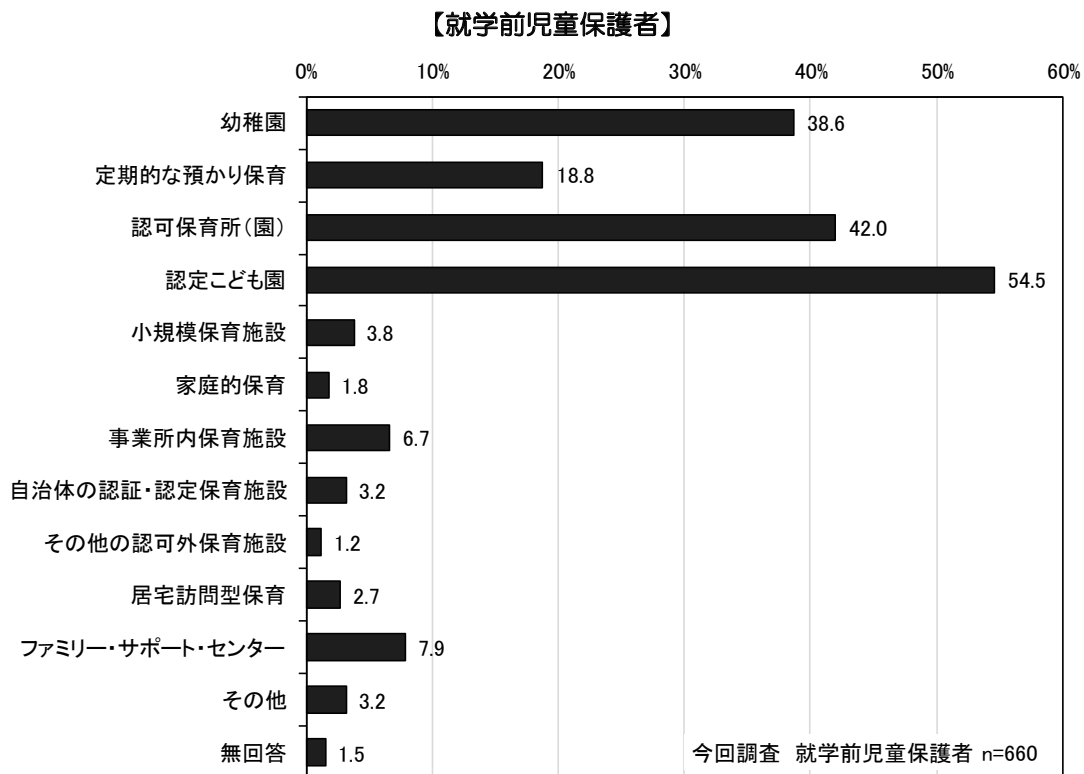
【小学校児童保護者】



(5) 定期的に利用したいと考える教育・保育事業

Q 現在の利用状況に関わらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的」に利用したいと考える事業をお答えください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所（園）の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。（あてはまるものすべてに○）

- 定期的に利用したいと考える教育・保育事業は、「認定こども園」の割合が最も高く、次いで「認可保育所（園）」、「幼稚園」となっています。

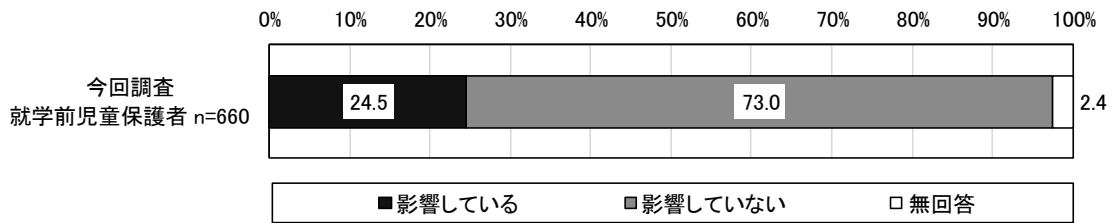


(6) 幼児教育・保育無償化の影響

Q 定期的にご利用したいと考える事業を答えるにあたり、『幼児教育・保育無償化』の制度が影響していますか。(〇は1つ)

- 定期的にご利用したいと考える教育・保育事業に、『幼児教育・保育無償化』の制度が影響したかについては、「影響している」が24.5%、「影響していない」が73.0%となっています。

【就学前児童保護者】

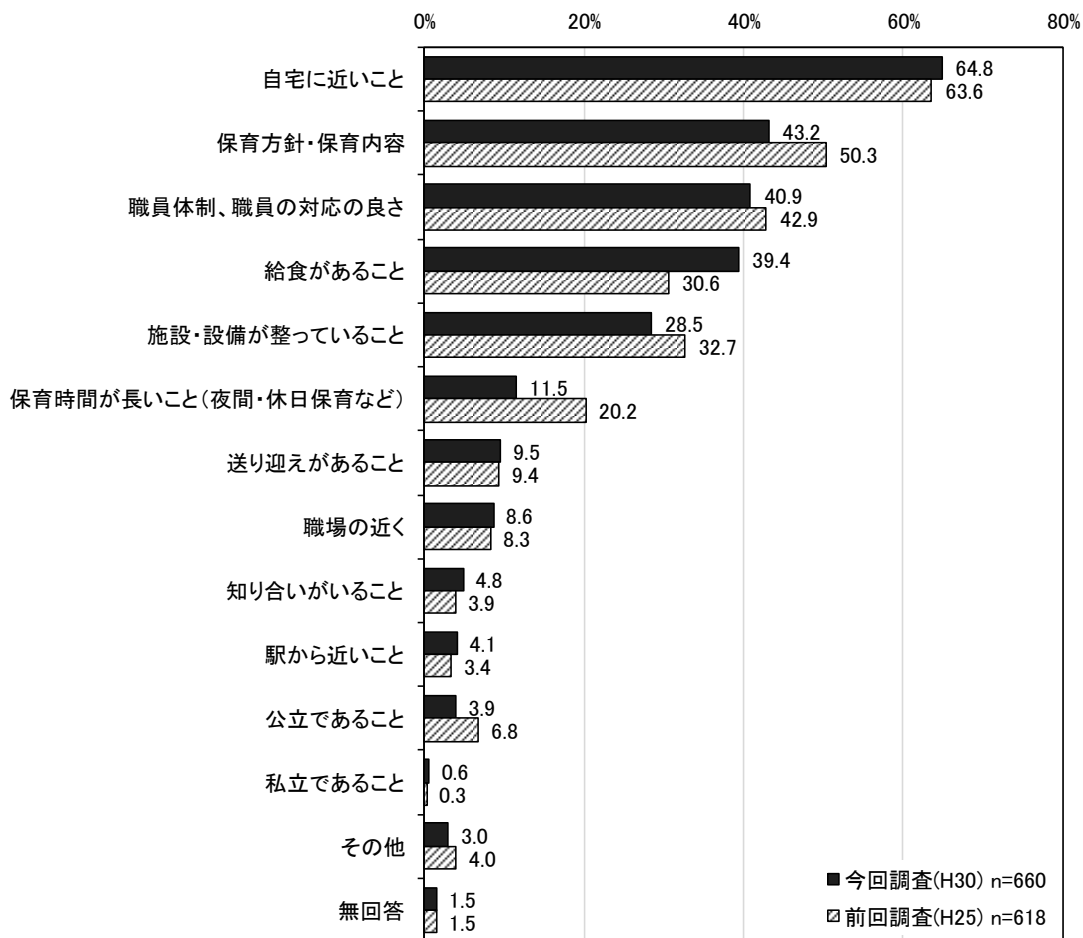


(7) 保育所（園）を選ぶ条件

Q 保育所（園）を選ぶ上で最も重視した（重視する）ことは何ですか。（〇は3つまで）

- 保育所（園）を選ぶ上で最も重視した（重視する）ことについては、「自宅に近いこと」が前回調査と同様に6割を超えています。
- 前回調査と比較して、大きく割合が増加している項目は、「給食があること」で8.8ポイントの増加となっています。

【就学前児童保護者】

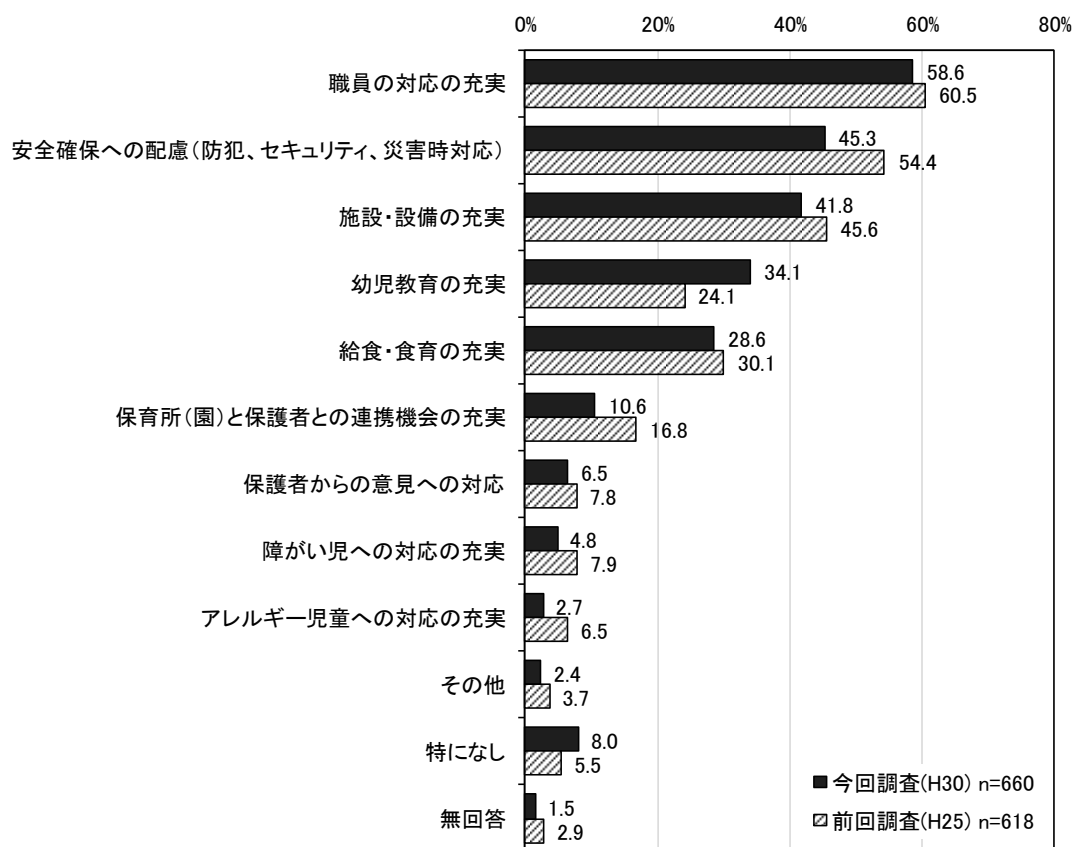


(8) 今後、保育所（園）に求めること

Q 今後、保育所（園）に求めることは何ですか。（〇は3つまで）

- 今後、保育所（園）に求めることについては、「職員の対応の充実」が前回調査と同様に約6割となっています。
- 前回調査と比較して、大きく割合が増加している項目は、「幼児教育の充実」で10.0ポイントの増加となっています。

【就学前児童保護者】



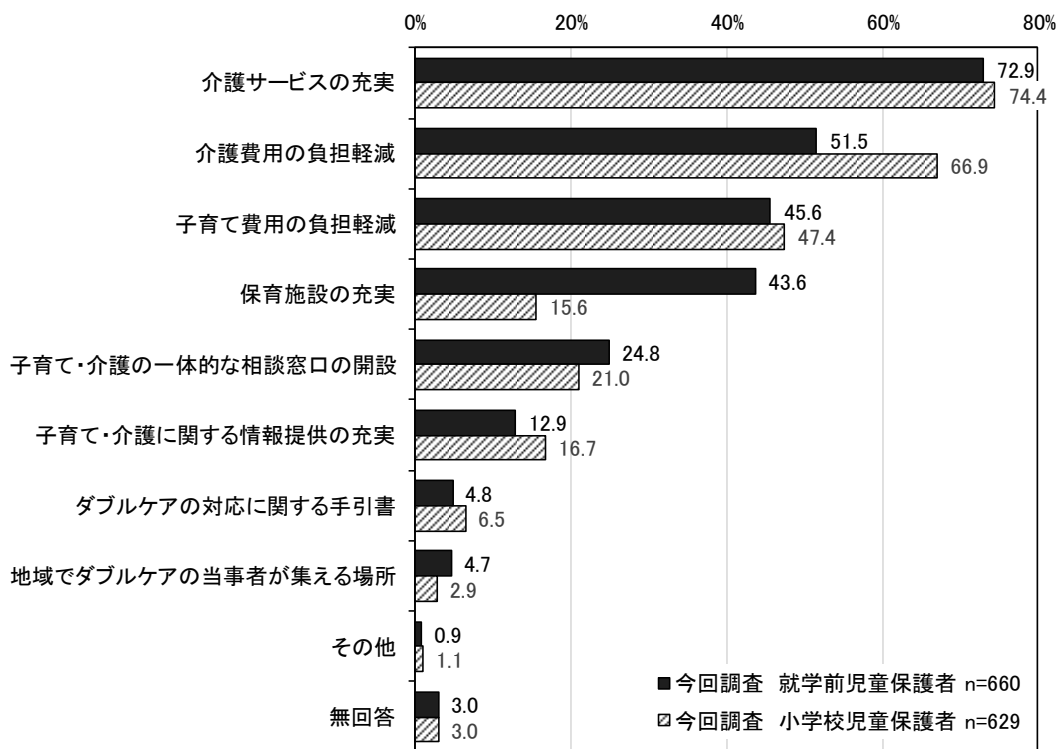
※「幼児教育の充実」は、前回調査では「おけいごとの充実」

(9) ダブルケアに対する支援策

Q あなたは、ダブルケアに関して、どのような支援策が必要だと思いますか。
(〇は3つまで)

- ダブルケアに対する支援策については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに、「介護サービスの充実」が最も高い割合となっています。
- 就学前児童保護者と小学校児童保護者で、割合に大きな差がみられる項目は、「介護費用の負担軽減」、「保育施設の充実」となっています。

【就学前児童保護者・小学校児童保護者】

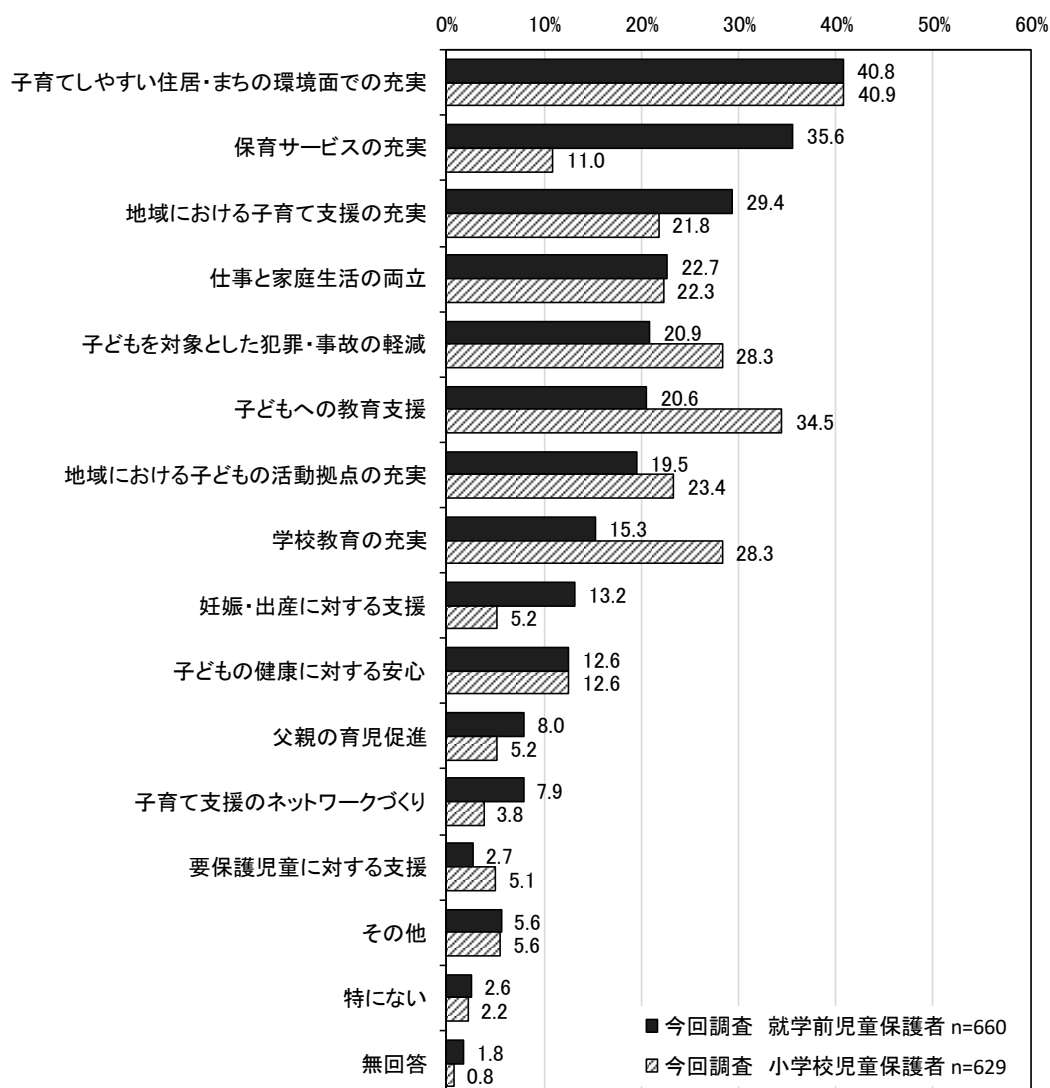


(10) 子育てを支援するために必要と思う支援・対策

Q 子育てをする中で、今後、取手市ではどのような支援・対策が必要だと思いますか。
(〇は3つまで)

- 子育てを支援するために必要と思う支援・対策については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も高い割合となっています。
- 就学前児童保護者と小学校児童保護者で、割合に大きな差がみられる項目は、「保育サービスの充実」、「子どもへの教育支援」、「学校教育の充実」となっています。

【就学前児童保護者・小学校児童保護者】



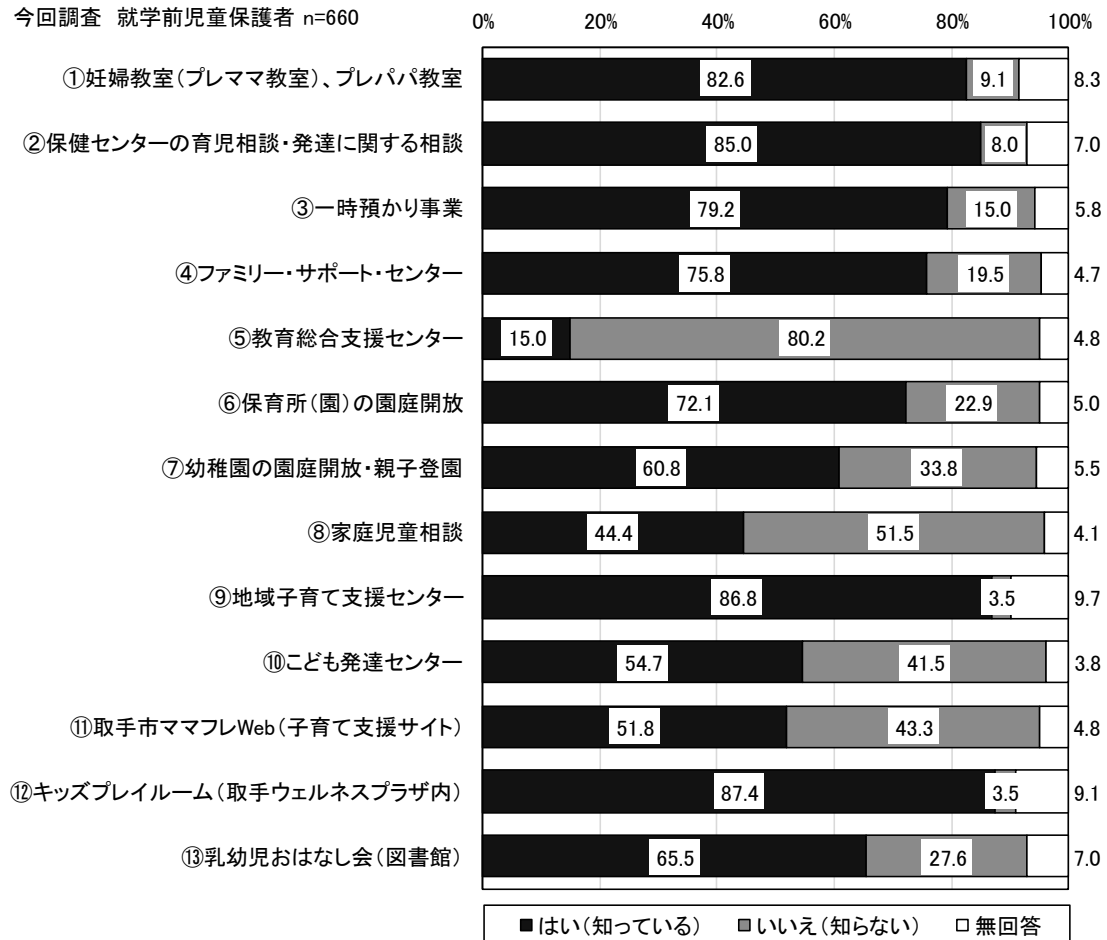
(11) 子育て支援事業の認知度

Q 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。(それぞれ〇は1つ)

●子育て支援事業の認知度について、「はい(知っている)」をみると、『①妊婦教室(プレママ教室)、プレパパ教室』、『②保健センターの育児相談・発達に関する相談』、『⑨地域子育て支援センター』、『⑫キッズプレイルーム(取手ウェルネスプラザ内)』が8割を超えています。

【就学前児童保護者】

今回調査 就学前児童保護者 n=660



(12) 子育ての環境や支援に関する満足度

Q 取手市における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(〇は1つ)

●子育ての環境や支援に関する満足度について、『満足度が低い(「低い」と「やや低い」の合計値)』、『満足度が高い(「高い」と「やや高い」の合計値)』は以下のとおりとなっています。

○就学前児童保護者

『満足度が低い』 31.7% (41.3%) 9.6ポイント減

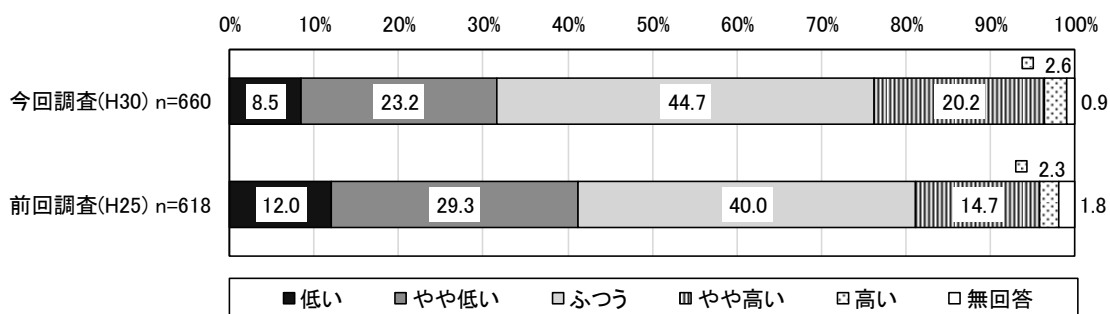
『満足度が高い』 22.8% (17.0%) 5.8ポイント増

○小学校児童保護者

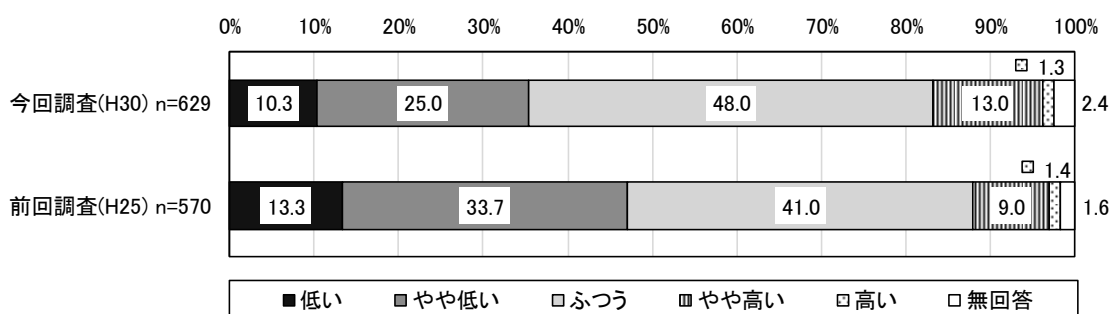
『満足度が低い』 35.3% (47.0%) 11.7ポイント減

『満足度が高い』 14.3% (10.4%) 3.9ポイント増

【就学前児童保護者】



【小学校児童保護者】



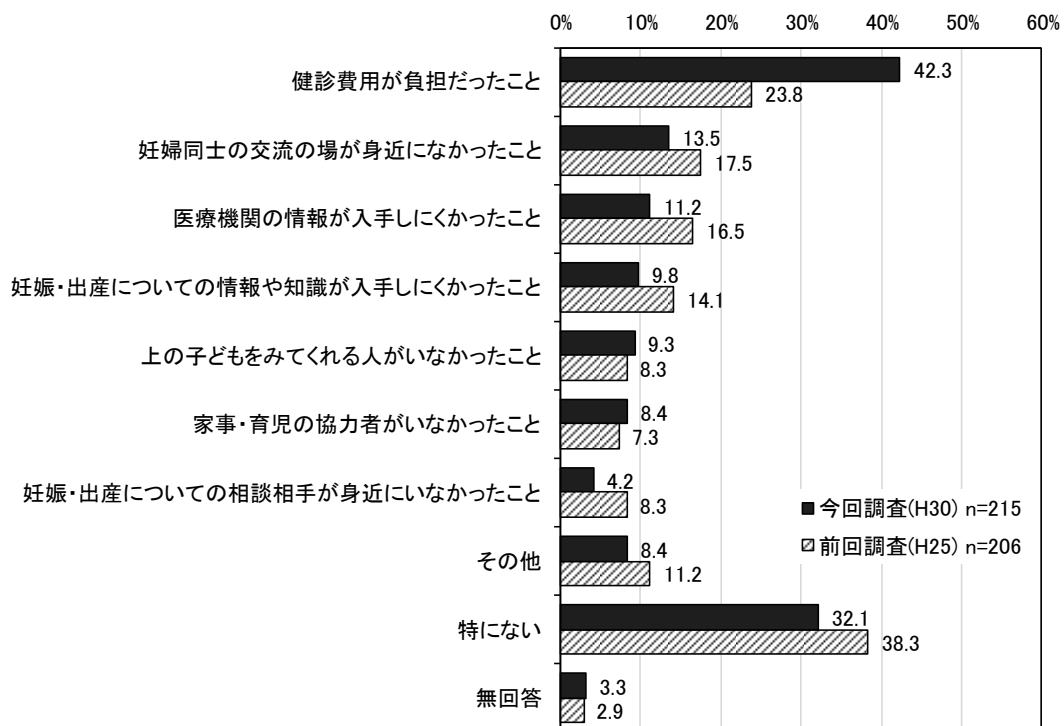
3. 妊婦の調査結果

(1) 妊娠中や出産について困ったこと

Q あなたの妊娠中や出産について、困ったことはありましたか。
(あてはまるものすべてに○)

- 妊娠中や出産について困ったことは、前回調査と比較して「健診費用が負担だったこと」が18.5ポイント増加している一方で、その他の項目については、前回調査と比較して減少している項目が多くみられます。

【妊婦】

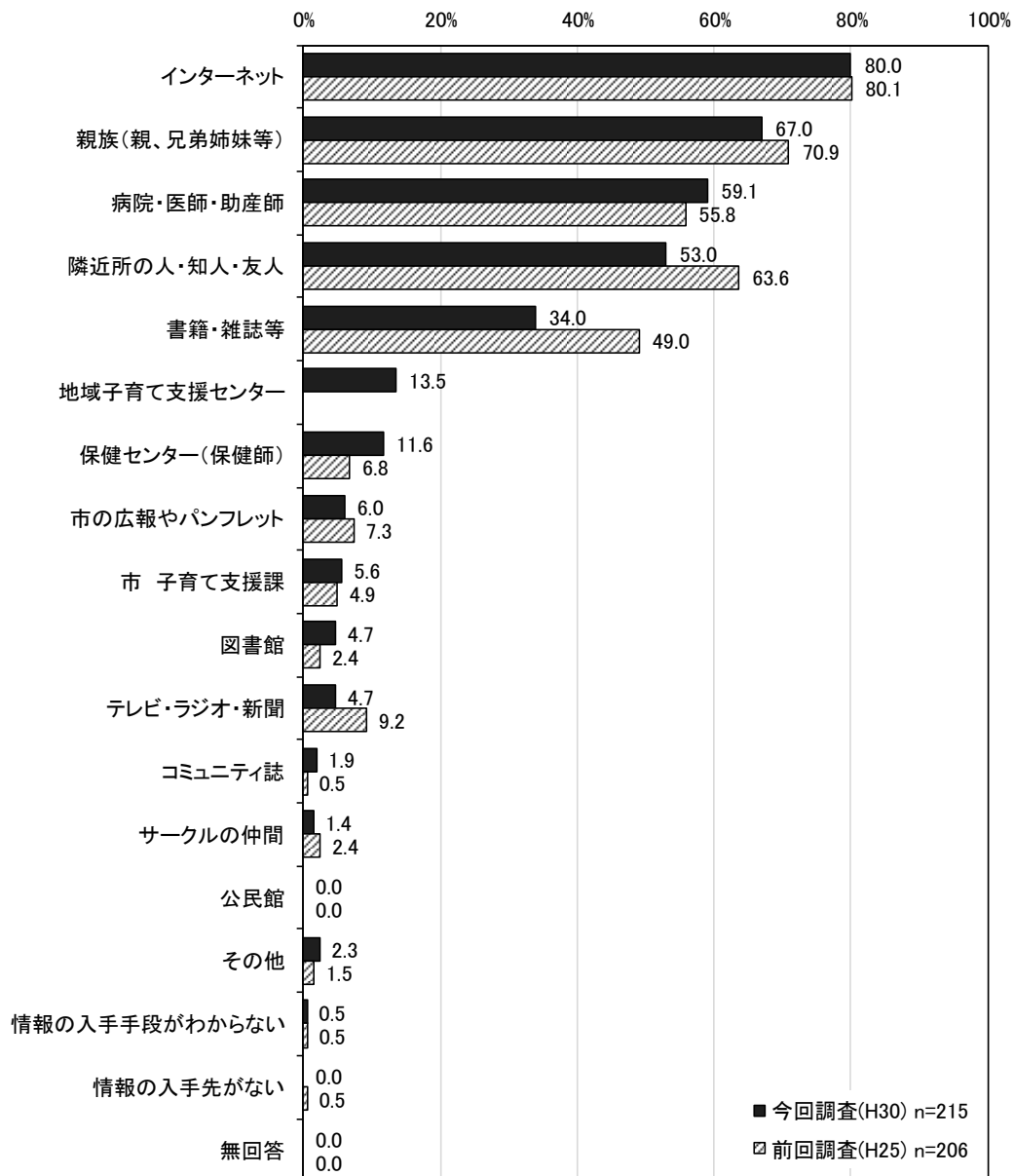


(2) 妊娠・出産に関する情報の入手方法

Q 妊娠・出産に関する情報をどのように入手されていますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 妊娠・出産に関する情報の入手方法については、上位3位に挙げられている項目に大きな変化はみられないものの、「隣近所の人・知人・友人」、「書籍・雑誌等」については、前回調査と比較して大きく減少しています。

【妊婦】

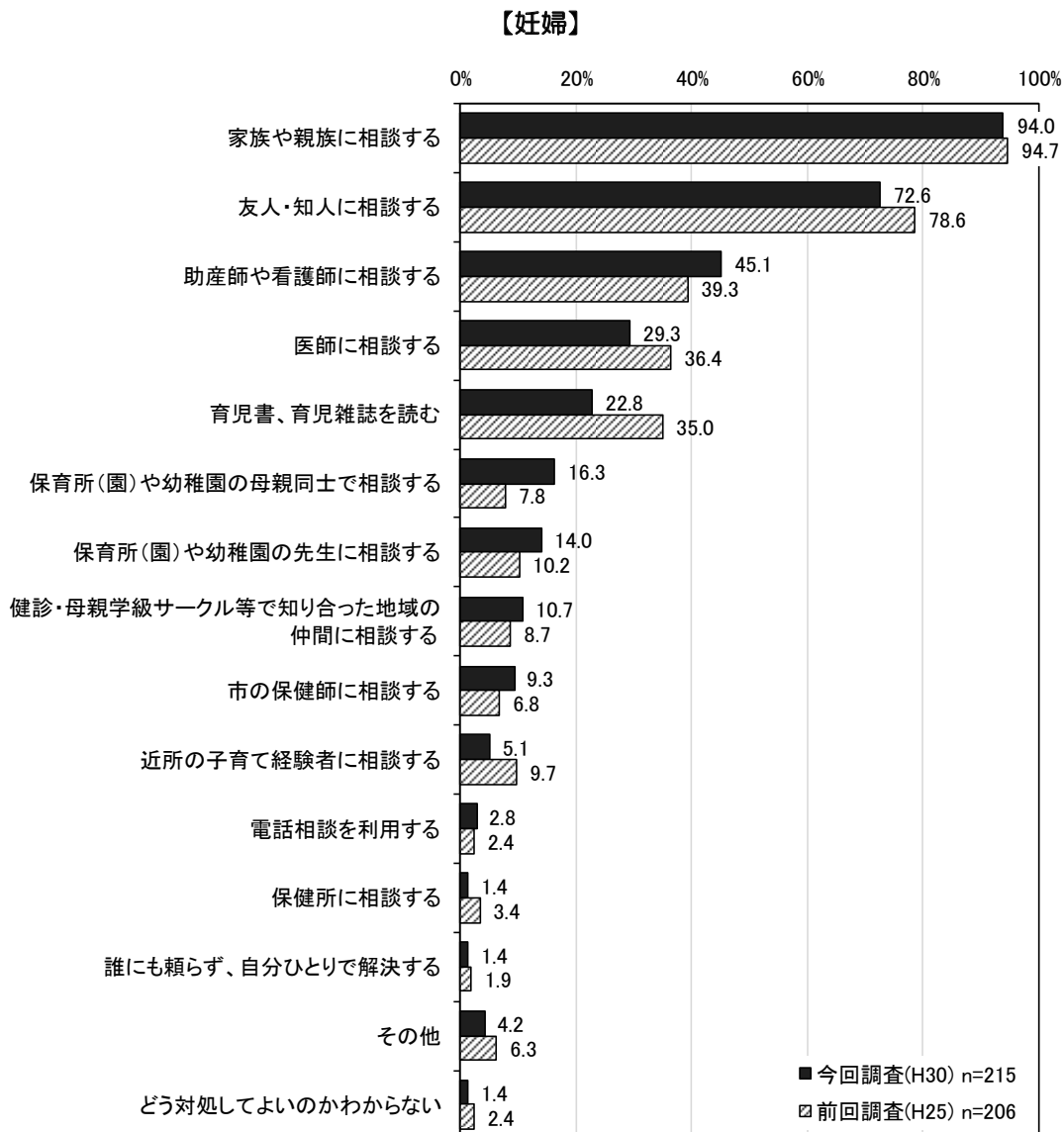


※「地域子育て支援センター」は、今回調査より追加

(3) 不安や悩みの相談相手・相談先

Q 不安や悩みをどのような方に相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

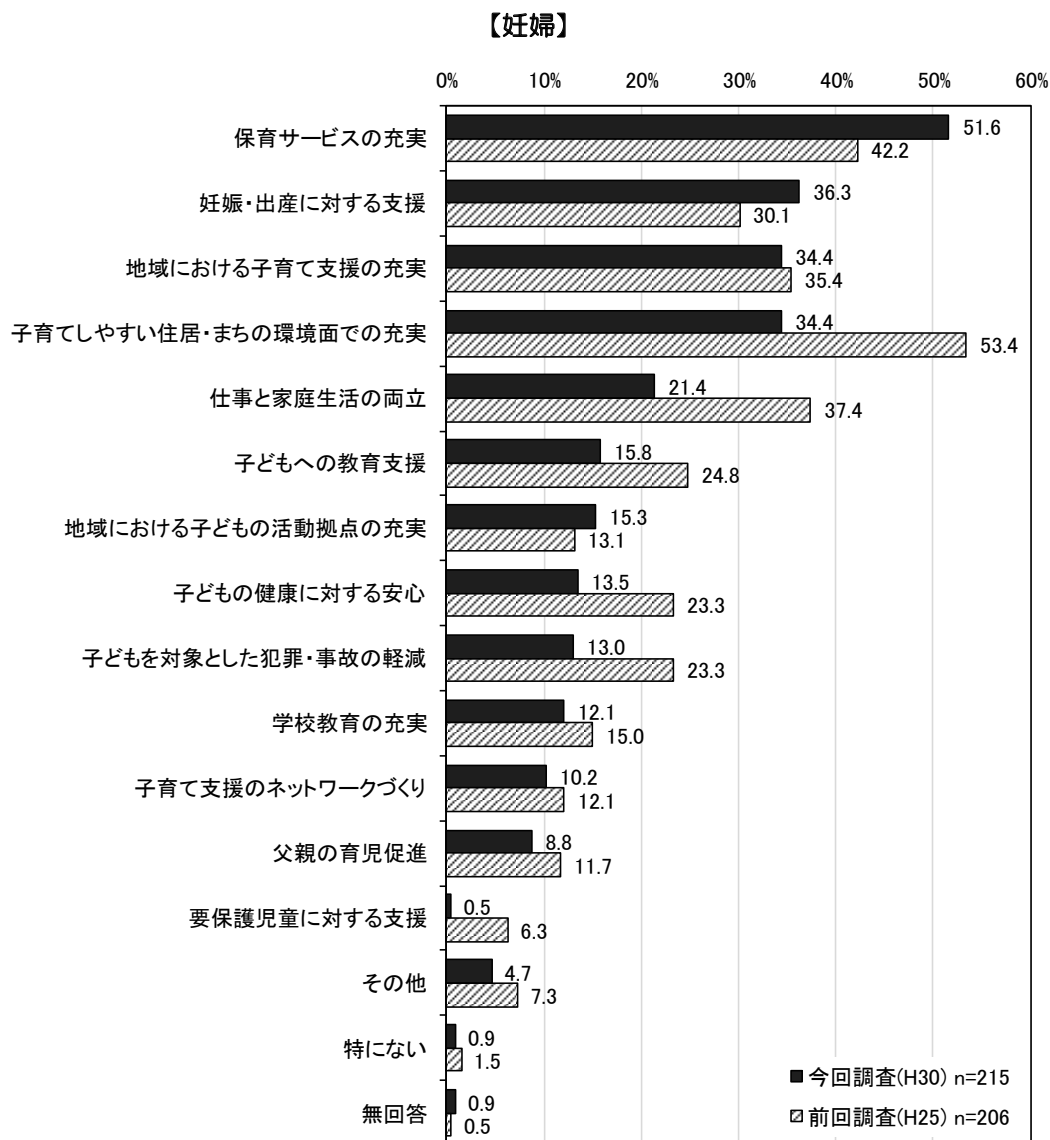
- 不安や悩みの相談相手・相談先については、前回調査と比較して、「家族や親族に相談する」、「友人・知人に相談する」が減少しています。一方で、「助産師や看護師に相談する」、「保育所（園）や幼稚園の母親同士で相談する」、「保育所（園）や幼稚園の先生に相談する」などの項目は増加となっています。



(4) 今後、取手市で必要と思う支援・対策

Q 子育てをする中で、今後、取手市ではどのような支援・対策が必要だと思いますか。
(〇は3つまで)

- 今後、取手市で必要と思う支援・対策について、前回調査と比較して増加している項目は、「保育サービスの充実」が 9.4 ポイント、「妊娠・出産に対する支援」が 6.2 ポイントの増加となっています。



第4節 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価

評価	◎：目標達成	○：改善・維持	△：進展なし・悪化
----	--------	---------	-----------

1. 「子育てにやさしい地域づくり」分野の評価

(1) 進行管理の事業の評価

1	事業名	BPプログラム	所管	保健センター			
	概要	生後2～5か月の第1子を育てている母親を対象としたプログラム。母親の仲間づくり、子育て知識を学習することで、育児不安と精神的ストレスの軽減を図り、親子のきずなを深めます。	指標	第1子参加率（％）			
			H25年度（実績値）	令和元年度（目標値）	H30年度（実績値）	達成率	評価
—	55%	58.8%	106.9%	◎			

2	事業名	ブックスタート	所管	図書館			
	概要	4か月児健診時に、乳児と保護者に良質な絵本の紹介や読書相談に応じるとともに、絵本を通じて親子が肌のぬくもりを感じながら、ことばかけをすることの大切さを伝えます。	指標	絵本の配布率（％）			
			H25年度（実績値）	令和元年度（目標値）	H30年度（実績値）	達成率	評価
98.9%	100%	100%	100%	◎			

3	事業名	取手市要保護児童対策地域協議会	所管	子育て支援課			
	概要	児童虐待問題に対応するため、協議会の関係機関の連携強化を図り、要保護児童の早期発見と適切な支援を実施します。（定例実務者会議）	指標	開催回数（回）			
			H25年度（実績値）	令和元年度（目標値）	H30年度（実績値）	達成率	評価
7回	7回	7回	100%	◎			

(2) 成果指標の評価

成果指標 1	保育所入所の待機児童数	データ取得先		子育て支援課		
		H26年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		0人	0人	11人	0%	△
成果指標 2	地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすいと感じる保護者の割合	データ取得先		子ども・子育てアンケート		
		H25年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		47.3%	60%	全体 53.5%	89.2%	◎
				就学前 60.2%		
小学生 46.4%						
成果指標 3	子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	データ取得先		子ども・子育てアンケート		
		H25年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		65.6%	100%	全体 65.2%	65.2%	○
				就学前 69.1%		
小学生 61.2%						
成果指標 4	障害児を受入れ可能な認定こども園・幼稚園・保育所(園)数	データ取得先		子育て支援課		
		H26年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		19か所	28か所	28か所	100%	◎
成果指標 5	地域の方が自分の子育てを支えてくれていると感じる保護者の割合	データ取得先		子ども・子育てアンケート		
		H25年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		46.3%	60%	全体 42.5%	70.8%	○
				就学前 41.5%		
小学生 43.6%						
成果指標 6	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合 H27～	データ取得先		子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート		
		H27年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		92.7%	目的達成	94.3%	—	○
成果指標 7	積極的に育児をしている父親の割合 H27～	データ取得先		子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート		
		H27年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		59.3%	目的達成	59.4%	—	○

2. 「子どもと親を育む環境づくり」分野の評価

(1) 進行管理の事業の評価

1	事業名	プレママ教室	所管	保健センター			
	概要	妊娠中の女性とその家族を対象に、妊娠期の健康管理から出産・育児に関する知識を学習する機会を設けます。	指標	参加者数（人）			
			H25年度（実績値）	令和元年度（目標値）	H30年度（実績値）	達成率	評価
103人	140人	172人	122.9%	◎			

2	事業名	子どもふれあいひろば	所管	スポーツ生涯学習課			
	概要	休日の安全な遊び場所として、公民館を利用し、地域ぐるみでの子育て、異学年、異世代間の交流や地域交流を図ります。	指標	参加人数（人）			
			H25年度（実績値）	令和元年度（目標値）	H30年度（実績値）	達成率	評価
1,670人	1,670人	717人	42.9%	△			

3	事業名	こども110番の家	所管	学務給食課			
	概要	学校単位で地域ボランティアの協力を得ながら、緊急時に子どもの避難場所となるこども110番の家の確保を図ります。	指標	登録件数（件）			
			H25年度（実績値）	令和元年度（目標値）	H30年度（実績値）	達成率	評価
2,227件	2,277件	2,137件	93.9%	△			

(2) 成果指標の評価

成果指標 1	乳幼児健康診査受診率	データ取得先		保健センター		
		H25年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		95.6%	97%	99.3%	102.4%	◎
成果指標 2	乳児家庭全戸訪問の訪問率	データ取得先		保健センター		
		H25年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		96.6%	100%	98.7%	98.7%	○
成果指標 3	子育て環境や支援に対する 満足度 (「満足」「やや満足」の割合)	データ取得先		子ども・子育てアンケート		
		H25年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		13.8%	20%	全体 18.6%	93.0%	○
				就学前 22.7%		
小学生 14.3%						
成果指標 4	適応指導教室通室者の 学校復帰率 (学校復帰者/通室者数)	データ取得先		指導課		
		H26年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		60%	100%	69%	69.0%	○
成果指標 5	将来に夢をもっている 児童生徒の割合	データ取得先		指導課		
		H25年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		77%	85%	75%	88.2%	△
成果指標 6	小児救急医療電話相談 (#8000)を知っている親の 割合(4か月) H27~	データ取得先		子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート		
		H27年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		77.7%	目的達成	91.9%	—	○
成果指標 7	子どものかかりつけ医をもつ 親の割合 H27~	データ 取得先		子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート		
		H27年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		41.7%	目的達成	68.2%	—	○
成果指標 8	妊娠・出産について満足して いる者の割合 H27~	データ 取得先		子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート		
		H27年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)	H30年度 (実績値)	達成率	評価
		92.5%	目的達成	97.4%	—	○

第5節 現状と課題

現状と課題 1 妊娠・出産に関すること

本市の児童人口は減少傾向で推移し、出生数は600人台で推移している状況です。今後も少子化は進行していくと予測されており、少子化の要因として、子育てに係る経済的負担感や、非婚化・晩婚化が挙げられています。

アンケート調査結果では、妊娠中や出産について困ったこととして、妊婦からは、「健診費用が負担だったこと」が上位に挙げられています。また、必要と思う支援・対策では、「妊娠・出産に対する支援」が上位に挙げられています。

少子化の進行を防ぐための取組の一環として、子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始されましたが、安心した妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発や、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実なども重要です。

社会全体が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する不安や負担感を和らげることを通じて、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが必要です。

現状と課題 2 子育てと仕事に関すること

女性就業率の上昇に伴い、共働き家庭が増加し、子育てと仕事に困難を抱える家庭も増加していると予測されます。

アンケート調査結果では、子育てを支援するために必要と思う支援・対策として、就学前児童保護者からは、「保育サービスの充実」や「地域における子育て支援の充実」が上位に挙げられていることから、多様化する家庭環境によるニーズに対応した支援が求められています。

また、仕事と家庭生活の両立においては、ワーク・ライフ・バランスの実現も重要となることから、育児休業や短時間勤務など、多様な働き方を実現するためにも、企業に対する情報提供を通じて、職場環境の整備を促進していくことが重要です。

さらには、家庭生活における性別による固定的役割分担意識を改善する啓発活動等を通じて、男性の育児参加を促進するための取組が必要です。

現状と課題 3 教育に関すること

アンケート調査結果では、保育所（園）に求めることとして、就学前児童保護者からは、「職員の対応の充実」、「安全確保への配慮」が上位に挙げられています。また、「幼児教育の充実」をみると、前回調査結果と比べて大きく増加している状況がみられます。小学生保護者からは、子育てを支援するために必要と思う支援・対策として、「子どもへの教育支援」や「学校教育の充実」が上位に挙げられています。

子どもたちの成長には、「育てる＝家庭教育」、「教える＝学校教育」の二つの車輪が、子どもたちの成長とともに、前へと進めていくことが大切です。

家庭・家族だから教えられること、学校だから学べることを理解し、家庭、学校、地域、また関係機関・関係団体との連携を図り、子どもたちの「生きる力」、「豊かな心」を育むことが重要です。

現状と課題 4 援護が必要な子ども・家庭に関すること

アンケート調査結果では、子育てに関して悩んでいることや困っていることとして、就学前児童保護者及び小学生保護者からは、「子育てにお金がかかること」、「子どもの健康、発育に関すること」が上位に挙げられている一方で、少数ではあるものの、「孤独感があること」や「子育てに関する相談をする人がいないこと」と回答している方がいます。

保護者の多くは、子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」であると考えられています。子育てをめぐる家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であることから、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援などの充実を図るとともに、潜在化しやすい家庭状況にある子ども・家庭もいることから、関係機関等との連携による訪問や相談支援体制の充実を図り、総合的な支援が求められています。

現状と課題 5 安全・安心について

アンケート調査結果では、子育てを支援するために必要と思う支援・対策として、就学前児童保護者及び小学生保護者、妊婦ともに、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が上位に挙げられています。また、「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」と回答している方がいます。

子どもが交通事故に巻き込まれてしまうなど、決して安全とはいえない状況があることから、子どもと子育て家庭が安全・安心して生活できる生活環境を整備するとともに、地域住民や関係機関とが一体となり、交通安全対策や防犯対策、防災対策などに努めることが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

取手市の地域社会の中で、すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、次の取手市次世代育成地域行動計画の基本理念を継承し、地域の市民とともに子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本理念

「子ども・親・地域・ともに育つまち取手」

次代の担い手である取手の子どもが、個性や自主性を伸ばし、豊かな人間性を培いながら、たくましく健やかに生きる力を身に付けていくことは、子どもの本人の最善の利益と幸福はもちろん、将来のまちづくりの上でもとても大切なことです。

子どもたちが健やかに育まれるためには、子育ての最も大きな責任は親が持つことを基本としながらも、地域の市民が子育て家庭に寄り添い、各家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感を少しでも和らげ、すべての親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるような環境を整えていくことが重要です。そのため、子育てを地域全体の問題として捉え、親子の育ちを市民みんなで支える地域社会を目指していく必要があります。

子どもは家庭だけでなく、地域のたくさんの人との関わりや支えの中でより一層たくましく育っていくものです。地域もまた、子どもの成長を見守り支えることで、助け合いとつながりが芽生え、地域の絆が強くなります。

一方、当市では、「スマートウェルネスとりで」の実現による、市民の健幸（健康で幸せ）づくりの推進と併せて取手駅周辺地区における「交流」「健康づくり」「子育て」の拠点整備に取り組んでいます。

「健幸」な地域社会の中で、親は安心して子育てができ、取手のすべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、次世代の親となるように、「子ども・親・地域・ともに育つまち取手」を基本理念として、市民とともに地域における子ども・子育て支援を推進していきます。

2. 基本目標

基本理念のもと、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

すべての子どもの健やかな育ちが保障されるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、新制度における教育・保育をはじめとする各種事業について、市内の提供体制の確保と充実を図ります。ニーズに応えられる必要な事業量の確保に努めるとともに、適切な事業評価と改善・努力によりサービスの質の向上を図ります。

基本目標2 子育てにやさしい地域づくり

少子化の進行や核家族化の進展に伴い、子育て家庭の孤立化が懸念されており、情報提供や相談支援、各種サービスなどの多様な公的支援とともに、地域においては近隣からの見守りや手助けが求められます。また、子育てをめぐる家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的負担の軽減など、関係機関等との連携を図りながらきめ細やかな対応が必要です。

さらに、男女がともに個性や能力を十分に発揮しながら働くことができるよう、仕事と家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる社会の実現も求められていることから、行政だけでなく、健幸（健康で幸せ）な市民・地域、企業、各種団体が力を合わせて子どもと子育て家庭を支援する地域社会形成に向けた多様な取り組みを推進します。

基本目標3 子どもと親を育む環境づくり

子どもの健やかな成長に資する環境的側面としては、心身の健康を支える保健・医療環境、子どもたちの能力と人間性を育む教育環境、親子の安全で安心な暮らしを支える生活環境が特に重要と考えられます。

そのため、保健・医療・福祉・教育等の「分野間の連携」、学校・家庭・地域・関係機関等の「主体間の連携」を図り、総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通安全・防犯対策などを推進します。さらに、子どもの遊び場や居場所の確保、公園や道路交通環境の整備を図るなど、親子でより安全・快適で安心して暮らせる生活環境の実現を目指します。

第2節 計画の体系

基本理念及び3つの基本目標のもと、施策を展開していきます。

基本理念 「子ども・親・地域・ともに育つまち取手」

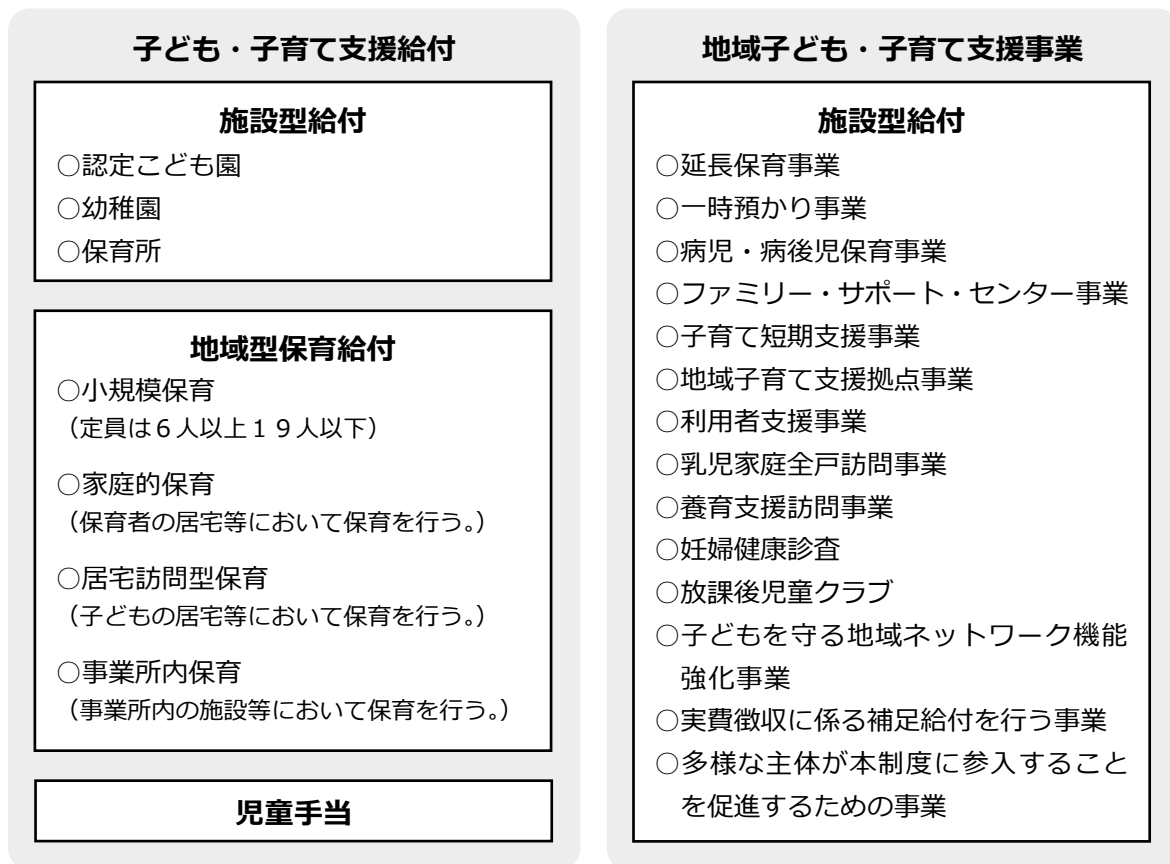
基本施策	具体的施策
基本目標 1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供	1. 幼児期の教育・保育の提供体制の確保 ●1号認定・2号認定・3号認定 (特定教育・保育施設等の定員の確保)
	2. 地域子ども・子育て支援事業の展開 ●延長保育事業 ●一時預かり事業 ●病児・病後児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●子育て短期支援事業(ショートステイ事業) ●地域子育て支援拠点事業 ●利用者支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●妊婦健康診査 ●放課後児童クラブ ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
基本目標 2 子育てにやさしい地域づくり	1. 地域における子育て支援体制の充実 2. 子育て家庭への経済的支援 3. 親・家庭・地域の教育力の向上 4. 要保護・要支援児童などへの対応の充実 5. 障害のある子どもの育ちの支援 6. 仕事と生活の調和が図れる社会の形成
基本目標 3 子どもと親を育む環境づくり	1. 母子保健・医療環境の充実 2. 思春期の心身の成長を支える環境の充実 3. 子どもの健全育成のための教育環境の向上 4. 親子が安心して暮らせる生活環境づくり

第3節 子ども・子育て支援新制度の全体像

子育て世代の長時間勤務や女性の就業の増加などにより、保育の必要定員の確保とともに、延長保育や一時預かり、病児保育など、多様化するニーズへの対応も課題です。

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付及び児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

〈新制度における給付・事業の体系〉



第4節 取手市の教育・保育提供区域

1. 教育・保育提供区域とは

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、

各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

なお、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

2. 取手市における区域設定の考え方

本市では、教育・保育事業については、中学校区を基本としつつ、一部統合した以下の4区域を設定します。

◎ 中学校区を基本とした4区域

- ①取手第一中学校区域
- ②取手第二中学校区域
- ③戸頭・永山中学校区域
- ④藤代・藤代南中学校区域

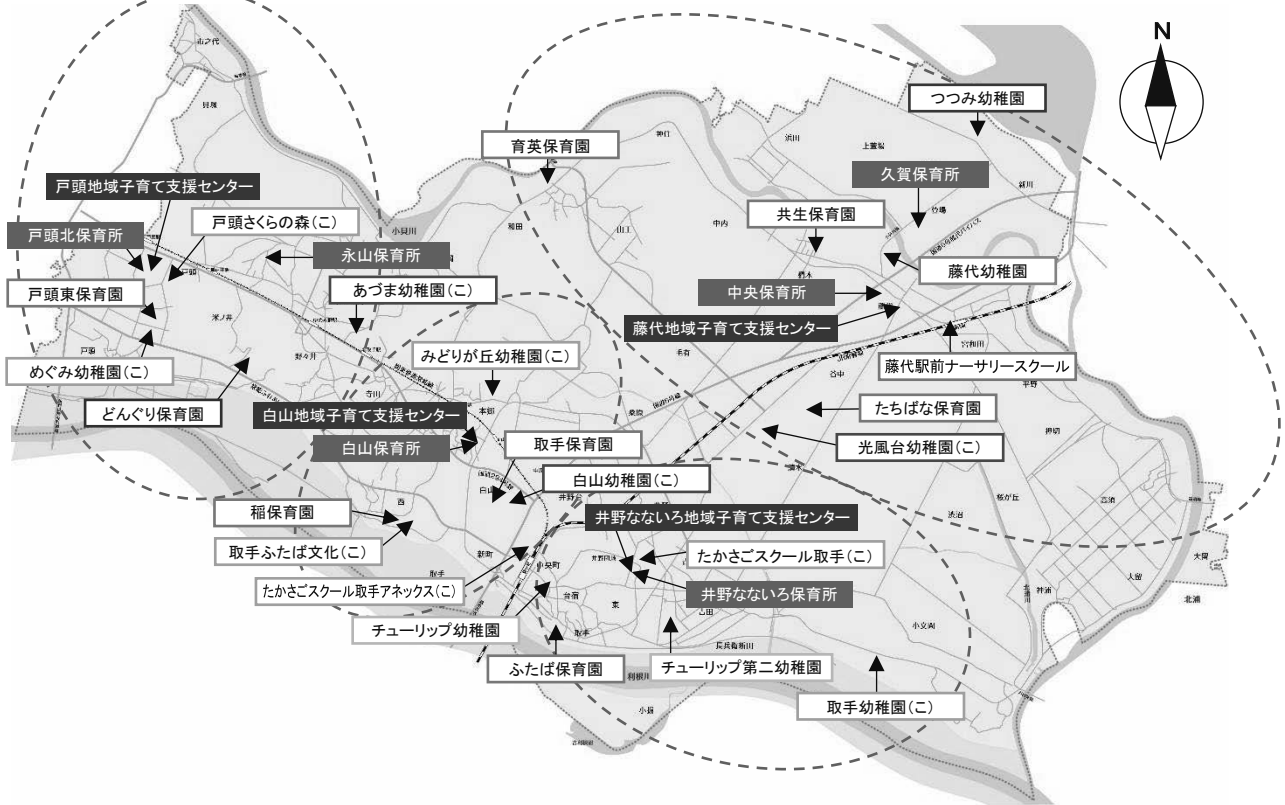
〈各区域の基本情報〉

	人口 (人)	児童数(人)			認定 こども園 (か所)	幼稚園 (か所)	認可 保育所 (園) (か所)	地域型 保育 (か所)	認可外 保育所 (か所)	事業所内 保育所 (か所)	企業 主導型 (か所)	子育て 支援 センター (か所)	子ども クラブ (か所)
		0-2 歳	3-5 歳	6-11 歳									
①取手第一 中学校区域	23,390	392	426	951	2	2	3	0	0	1	1	1	2
②取手第二 中学校区域	26,877	417	478	1,088	3	0	3	0	0	1	0	1	3
③戸頭・永山 中学校区域	25,136	589	575	1,173	3	0	3	1	1	2	0	1	3
④藤代・藤代南 中学校区域	31,801	544	617	1,491	1	2	6	0	4	1	0	1	6
市全域	107,204	1,942	2,096	4,703	9	4	15	1	5	5	1	4	14

※平成31年4月1日現在

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の実施体制を市全体で効率的に整備する観点から、一部事業を除き、基本的には全市(1区域)と設定します。

〈各区域における教育・保育施設等の分布〉



なお、区域の設定にあたり、考慮した要素は主に以下のような事柄です。

- 保育所を選ぶ上で重視する条件として、自宅に近いことがアンケートで最も多く挙げられていたこと。
- 各区域の児童数の均衡が一定程度保たれること。
- 保育施設については、自宅に近いことのほか、保護者の通勤経路から選択することが考えられ、居住地区と利用施設の区域が一致しないケースが多く想定されること。
- バスで通園する施設においては、市内広域又は隣接市町からの利用も少なくないこと。
- 地域の枠を越えて施設が利用される現状を考慮した場合、保育ニーズに対応していくためには、広域での調整・確保が必要と考えられること。
- 幼稚園については、自宅に近いということだけでなく、たとえ多少遠くても各園の教育方針などを基準に選択したい保護者の意向があること。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の実施状況や利用状況に照らし合わせて（保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、児童クラブなど）、それらにできるだけ共通した区域単位であること。
- 保育需要の地域的な分布の密集度合いが、地域によって異なる（駅周辺、住宅地、農業地域など）と考えられ、小地区単位での確保策には限界があること。
- すべての事業について、基盤整備や提供体制の確保を5年間で推進していくことを考えた場合、区域を細かく設定しすぎると推進の妨げになることが懸念されること。
- 現行の保育所整備計画における区域設定と連続性・整合性があること。

3. 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の設定区域

(1) 教育・保育（認定こども園・幼稚園・保育所等の定員）

教育・保育については、提供区域は4区域です。

区分	区域設定
教育・保育(1号認定・2号認定・3号認定)	4区域

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、提供区域は1区域（市全域）としますが、⑥地域子育て支援拠点事業、⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業・放課後子どもクラブ）については、事業の特性を踏まえ、4区域と設定します。

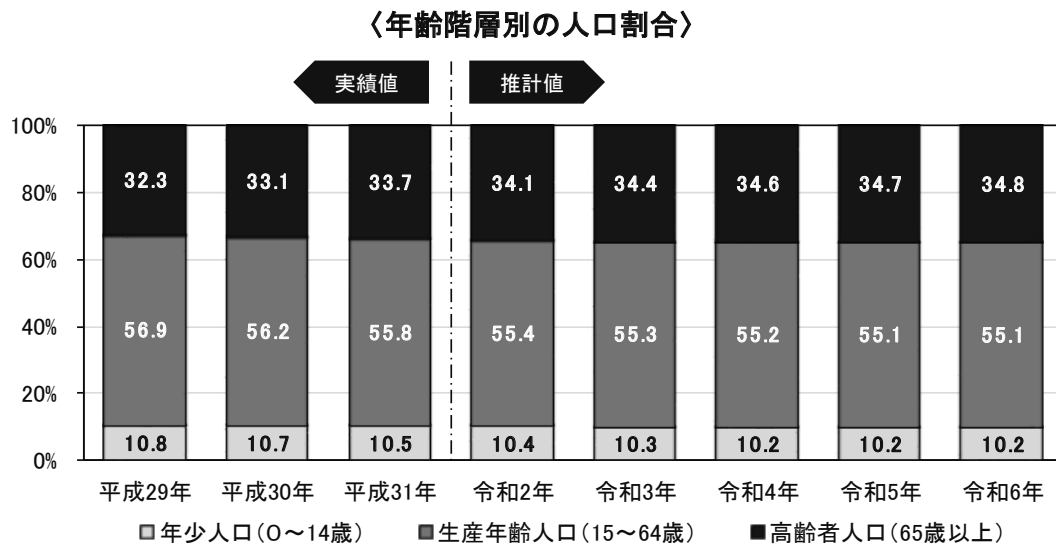
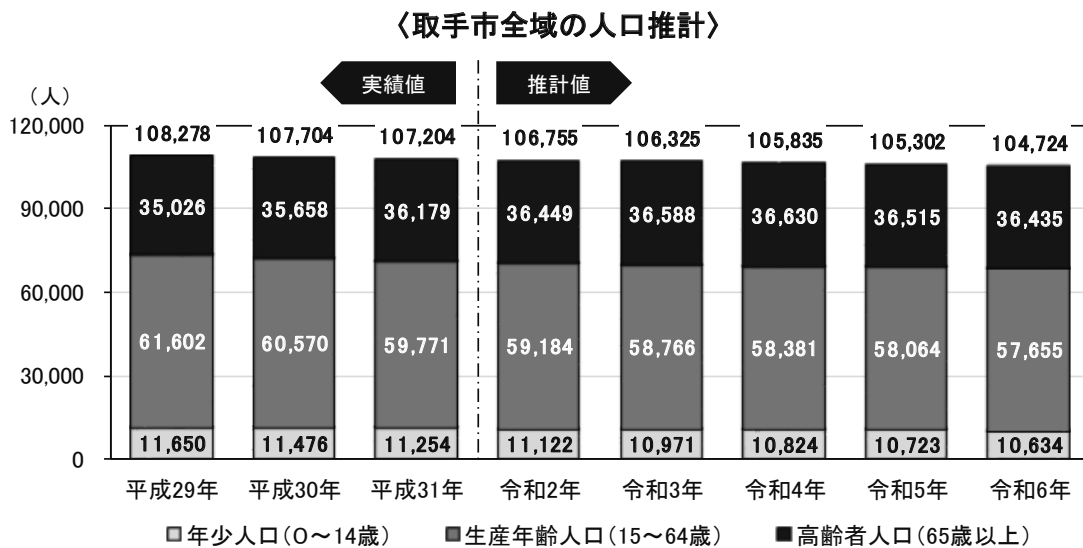
区分	区域設定
① 延長保育事業	1区域（市全域）
② 一時預かり事業	1区域（市全域）
③ 病児・病後児保育事業	1区域（市全域）
④ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	1区域（市全域）
⑤ 子育て短期支援事業	1区域（市全域）
⑥ 地域子育て支援拠点事業	4区域
⑦ 利用者支援事業	1区域（市全域）
⑧ 乳児家庭全戸訪問事業	1区域（市全域）
⑨ 養育支援訪問事業	1区域（市全域）
⑩ 妊婦健康診査	1区域（市全域）
⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	4区域
⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1区域（市全域）
⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域（市全域）
⑭ 多様な主体の参入促進事業	1区域（市全域）

第5節 取手市の児童数の将来推計

1. 市全域の人口推計結果

本市の市全域の人口推計結果は、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には人口が2,000人程度減少し、令和6年には104,724人となることが予測されます。

また、年齢階層別人口の割合は、今後も高齢者人口の割合は増加する一方で、年少人口、生産年齢人口ともに減少し、令和6年には年少人口が10.2%となることが予測されます。

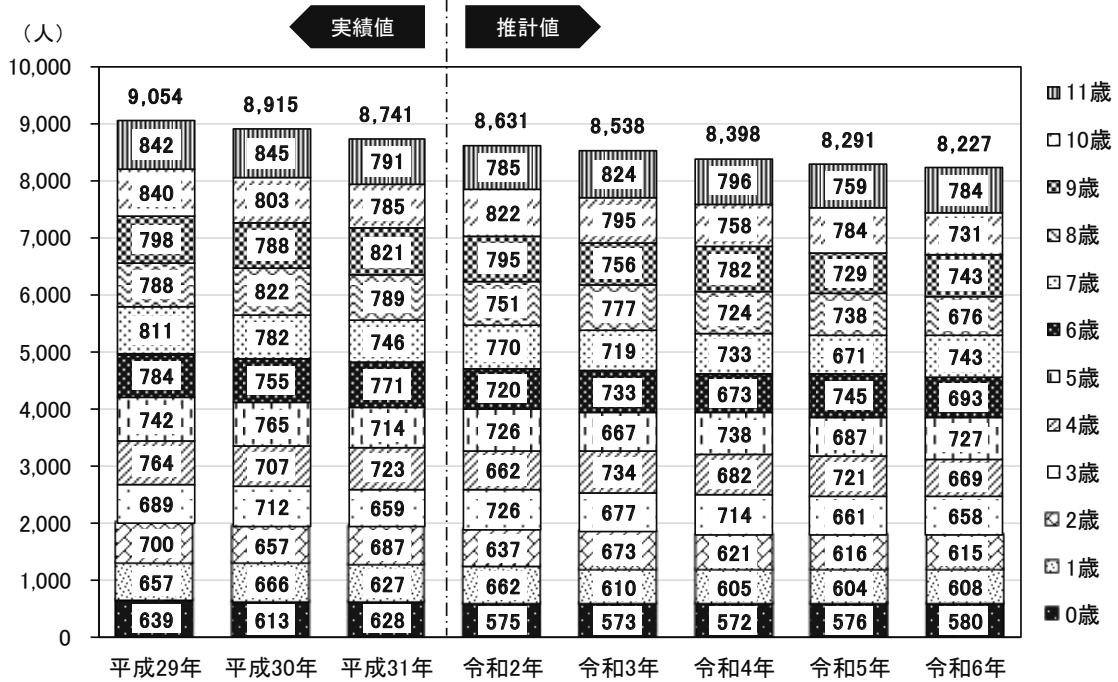


資料：平成29年から平成31年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 市全域の児童数の推計結果

本市の人口推計結果から、0歳から11歳までの児童数をみると、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には児童数が400人程度減少し、令和6年には8,227人となることが予測されます。

〈取手市全域の児童数の将来推計〉



(単位：人)

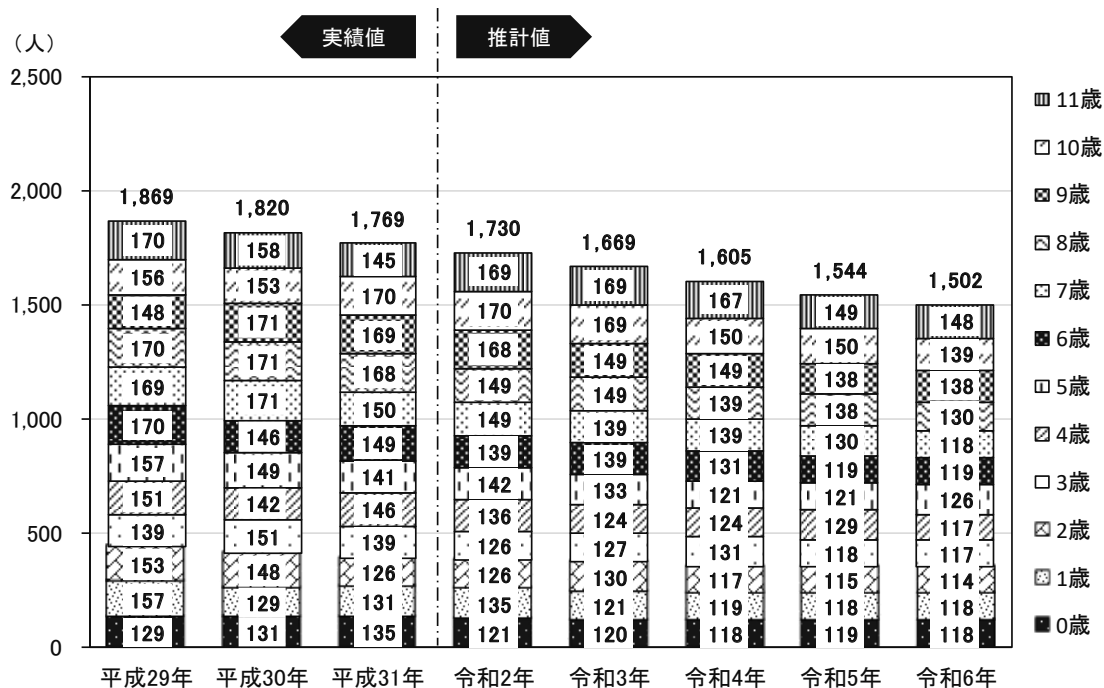
年齢	実績値			推計値				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	639	613	628	575	573	572	576	580
1歳	657	666	627	662	610	605	604	608
2歳	700	657	687	637	673	621	616	615
3歳	689	712	659	726	677	714	661	658
4歳	764	707	723	662	734	682	721	669
5歳	742	765	714	726	667	738	687	727
保育年齢(0~5歳)	4,191	4,120	4,038	3,988	3,934	3,932	3,865	3,857
6歳	784	755	771	720	733	673	745	693
7歳	811	782	746	770	719	733	671	743
8歳	788	822	789	751	777	724	738	676
9歳	798	788	821	795	756	782	729	743
10歳	840	803	785	822	795	758	784	731
11歳	842	845	791	785	824	796	759	784
小学校年齢(6~11歳)	4,863	4,795	4,703	4,643	4,604	4,466	4,426	4,370
合計	9,054	8,915	8,741	8,631	8,538	8,398	8,291	8,227

資料：平成29年から平成31年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

3. 教育・保育提供区域ごとの児童数の推計結果

(1) 取手第一中学校区域

〈取手第一中学校区域の児童数の将来推計〉



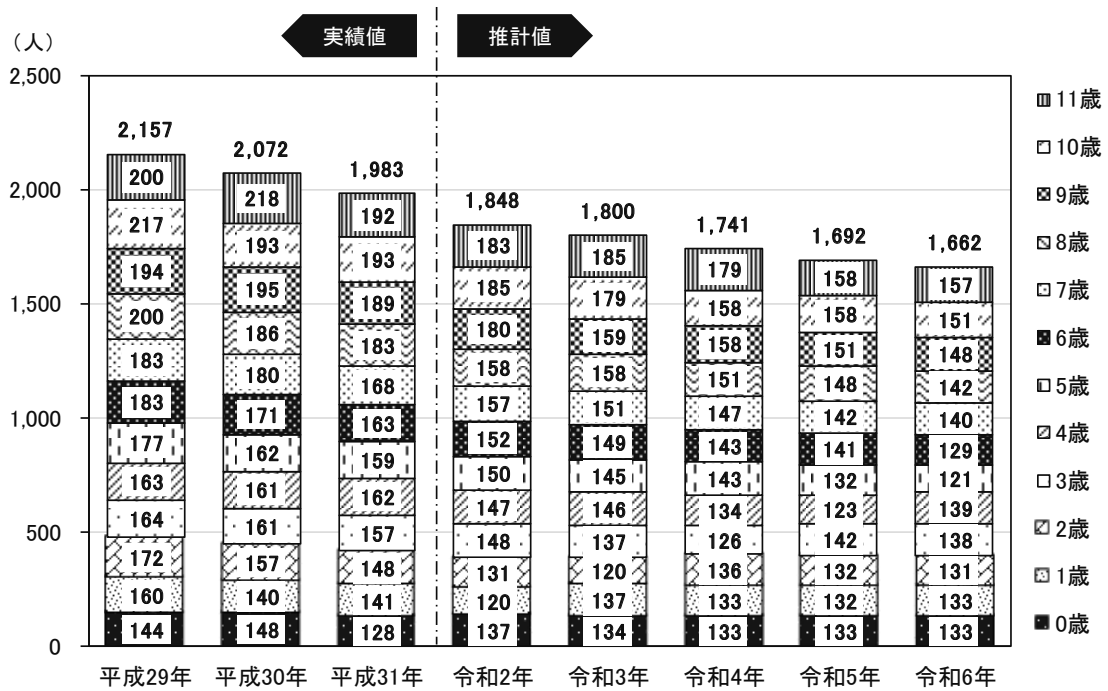
(単位: 人)

年齢	実績値			推計値				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	129	131	135	121	120	118	119	118
1歳	157	129	131	135	121	119	118	118
2歳	153	148	126	126	130	117	115	114
3歳	139	151	139	126	127	131	118	117
4歳	151	142	146	136	124	124	129	117
5歳	157	149	141	142	133	121	121	126
保育年齢 (0~5歳)	886	850	818	786	755	730	720	710
6歳	170	146	149	139	139	131	119	119
7歳	169	171	150	149	139	139	130	118
8歳	170	171	168	149	149	139	138	130
9歳	148	171	169	168	149	149	138	138
10歳	156	153	170	170	169	150	150	139
11歳	170	158	145	169	169	167	149	148
小学校年齢 (6~11歳)	983	970	951	944	914	875	824	792
合計	1,869	1,820	1,769	1,730	1,669	1,605	1,544	1,502

資料: 平成29年から平成31年は住民基本台帳(各年4月1日現在)
令和2年以降は推計値より4区域按分

(2) 取手第二中学校区域

〈取手第二中学校区域の児童数の将来推計〉



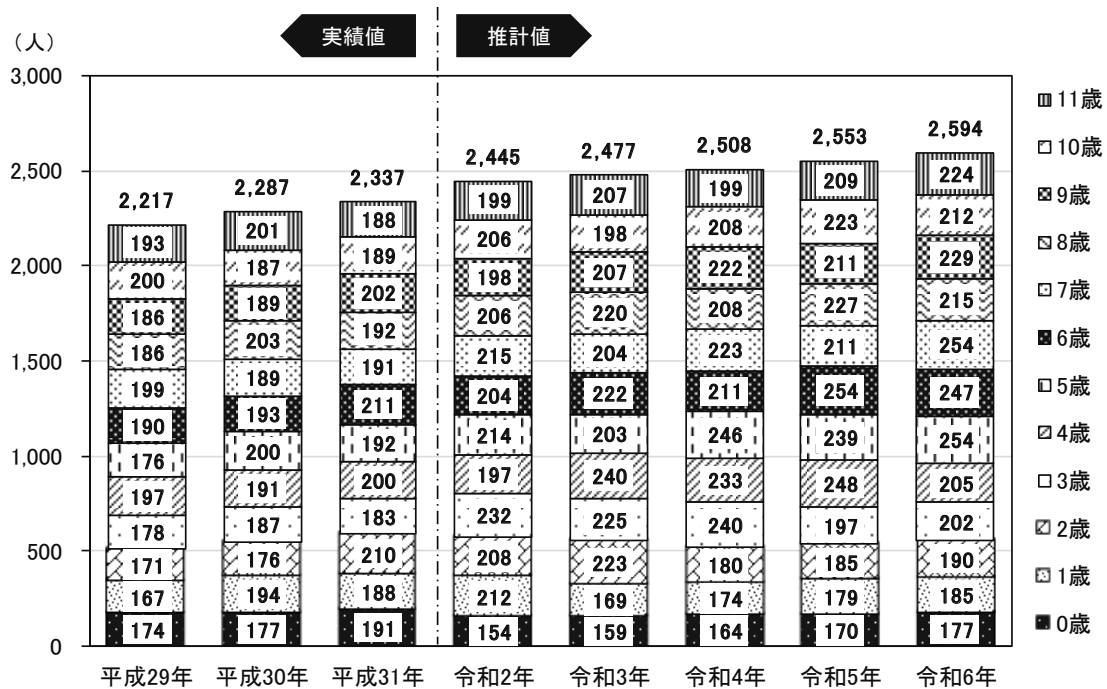
(単位：人)

年齢	実績値			推計値				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	144	148	128	137	134	133	133	133
1歳	160	140	141	120	137	133	132	133
2歳	172	157	148	131	120	136	132	131
3歳	164	161	157	148	137	126	142	138
4歳	163	161	162	147	146	134	123	139
5歳	177	162	159	150	145	143	132	121
保育年齢 (0~5歳)	980	929	895	833	819	805	794	795
6歳	183	171	163	152	149	143	141	129
7歳	183	180	168	157	151	147	142	140
8歳	200	186	183	158	158	151	148	142
9歳	194	195	189	180	159	158	151	148
10歳	217	193	193	185	179	158	158	151
11歳	200	218	192	183	185	179	158	157
小学校年齢 (6~11歳)	1,177	1,143	1,088	1,015	981	936	898	867
合計	2,157	2,072	1,983	1,848	1,800	1,741	1,692	1,662

資料：平成29年から平成31年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和2年以降は推計値より4区域按分

(3) 戸頭・永山中学校区域

〈戸頭・永山中学校区域の児童数の将来推計〉



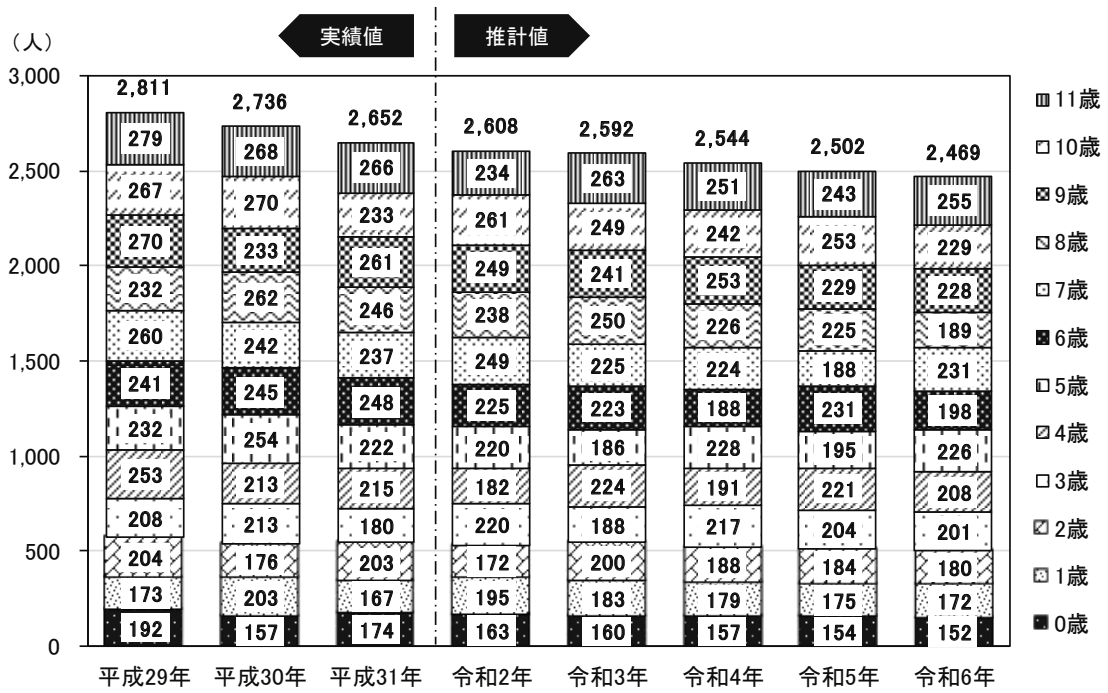
(単位：人)

年齢	実績値			推計値				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	174	177	191	154	159	164	170	177
1 歳	167	194	188	212	169	174	179	185
2 歳	171	176	210	208	223	180	185	190
3 歳	178	187	183	232	225	240	197	202
4 歳	197	191	200	197	240	233	248	205
5 歳	176	200	192	214	203	246	239	254
保育年齢 (0~5 歳)	1,063	1,125	1,164	1,217	1,219	1,237	1,218	1,213
6 歳	190	193	211	204	222	211	254	247
7 歳	199	189	191	215	204	223	211	254
8 歳	186	203	192	206	220	208	227	215
9 歳	186	189	202	198	207	222	211	229
10 歳	200	187	189	206	198	208	223	212
11 歳	193	201	188	199	207	199	209	224
小学校年齢 (6~11 歳)	1,154	1,162	1,173	1,228	1,258	1,271	1,335	1,381
合計	2,217	2,287	2,337	2,445	2,477	2,508	2,553	2,594

資料：平成 29 年から平成 31 年は住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）
令和 2 年以降は推計値より 4 区域按分

(4) 藤代・藤代南中学校区域

〈藤代・藤代南中学校区域の児童数の将来推計〉



(単位：人)

年齢	実績値			推計値				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	192	157	174	163	160	157	154	152
1歳	173	203	167	195	183	179	175	172
2歳	204	176	203	172	200	188	184	180
3歳	208	213	180	220	188	217	204	201
4歳	253	213	215	182	224	191	221	208
5歳	232	254	222	220	186	228	195	226
保育年齢(0~5歳)	1,262	1,216	1,161	1,152	1,141	1,160	1,133	1,139
6歳	241	245	248	225	223	188	231	198
7歳	260	242	237	249	225	224	188	231
8歳	232	262	246	238	250	226	225	189
9歳	270	233	261	249	241	253	229	228
10歳	267	270	233	261	249	242	253	229
11歳	279	268	266	234	263	251	243	255
小学校年齢(6~11歳)	1,549	1,520	1,491	1,456	1,451	1,384	1,369	1,330
合計	2,811	2,736	2,652	2,608	2,592	2,544	2,502	2,469

資料：平成29年から平成31年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和2年以降は推計値より4区域按分

第4章 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

第1節 教育・保育施設の現状と今後

1. 新制度における給付制度

新制度では、「3歳以上のすべての子どもへの学校教育」と「保育の必要性がある子どもへの保育」について、個人の権利として保障する観点から給付制度を導入しており、認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小規模保育等、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となります。

子ども・子育て支援制度のもと、地域の実情に応じて質の高い教育・保育や子育て支援が、必要かつ希望する家庭に適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する必要があります。

〈給付の対象となる施設・事業〉



2. 給付と認定

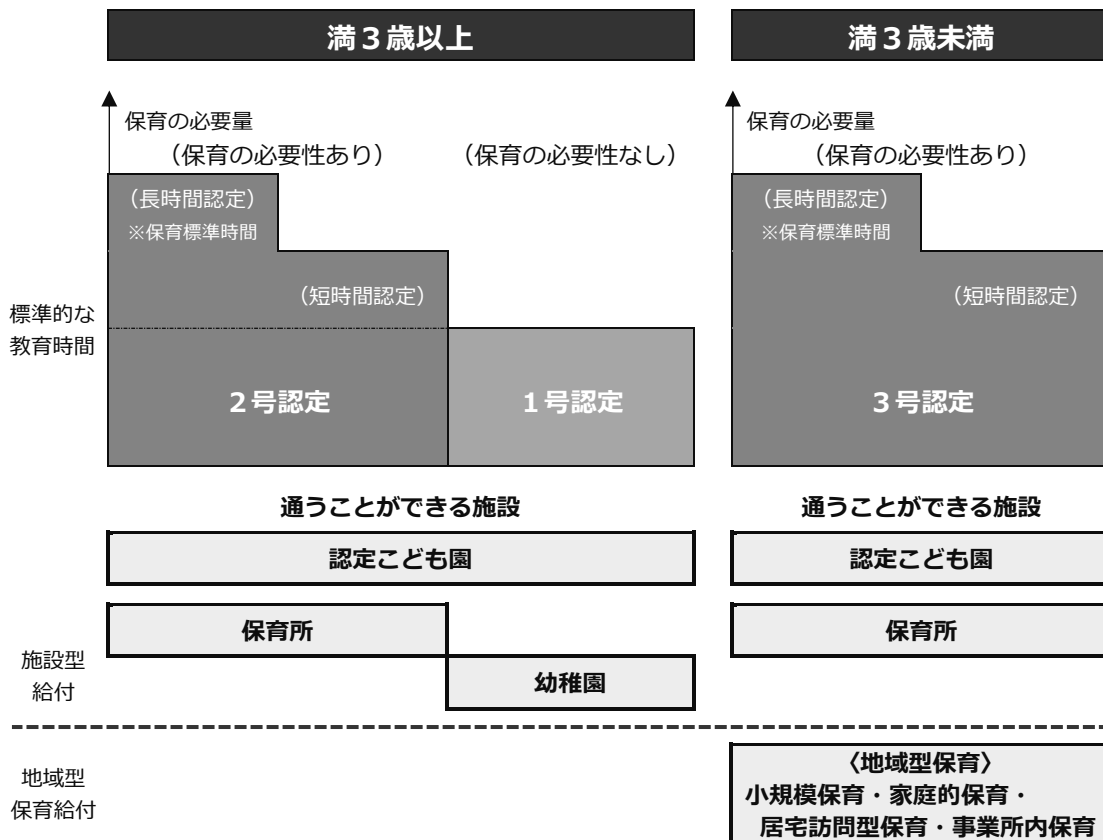
利用にあたっては、保護者が市町村へ申請し、市町村から保育の必要性の認定を受けて、給付が支給される仕組みとなります。

〈申請と認定の種類〉

- ・ 保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
- ↓
- ・ 保育の必要性から支給認定基準を認定。
 - **1号認定：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）**
 - **2号認定：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）**
 - **3号認定：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）**
- ※ 2号認定、3号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（長時間）認定」と「短時間認定」に保育の利用時間を区分。

市町村が定める客観的な基準（「事由」、「区分」、「優先利用」）のもと、認定された種別（1号・2号・3号）により、利用できる施設や時間が決定します。

〈認定と利用の関係〉



幼稚園、認定こども園、保育所（園）に通う3歳から5歳までの子どもの利用料（保育料）及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料（保育料）が無償となります。

また、3歳から5歳までの障害のある子どもが児童発達支援等を利用した際の利用者負担も無償化されます。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月より幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児の子どもたち及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもの利用料が無償化されました。

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等

- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無料になります。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料になります。
- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園に加え、地域型保育も同様に無料になります。

企業主導型保育事業

- 標準的な利用料の金額が無料になります。
※ただし、対象となるためには、利用している企業主導型保育施設に対し、必要書類の提出を行う必要があります。

幼稚園の預かり保育

- 対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。

認可外保育施設等

- 3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無料になります。
※対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無料になります。

第2節 教育・保育の量の見込みと確保方策

1. 取手第一中学校区域

(1) 1号認定・2号認定【3～5歳】

単位:人	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	※児童数(3～5歳)	426	404	384	376	368
量の見込み(①)	401	382	361	354	348	339
1号認定	158	138	130	127	126	122
2号認定	243	244	231	227	222	217
教育ニーズ	88	88	84	82	80	79
その他	155	156	147	145	142	138
確保方策(②)	360	360	360	360	360	360
特定教育・保育施設(1号)	105	105	105	105	105	105
特定教育・保育施設(2号)	255	255	255	255	255	255
差(②-①)	-41	-22	-1	6	12	21

■ 確保方策について

- 1号認定は、量の見込みが区域内の幼稚園、認定こども園の定員を上回ると予測されますが、隣接する取手第二中学校区、藤代・藤代南中学校区の供給体制と調整しながら事業量の確保に努めます。
- 2号認定は、区域内の認定こども園、保育所(園)により確保できる見込みです。
- 教育ニーズの2号認定について、保護者の意向等により幼稚園、認定こども園の利用を希望する場合には、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制を確保した上で標準時間の教育を図ります。
- 幼児教育の希望が強い2号認定については、区域内の認定こども園により適正な給付が図られる見通しです。

(2) 3号認定【0歳、1・2歳】

単位:人	令和元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
※児童数(0～2歳)	392	382	371	354	352	350
※児童数(0歳)	135	121	120	118	119	118
※児童数(1・2歳)	257	261	251	236	233	232
量の見込み(①)	153	167	162	152	151	151
3号認定(0歳)	20	19	19	18	18	18
3号認定(1・2歳)	133	148	143	134	133	133
0～2歳保育利用率	39.0%	43.7%	43.7%	42.9%	42.9%	43.1%
確保方策(②)	193	193	193	193	193	193
特定教育・保育施設(0歳)	42	42	42	42	42	42
特定教育・保育施設(1・2歳)	151	151	151	151	151	151
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
差(②-①)	40	26	31	41	42	42

■確保方策について

○本区域における必要な事業量は、区域内の認定こども園、保育所(園)により確保できる見込みです。

2. 取手第二中学校区域

(1) 1号認定・2号認定【3～5歳】

単位:人	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	※児童数(3～5歳)	478	445	428	403	397
量の見込み(①)	448	413	398	375	368	368
1号認定	211	188	181	171	167	167
2号認定	237	225	217	204	201	201
教育ニーズ	71	67	65	61	60	60
その他	166	158	152	143	141	141
確保方策(②)	716	716	716	716	716	716
特定教育・保育施設(1号)	405	405	405	405	405	405
特定教育・保育施設(2号)	311	311	311	311	311	311
差(②-①)	268	303	318	341	348	348

■ 確保方策について

- 1号認定及び2号認定は、区域内的の幼稚園、認定こども園、保育所(園)により確保できる見込みです。
- 教育ニーズの2号認定について、保護者の意向等により幼稚園、認定こども園の利用を希望する場合には、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制を確保した上で標準時間の教育を図ります。
- 幼児教育の希望が強い2号認定については、区域内的の認定こども園により適正な給付が図られる見通しです。
- 他区域からの利用者が多く流入する区域であると考えられることから、希望者の意向に沿ったサービス提供の確保を図ります。

(2) 3号認定【0歳、1・2歳】

単位:人	令和元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
※児童数(0～2歳)	417	388	391	402	397	397
※児童数(0歳)	128	137	134	133	133	133
※児童数(1・2歳)	289	251	257	269	264	264
量の見込み(①)	140	146	148	155	153	152
3号認定(0歳)	12	18	18	18	18	18
3号認定(1・2歳)	128	128	130	137	135	134
0～2歳保育利用率	33.6%	37.6%	37.9%	38.6%	38.5%	38.3%
確保方策(②)	175	175	175	175	175	175
特定教育・保育施設(0歳)	39	39	39	39	39	39
特定教育・保育施設(1・2歳)	136	136	136	136	136	136
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
差(②-①)	35	29	27	20	22	23

■確保方策について

○本区域における必要な事業量は、区域内の認定こども園、保育所(園)により確保できる見込みです。

3. 戸頭・永山中学校区域

(1) 1号認定・2号認定【3～5歳】

単位:人	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	※児童数(3～5歳)	575	643	668	719	684
量の見込み(①)	520	557	578	624	592	573
1号認定	233	252	262	283	270	261
2号認定	287	305	316	341	322	312
教育ニーズ	108	115	119	128	121	117
その他	179	190	197	213	201	195
確保方策(②)	486	571	571	571	571	571
特定教育・保育施設(1号)	220	250	250	250	250	250
特定教育・保育施設(2号)	266	321	321	321	321	321
差(②-①)	-34	14	-7	-53	-21	-2

■ 確保方策について

- 他区域に比べて児童数が多いことから、年度により1号認定及び2号認定の量の見込みが区域内の幼稚園、認定こども園、保育所(園)の定員を上回ることが予測されますが、隣接する取手第二中学校区等の供給体制と調整しながら事業量の確保に努めます。
- 教育ニーズの2号認定について、保護者の意向等により幼稚園、認定こども園の利用を希望する場合には、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制を確保した上で標準時間の教育を図ります。

(2) 3号認定【0歳、1・2歳】

単位:人	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
※児童数(0～2歳)	589	574	551	518	534	552
※児童数(0歳)	191	154	159	164	170	177
※児童数(1・2歳)	398	420	392	354	364	375
量の見込み(①)	217	237	224	204	211	217
3号認定(0歳)	25	22	22	23	24	25
3号認定(1・2歳)	192	215	202	181	187	192
0～2歳保育利用率	36.8%	41.3%	40.7%	39.4%	39.5%	39.3%
確保方策(②)	198	239	239	239	239	239
特定教育・保育施設(0歳)	41	50	50	50	50	50
特定教育・保育施設(1・2歳)	127	159	159	159	159	159
特定地域型保育事業	30	30	30	30	30	30
差(②-①)	-19	2	15	35	28	22

■確保方策について

○本区域における必要な事業量は、区域内の認定こども園、保育所(園)により確保できる見込みです。

4. 藤代・藤代南中学校区域

(1) 1号認定・2号認定【3～5歳】

単位:人	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	※児童数(3～5歳)	617	622	598	636	620
量の見込み(①)	614	608	585	622	605	621
1号認定	319	299	287	306	297	305
2号認定	295	309	298	316	308	316
教育ニーズ	27	28	27	29	28	29
その他	268	281	271	287	280	287
確保方策(②)	803	693	693	693	693	693
特定教育・保育施設(1号)	455	315	315	315	315	315
特定教育・保育施設(2号)	348	378	378	378	378	378
差(②-①)	189	85	108	71	88	72

■ 確保方策について

- 1号認定及び2号認定は、区域内的の幼稚園、認定こども園、保育所(園)により確保できる見込みです。
- 教育ニーズの2号認定について、保護者の意向等により幼稚園、認定こども園の利用を希望する場合には、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制を確保した上で標準時間の教育を図ります。
- 幼児教育の希望が強い2号認定については、区域内的の認定こども園により適正な給付が図られる見通しです。

(2) 3号認定【0歳、1・2歳】

単位:人	令和元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
※児童数(0～2歳)	544	530	543	524	513	504
※児童数(0歳)	174	163	160	157	154	152
※児童数(1・2歳)	370	367	383	367	359	352
量の見込み(①)	193	199	205	198	194	189
3号認定(0歳)	21	24	23	23	23	22
3号認定(1・2歳)	172	175	182	175	171	167
0～2歳保育利用率	35.5%	37.5%	37.8%	37.8%	37.8%	37.5%
確保方策(②)	214	232	232	232	232	232
特定教育・保育施設(0歳)	44	47	47	47	47	47
特定教育・保育施設(1・2歳)	170	185	185	185	185	185
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
差(②-①)	21	33	27	34	38	43

■ 確保方策について

○本区域における必要な事業量は、区域内の認定こども園、保育所(園)により確保できる見込みです。

5. 市全域【全区域合計再掲】

(1) 1号認定・2号認定【3～5歳】

単位:人	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	※児童数(3～5歳)	2,096	2,114	2,078	2,134	2,069
量の見込み(①)	1,983	1,960	1,922	1,975	1,913	1,901
1号認定	921	877	860	887	860	855
2号認定	1,062	1,083	1,062	1,088	1,053	1,046
教育ニーズ	294	298	295	300	289	285
その他	768	785	767	788	764	761
確保方策(②)	2,365	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
特定教育・保育施設(1号)	1,185	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075
特定教育・保育施設(2号)	1,180	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265
差(②-①)	382	380	418	365	427	439

(2) 3号認定【0歳、1・2歳】

単位:人	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	※児童数(0～2歳)	1,942	1,874	1,856	1,798	1,796
※児童数(0歳)	628	575	573	572	576	580
※児童数(1・2歳)	1,314	1,299	1,283	1,226	1,220	1,223
量の見込み(①)	703	749	739	709	709	709
3号認定(0歳)	78	83	82	82	83	83
3号認定(1・2歳)	625	666	657	627	626	626
0～2歳保育利用率	36.2%	40.0%	39.8%	39.4%	39.5%	39.3%
確保方策(②)	780	839	839	839	839	839
特定教育・保育施設(0歳)	166	178	178	178	178	178
特定教育・保育施設(1・2歳)	584	631	631	631	631	631
特定地域型保育事業	30	30	30	30	30	30
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
差(②-①)	77	90	100	130	130	130

第3節 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。子どもたちにとっては、教育認定・保育認定いずれであっても、幼稚園と保育所の同一のクラス、カリキュラムによる質の高い教育と必要な保育が組み合わせられて受けられるものです。

本市では、教育・保育の一体的提供の重要性や認定こども園の数々の利点を踏まえ、認定こども園法施行後、市内の私立幼稚園等に対する情報提供や要請を通じて移行の促進に努めてきました。各施設関係の理解と協力により、着々と認定こども園への移行が進展し、平成31年4月1日現在においては、市内の認定こども園は9施設となっています。また、令和2年4月には、幼稚園の1園が認定こども園への移行を予定しています。

公立の保育所の一部については、老朽化への対応と教育・保育環境の向上を図るため、移転・新設等を進め、令和2年1月には、「吉田保育所」と「舟山保育所」を統合した「井野なないろ保育所」が完成し、子育て支援の拠点としての機能を併せもつ施設となっています。今後も、質の高い教育・保育の一体的な提供を推進するため、公立保育所の老朽化への対応と教育・保育環境の向上を図ります。

今後も、幼稚園・保育所の垣根を越えた一体的な教育・保育が提供されるよう、引き続き運営法人に適切な事業運営を要請（指導・監督）していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修などの支援に取り組みます。

第4節 産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援

保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子育て支援課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の認定こども園、保育所等の速やかな利用につなげるため、柔軟な受入れの促進や優先度の引上げなど支援の充実を検討していきます。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の展開

1. 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

平成 30 年度の状況

◇実利用人数：1,070 人

◇実施か所数：22 か所（公立保育所7か所、私立保育園7か所、認定こども園7か所、事業所内保育施設1か所）

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、量の見込みは増加傾向で見込み、確保方策における実利用者数は見込み量を設定しています。事業の性質上定員の設定はないことから、市内の保育所（園）等において引き続き安定的に事業を実施し、必要な事業量の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み (①)	1,132 人	1,160 人	1,209 人	1,234 人	1,279 人
確保方策 (②)					
実利用者数	1,132 人	1,160 人	1,209 人	1,234 人	1,279 人
実施か所数	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所
(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

2. 一時預かり事業

(1) 一時預かり（幼稚園型）

従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

平成 30 年度の状況

◇延べ利用者数：19,743 人日

◇実施か所数：13 か所（幼稚園4か所、認定こども園9か所）

■ 量の見込みと確保方策

現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

（1年あたり延べ）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み (①)	21,434 人日	20,972 人日	20,520 人日	20,078 人日	19,646 人日
確保方策 (②)					
一時預かり事業 （幼稚園型）	21,434 人日	20,972 人日	20,520 人日	20,078 人日	19,646 人日
実施か所数	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所
(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 一時預かり（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かる事業です。

○一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

○子育て援助活動支援事業とは（ファミリー・サポート・センター事業）とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○子育て短期支援事業（夜間養護等事業：トワイライトステイ）とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

平成 30 年度の状況

（1年あたり延べ）

種別	人数	か所数
一時預かり(一般型)	2,038 人日	7 か所
子育て援助活動支援事業	1,517 人日	1 か所
子育て短期支援事業	0 人日	0 か所
合計	3,555 人日	8 か所

■ 量の見込みと確保方策

一時預かりに対するニーズは高いことから、一般型では9か所、子育て援助活動支援事業では1か所を設置し、事業量の確保に努めます。

なお、本市においては、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）で事業量を確保する方策は見込んでおりません。

〈量の見込みと確保方策〉

（1年あたり延べ）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み (①)	4,511 人日	4,511 人日	4,511 人日	4,511 人日	4,511 人日
確保方策 (②)	4,511 人日	4,511 人日	4,511 人日	4,511 人日	4,511 人日
一時預かり事業（一般型）	2,755 人日	2,755 人日	2,755 人日	2,755 人日	2,755 人日
	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	1,756 人日	1,756 人日	1,756 人日	1,756 人日	1,756 人日
	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
子育て短期支援事業 （夜間養護等事業：トワイライトステイ）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
(②-①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

3. 病児・病後児保育事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

- 病児保育事業（病児対応型）とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
- 病児保育事業（病後児対応型）とは、児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
- 病児保育事業（体調不良児対応型）とは、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業です。
- 病児保育事業（訪問型）とは、保護者が就労等のために病気のお子さんを看病できない場合に、自宅に保育者が訪問して、一時的に保育を行う事業です。
- 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）とは、ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業です。

平成 30 年度の状況

（1年あたり延べ）

種別	人数	か所数
病児保育事業（病児対応型）	105 人日	1 か所
病児保育事業（病後児対応型）	16 人日	2 か所
病児保育事業（体調不良児対応型）	0 人日	0 か所
病児保育事業（訪問型）	0 人日	0 か所
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0 人日	0 か所
合計	121 人日	3 か所

■ 量の見込みと確保方策

病児保育事業に対するニーズは高いものの利用に至らないケースが多く、利用人数は大きく伸びていないものの、核家族化の進展や共働き世帯の増加により、需要は拡大していくと予測されることから、現在の設置か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

なお、本市においては、病児保育事業（体調不良児対応型）、病児保育事業（訪問型）、子育て援助活動支援事業で事業量を確保する方策は見込んでおりません。

〈量の見込みと確保方策〉

（1年あたり延べ）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み (①)	178 人日	195 人日	215 人日	236 人日	259 人日
確保方策 (②)	178 人日	195 人日	215 人日	236 人日	259 人日
病児保育事業 (病児対応型)	116 人日	127 人日	140 人日	154 人日	169 人日
	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
病児保育事業 (病後児対応型)	62 人日	68 人日	75 人日	82 人日	90 人日
	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
病児保育事業 (体調不良児対応型)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
病児保育事業 (訪問型)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
(②-①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

4. ファミリー・サポート・センター事業【就学児対象】(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

平成 30 年度の状況

◇延べ利用者数：934 人日

■ 量の見込みと確保方策

引き続き、多様なニーズに対応するため、提供会員の確保に努め、活動人数の増加を図ります。また、本事業の周知を図り、利用者のニーズの掘り起こしに努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

(1年あたり延べ)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み (①)	1,374 人日	1,374 人日	1,374 人日	1,374 人日	1,374 人日
確保方策 (②)					
実利用者数	1,374 人日	1,374 人日	1,374 人日	1,374 人日	1,374 人日
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(②-①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

5. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育をすることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に養育を依頼し、必要な保護を行う事業です。

平成30年度の状況

◇延べ利用者数：7人日

◇実施か所数：5か所

■量の見込みと確保方策

引き続き、近隣5か所の乳児院・児童養護施設に事業を委託し、養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保しながら、事業量の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

（1年あたり延べ）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(①)	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
確保方策(②)					
実利用者数	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

6. 地域子育て支援拠点事業【※4区域】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

平成30年度の状況

(1年あたり延べ)

	人数
白山地域子育て支援センター	9,722 人日
戸頭地域子育て支援センター	11,496 人日
東部地域子育て支援センター	9,472 人日
藤代地域子育て支援センター	12,095 人日
合計	42,785 人日

■ 量の見込みと確保方策

教育・保育の提供区域における事業量の確保を図るため、引き続き、白山・戸頭・井野なないろ・藤代の市内4か所の地域子育て支援センターを運営します。(東部地域子育て支援センターは、令和2年1月から井野なないろ地域子育て支援センターとして開設されました。)

〈量の見込みと確保方策〉

(1年あたり延べ)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み (①)	45,688 人日	44,319 人日	42,991 人日	41,703 人日	40,453 人日
取手第一中学校区域	10,115 人日	9,812 人日	9,518 人日	9,232 人日	8,956 人日
取手第二中学校区域	10,382 人日	10,071 人日	9,769 人日	9,476 人日	9,192 人日
戸頭・永山中学校区域	12,276 人日	11,908 人日	11,551 人日	11,205 人日	10,869 人日
藤代・藤代南中学校区域	12,915 人日	12,528 人日	12,153 人日	11,790 人日	11,436 人日
確保方策 (②)					
取手第一中学校区域	1 か所【井野なないろ地域子育て支援センター】				
取手第二中学校区域	1 か所【白山地域子育て支援センター】				
戸頭・永山中学校区域	1 か所【戸頭地域子育て支援センター】				
藤代・藤代南中学校区域	1 か所【藤代地域子育て支援センター】				
市全域 (全区域合計)	4 か所				

7. 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、又は妊娠している人に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等が円滑に利用できるよう、身近な実施場所で、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- 基本型とは、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものです。
- 特定型とは、市町村の窓口において、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行うものです。
- 母子保健型とは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築するものです。

平成 30 年度の状況

- ◇基本型：4か所
- ◇特定型：1か所
- ◇母子保健型：1か所

■量の見込みと確保方策

現在の設置か所数を維持し、支援体制を確保します。

〈量の見込みと確保方策〉

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み (①)	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
基本型	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 (②)	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
基本型	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(②-①)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

8. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児や保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行い、養育についての相談、助言その他の援助を行う事業です。

平成30年度の状況

◇訪問乳児数：620人（対象乳児数：655人）

■量の見込みと確保方策

市内の対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果をもとに事業量を見込んでいます。引き続き、保健センターの事業として実施し、保健師・保育士等で、必要な事業量を確保します。

〈量の見込みと確保方策〉

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	575人	573人	572人	576人	580人
確保方策 (実施体制／実施機関)	保健師・保育士等／保健センター				

9. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

平成30年度の状況

◇訪問実人数：17人

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、今後も核家族化の進展、共働き世帯の増加に伴い、子育てに困難を抱える家庭も増加していくことが予測されることから、事業量は増加で見込んでいます。引き続き、市の子育て支援課、保健センターの事業として実施し、市の職員、保健師、家庭相談員及び委託事業者で、必要な事業量を確保します。

〈量の見込みと確保方策〉

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	23人	23人	24人	25人	26人
確保方策 (実施体制／実施機関)	保健師・家庭相談員・地域／子育て支援課・保健センター・委託事業者				

10. 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

平成 30 年度の状況

◇延べ受診回数：7,411 人回

■量の見込みと確保方策

実績を踏まえて事業量を見込んでいます。今後も、茨城県医師会、茨城県助産師会等との連携のもと、医療機関等における受診機会の提供及び促進を図るとともに、県外の契約医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

〈量の見込みと確保方策〉

(1年あたり延べ)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	7,532 人回	7,532 人回	7,532 人回	7,532 人回	7,532 人回
確保方策 (実施体制／実施場所)	茨城県医師会・茨城県助産師会・県外契約医療機関／ JAとりで総合医療センター・秋田医院・かんの産婦人科クリニック				
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠初期～23 週（4 週間に 1 回） ・24 週～35 週（2 週間に 1 回） ・36 週～出産まで（1 週間に 1 回） 				
実施時期 及び 検査項目	①妊娠 8 週頃	基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査			
	②妊娠 12 週頃	基本健診			
	③妊娠 16 週頃	基本健診			
	④妊娠 20 週頃	基本健診、超音波検査			
	⑤妊娠 24 週頃	基本健診			
	⑥妊娠 26 週頃	基本健診、血液検査			
	⑦妊娠 28 週頃	基本健診			
	⑧妊娠 30 週頃	基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査			
	⑨妊娠 32 週頃	基本健診			
	⑩妊娠 34 週頃	基本健診			
	⑪妊娠 36 週頃	基本健診、B 群溶血性レンサ球菌検査			
	⑫妊娠 37 週頃	基本健診、超音波検査			
	⑬妊娠 38 週頃	基本健診			
	⑭妊娠 39 週頃	基本健診			

11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【※4区域】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の利用可能教室、体育館、校庭等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本市では、保護者の就労状況を問わず、市内の小学校に通う小学校1～6年生のすべての児童を対象とした「放課後子どもクラブ」として、放課後子供教室との一体的な運営を行っています。

平成30年度の状況

	クラブ数	定員数	1日当たりの 平均利用人数	平均登録児童数		
				小学1～3年	小学4～6年	
取手第一中学校区域	2 箇所	250 人	171 人	450 人	284 人	166 人
取手第二中学校区域	3 箇所	317 人	191 人	484 人	315 人	169 人
戸頭・永山中中学校区域	3 箇所	306 人	175 人	459 人	333 人	126 人
藤代・藤代南中学校区域	6 箇所	494 人	241 人	634 人	429 人	205 人
市全域	14 箇所	1,367 人	778 人	2,027 人	1,361 人	666 人

※定員数については、受け入れ可能人数を明記したものです。

受け入れ可能人数については、クラブ室の面積を1人当たりの面積基準（1人/1.65㎡）で算出。

①取手第一中学校区域

	クラブ数	定員数	1日当たりの 平均利用人数	平均登録児童数		
				小学1～3年	小学4～6年	
取手小学校区	1 箇所	101 人	69 人	208 人	136 人	72 人
取手東小学校区	1 箇所	149 人	102 人	242 人	148 人	94 人
区域合計	2 箇所	250 人	171 人	450 人	284 人	166 人

②取手第二中学校区域

	クラブ数	定員数	1日当たりの 平均利用人数	平均登録児童数		
				小学1～3年	小学4～6年	
白山小学校区	1 箇所	91 人	56 人	164 人	117 人	47 人
寺原小学校区	1 箇所	149 人	78 人	179 人	106 人	73 人
取手西小学校区	1 箇所	77 人	57 人	141 人	92 人	49 人
区域合計	3 箇所	317 人	191 人	484 人	315 人	169 人

③戸頭・永山中中学校区域

	クラブ数	定員数	1日当たりの 平均利用人数	平均登録児童数		
				小学1～3年	小学4～6年	
永山小学校区	1 箇所	82 人	55 人	141 人	104 人	37 人
高井小学校区	1 箇所	75 人	42 人	102 人	86 人	16 人
戸頭小学校区	1 箇所	149 人	78 人	216 人	143 人	73 人
区域合計	3 箇所	306 人	175 人	459 人	333 人	126 人

④藤代・藤代南中学校区域

	クラブ数	定員数	1日当たりの 平均利用人数	平均登録児童数		
				小学1～3年	小学4～6年	
山王小学校区域	1 箇所	76 人	17 人	35 人	24 人	11 人
藤代小学校区域	1 箇所	104 人	82 人	200 人	136 人	64 人
久賀小学校区域	1 箇所	80 人	38 人	103 人	65 人	38 人
六郷小学校区域	1 箇所	80 人	23 人	54 人	25 人	29 人
宮和田小学校区域	1 箇所	77 人	46 人	141 人	105 人	36 人
桜が丘小学校区域	1 箇所	77 人	35 人	101 人	74 人	27 人
区域合計	6 箇所	494 人	241 人	634 人	429 人	205 人

■量の見込みと確保方策

登録児童数のうち1日当たりの平均利用人数が4割程度であることを踏まえ、1日当たりの平均利用人数を事業量として見込んでいます。引き続き、各小学校において事業を実施し、児童が身近な地域で容易に利用できるよう確保に努めます。

(1) 市全域

〈量の見込みと確保方策〉

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み (①)		780 人	774 人	744 人	742 人	730 人
小学1～3年		517 人	515 人	491 人	497 人	487 人
小学4～6年		263 人	259 人	253 人	245 人	243 人
確保方策 (②)						
全区域合計	(施設数)	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所
	(定員)	1,367 人	1,367 人	1,367 人	1,367 人	1,367 人
(②-①)		587 人	593 人	623 人	625 人	637 人

(2) 取手第一中学校区域

現在、小学校区ごとに1か所ずつ設置しています。現在の設置か所数を維持し、提供体制の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(①)		172人	167人	159人	150人	144人
小学1～3年		102人	100人	95人	90人	86人
小学4～6年		70人	67人	64人	60人	58人
確保方策(②)						
取手小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
取手東小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
区域合計	(施設数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	(定員)	250人	250人	250人	250人	250人
(②-①)		78人	83人	91人	100人	106人

(3) 取手第二中学校区域

現在、小学校区ごとに1か所ずつ設置しています。現在の設置か所数を維持し、提供体制の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(①)		171人	166人	159人	153人	147人
小学1～3年		110人	108人	104人	101人	96人
小学4～6年		61人	58人	55人	52人	51人
確保方策(②)						
白山小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
寺原小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
取手西小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
区域合計	(施設数)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	(定員)	317人	317人	317人	317人	317人
(②-①)		146人	151人	158人	164人	170人

(4) 戸頭・永山中学校区域

現在、小学校区ごとに1か所ずつ設置しています。また、ゆめみ野地区の児童増加に伴い、令和3年度に高井小学校内に専用施設の建設を予定しており、提供体制の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(①)		195人	201人	201人	214人	221人
小学1～3年		142人	147人	146人	158人	163人
小学4～6年		53人	54人	55人	56人	58人
確保方策(②)						
永山小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
高井小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
戸頭小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
区域合計	(施設数)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	(定員)	306人	306人	306人	306人	306人
(②-①)		111人	105人	105人	92人	85人

(5) 藤代・藤代南中学校区域

現在、小学校区ごとに1か所ずつ設置しています。現在の設置か所数を維持し、提供体制の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(①)		242人	240人	225人	225人	218人
小学1～3年		163人	160人	146人	148人	142人
小学4～6年		79人	80人	79人	77人	76人
確保方策(②)						
山王小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
藤代小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
久賀小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
六郷小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
宮和田小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
桜が丘小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
区域合計	(施設数)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	(定員)	494人	494人	494人	494人	494人
(②-①)		252人	254人	269人	269人	276人

★新・放課後子ども総合プラン

地域住民の参画を得て、放課後等に体験・交流活動などを行う放課後子供教室を実施し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進するための計画です。

〈令和6年度の目標事業量〉

		現状	目標年度
		H30年度	R6年度
放課後児童クラブ	1日平均利用者数	778人	730人
	クラブ数	14クラブ	14クラブ
	定員	1,367人	1,367人
放課後児童クラブと放課後子ども教室の 一体型実施数	登録児童数	2,027人	1,824人
	クラブ数	14か所	14か所

〈放課後子供教室の整備計画〉

	現状	整備予定				
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
教室数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所

■実施に関する方策

本市では、市内のすべての小学校において、小学1年生から6年生を対象に、利用可能な教室の徹底活用による放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な運営をしています。

現在、運営委員会等において、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携しながら、プログラムの実施に取り組んでいます。プログラムの実施に当たっては、特別教室や体育館、校庭等の一時利用の促進を図っています。

今後も、地域の実情に応じて、引き続き運営の充実に努めます。

12. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための事業です。

平成 30 年度の状況

【会議】

- ◇代表者会議：3回
- ◇実務者会議（各機関の実務者で構成される会議）：7回
- ◇個別支援会議（ケースにかかわっている担当者による会議）：24回

【啓発活動】

- 11月の虐待防止月間に啓発活動を実施し、児童虐待の予防や早期発見を図っています。
- ◇オレンジリボン運動の実施
 - ◇講演会の開催

平成31年度より、要保護児童対策地域協議会の会議開催の見直しを図り、現在、以下の内容で開催しています。

【会議】

- ◇代表者会議（関係機関の管理職による共通認識を図るための会議）：年1回
- ◇実務者会議
 - ・全体会議（各機関の実務者で構成される会議）：年2回
 - ・進行管理会議（ケースの状況確認と支援方針の適正を図る会議）：年12回
 - ・学校等連絡会議（学校や保育所等と連携を図るための会議）：年1回
- ◇個別支援会議（ケースにかかわっている担当者による会議）：随時開催

■ 量の見込みと確保方策

会議及び啓発活動を実施し、関係機関との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見、適切な支援を行っていきます。

〈量の見込みと確保方策〉

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施
確保方策 (実施体制／実施機関)	児童福祉機関職員、保健医療機関職員、教育機関職員、 警察・司法関係職員／ 要保護児童対策地域協議会事務局（子育て支援課・家庭児童相談室）				

13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者世帯の保護者が特定教育・保育施設等に支払う日用品・文房具等の費用を助成する事業です。また、低所得者世帯等の保護者が特定教育・保育施設等に支払う満3歳以上児の給食の副食費を補助する事業です。

平成 30 年度の状況

◇申請者なし

■ 量の見込み

引き続き、必要に応じた助成・補助を実施します。

〈量の見込み〉

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施

14. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等に新規参入する事業者に対しての巡回支援や特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の職員加配にかかる費用を補助する事業です。事業経験のある者を活用した巡回支援や特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園の職員加配等が対象です。

平成 30 年度の状況

◇申請者なし

■ 量の見込み

引き続き、必要に応じた補助を実施します。

〈量の見込み〉

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施

第6章 子育てにやさしい地域づくり

1. 地域における子育て支援体制の充実

子育て家庭における孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、適切なアドバイスを受けられる場所の充実や保護者同士の交流や情報交換ができる場の提供に努めるとともに、様々な媒体を活用した情報提供の充実に努めます。

また、公的な取組だけでなく、市民の自主的な子育て支援活動により地域全体として、子育て支援のネットワークの形成に努め、地域の人々の参加と協力のもとに地域をあげた子どもの育成環境の充実に努めます。

平成 27 年の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は 13.9%と、約7人に1人が相対的貧困状態にあることを示しています。子どもの現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに育成し、教育の機会均等が保障されるよう、子どもの貧困対策を推進します。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項目	内容	所管課
地域子育て支援センター	多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援します。また、保育所（園）等との連携を図り、市民サービスの向上に努めます。 子育ての悩みなどを気軽に相談できる環境をつくるため、子育て支援センターの相談事業を中心に、身近な場所で相談できる体制づくりに努めます。	子育て支援課
とりでファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と手助けができる人（協力会員）が会員となり、地域の育児に関する相互援助活動を推進します。	子育て支援課
子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく母子保健及び子育てに関する相談や情報提供、助言等必要な支援を身近な場所で行い、関係機関との連絡調整を図ります。母子保健においては、すべての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランの策定を行います。	保健センター 子育て支援課
保育コンシェルジュ	保育コンシェルジュとは、子育て支援課に配置された保育サービス情報を提供する相談員です。保護者のニーズを把握し、就学前の子どもの預け先について、保護者のニーズと保育サービスの橋渡しを行っています。	子育て支援課

項目	内容	所管課
子育て応援 Web サイトママフレ	官民共同事業により、妊娠・出産、子育てを応援する行政サービスガイド『ママフレ』をホームページ上に開設し、各種情報の提供を図ります。	子育て支援課
各種相談事業	育児相談、児童相談、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談、健康相談など、各種相談事業を実施するとともに、必要時には関連機関と連携して対応します。	子育て支援課 保健センター
親支援プログラム	子育てのライフステージに応じた親支援のための事業を展開します。	子育て支援課 保健センター 障害福祉課
BP1プログラム	2～5か月の第1子を育てている母親を対象としたプログラム。母親の仲間づくり、子育て知識を学習することで、育児不安と精神的ストレスの軽減を図り、親子のきずなを深めます。	保健センター
キッズプレイルーム	取手駅西口の取手ウェルネスプラザ内に、親子で安心して楽しく自由に遊べる場所を提供し、子どもの運動能力・知育発達と親子の育ちの支援、情報の収集、利用者相互の交流を図ります。	子育て支援課
子育て支援コーナー	図書館では、小さい子どもを連れた方が気がねなく情報を探せるよう、児童コーナーに書棚を設置し、子育て関連の図書・雑誌を配置しています。また、市内の子育て支援施設のチラシや、市役所や保健センターなどの子育て関連情報も提供しています。	図書館
ぬくもり学習支援	生活に困窮する世帯への子どもへの学習支援は、子どもの生活習慣・生活環境等の改善に向けた子ども及び保護者への助言などの生活支援を実施するとともに、子どもの居場所としての機能も果たすよう支援の充実を図ります。	社会福祉課
土曜日学習支援 （取手市サタデースクール「とりさた」）	小学校高学年を対象に、土曜日の児童の学習機会と場所（市内3か所）を提供し、自ら進んで学習する習慣を身につけるとともに、学力向上を図ります。	指導課
子ども食堂の支援	特定非営利活動法人等が主体となり運営されている子ども食堂を支援します。	社会福祉課 健康づくり推進課 文化芸術課

2. 子育て家庭への経済的支援

経済情勢が不透明ななか、子育て家庭が抱える不安感の要因としては、経済的負担を挙げざる家庭も少なくないことから、子育て家庭の経済的負担を軽減できるよう、家庭状況に応じた経済的支援の充実に努めます。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項目	内容	所管課
教育・保育給付	認定こども園、幼稚園、保育所等の利用にあたり、施設型給付費、地域型保育給付費等を支給します。 また、多子世帯の第2子以降の保育料等については、負担軽減を図ります。	子育て支援課
児童手当支給	中学校3年生までの児童を養育する世帯に対し、児童1人につき児童手当を支給します。	子育て支援課
教育・保育施設の利用者負担の軽減と減免	認定こども園、幼稚園、保育所の保育料について、3～5歳児は一律無償化対象です。 また、低所得世帯等に対しては、給食費のうち副食費分が無償化対象となります。	子育て支援課
妊産婦医療費の助成	母子手帳の交付を受けた日の属する月の初日から出産のあった日の属する月の翌月末日までの期間に医療機関（産婦人科）で保険診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。	国保年金課
小児等医療費の助成	出生から18歳（高校生相当年齢）までの小児等に対し、病気などで医療機関において保険診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。	国保年金課
就学援助費の助成	小・中学校に在学している児童・生徒に対して、収入状況に応じて学用品費、給食費などの費用を援助します。	学務給食課
取手市育英事業	有為な人材を育成することを目的に、優良な成績でありながら、経済的理由で修学が困難な大学生・短期大学生に対して貸し付けをします。	教育総務課
奨学金事業	県社会福祉協議会で低所得世帯の子の、高等学校・専門学校、大学の入学金・授業料など教育支援資金の貸付をします。	社会福祉法人 社会福祉協議会
いばらき子育て家庭優待制度の協力	妊娠中の人や、18歳未満の子どもがいる世帯が、県内の協賛店舗で買い物する際の割引カードの交付とPRに協力します。	子育て支援課

3. 親・家庭・地域の教育力の向上

家庭教育とは、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、家庭における幼児期の教育がその人の一生に大きな影響を与えることから、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の充実に努めます。

また、子どもたちは、地域の中での様々な経験を通じて、心身ともに健やかに成長していくことから、家庭・地域・学校が連携し、地域ぐるみで子どもたちを育てる地域の教育力の向上を図ります。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項目	内容	所管課
ブックスタート	4か月児健診時に、すべての乳児と保護者に良質な絵本の紹介や読書相談に応じるとともに、絵本を通じて親子が肌のぬくもりを感じながら、ことばかけをすることで親子の絆を作る大切さを伝えます。	図書館 保健センター
子育て講座	就学時健診を活用して、保護者に対し子育てに関する講座を開設します。	スポーツ 生涯学習課
思春期子育て講座	中学校の学校説明会や保護者会等を活用して、思春期の子どもに関する講座を開催します。	スポーツ 生涯学習課
家庭教育学級の開設	公立小中学校・幼稚園の保護者を対象に、子育てに関するいろいろな問題を考え学習し、親同士のふれあいを深めていく仲間づくりの講座が充実するよう活動を支援します。	スポーツ 生涯学習課
家庭教育学級全体研修会	人権・読書・食育を重点内容として専門家による講演会を開催し、保護者の子育てについての意識や知見を高めます。	スポーツ 生涯学習課
小貝川三次元プロジェクト	小貝川の自然環境の中で、「水・陸・空」を活用し、高齢者の介護予防、障害者（児）の支援、子育て支援に関する多様なプログラムを実施します。	高齢福祉課

4. 要保護・要支援児童などへの対応の充実

平成 29 年度の全国の児童虐待相談対応件数は 133,778 件で、統計を取り始めて以来、毎年増加しています。

国の基本指針では令和 4 年度までに全市町村に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するとし、児童虐待等に係る相談支援や援助技術などの向上及び児童虐待に係る関係機関等との連携による相談体制の強化を目指しており、本市においても設置に向けて取り組みます。

児童虐待の未然防止に向け、相談や訪問等を通じ、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、児童相談所や警察などの関係機関と連携し、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応を強化します。

また、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等に対して、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関の間で情報共有を図り、対応を強化します。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項目	内容	所管課
取手市要保護児童対策地域協議会	要保護・要支援児童等に対応するため、協議会の関係機関の連携強化を図り、適切な支援を検討実施します。	子育て支援課
民生委員児童委員相談事業	子どもの人権を保護するため、民生委員児童委員による相談体制を充実します。	社会福祉課
家庭児童相談室	18 歳未満の児童とその家族についての相談に対応します。	子育て支援課
児童扶養手当支給	父母の離婚などで、母又は父と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童の母（父）又は、母（父）に代わって養育している人に、手当を支給します。	子育て支援課
母子・父子・寡婦・福祉資金貸付	母子・父子・寡婦家庭の母（父）及び子どもに対し、事業・生活・住宅・修学・就学支度資金等を低利で貸し付けができるよう県に取り次ぎます。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成	18 歳未満の児童、もしくは 20 歳未満の高校在学者、又は障害の状態にある児童を養育している母子及び父子家庭に対し、医療機関で保険診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。	国保年金課
母子家庭自立支援プログラム	児童扶養手当を受給している母の就労を支援する事業（県）の、情報の提供とアドバイスを行います。県と連携し、相談やプログラムを作成し、必要に応じハローワークとともにさらなる支援を行います。	子育て支援課

項 目	内 容	所管課
母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の、職業能力の向上を目的とした、母子家庭等自立支援教育訓練給付事業（県事業）の情報の提供と、取次ぎ事務を実施します。具体的には、母子家庭の母等が能力開発講座（県主催）を受講した場合、県が訓練給付金を支給します。	子育て支援課
子育て短期支援事業	疾病などの事由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、児童福祉施設で一時的に養育・保護し、養育の支援を行います。	子育て支援課
養育支援訪問事業	養育する上で支援が必要と認められた家庭に対し、育児家事の援助やアドバイスを専門相談員等が訪問し実施します。	子育て支援課 保健センター
母子・父子家庭 介護人派遣	母子・父子家庭において、一時的に日常生活に支障がある場合、介護人を派遣し、必要な介護及び乳幼児の世話をします。	子育て支援課
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の悩みを解決するため、就職相談や経済的支援が図られるよう関係機関を紹介します。	子育て支援課
高等技能訓練促進費等 事業	母子家庭の母及び父子家庭の父で、就職に有利で生活の安定に役立つと市が指定した資格を取得するために、養成機関で1年以上修学する場合に、市が給付金を支給します。	子育て支援課

5. 障害のある子どもの育ちの支援

自閉スペクトラム症、限局性学習症（SLD）、注意欠陥・多動症（ADHD）などの発達障害及び医療的ケアが必要な子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくることができるよう、一人ひとりの希望に応じた支援へとつなげるための情報提供や相談支援、専門的な支援の充実に努めます。

また、障害等の早期発見・療育を図るための、乳幼児の健康診査などの取組を推進し、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項目	内容	所管課
療育システム	発達に支援が必要な乳幼児の早期発見及び早期支援に対応するため、庁内の部署が連携して、お子さんに対する発達支援や保護者支援・理解・啓発を行います。	子育て支援課 障害福祉課 保健センター 指導課
取手市立 こども発達センター	取手市立こども発達センターでは、発達に遅れや偏りのある乳幼児とその保護者に対して、通園指導、専門職指導、及び相談を行います。	障害福祉課
特別児童扶養手当支給	20歳未満の精神・身体・知的に障害のある児童を養育している保護者に対して手当を支給します。	障害福祉課
障害児福祉手当支給	20歳未満で精神・身体・知的に障害があり、その障害の程度が基準を満たす場合、在宅で生活する障害児本人に手当を支給します。	障害福祉課
在宅障害児福祉手当の 支給	20歳未満で精神・身体・知的に障害があり、家庭において監護している保護者に手当を支給します。	障害福祉課
自立支援医療の給付	公費負担医療制度により、心身の障害を除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療（18歳以上）・育成医療（18歳未満））について、医療費負担の軽減を図ります。	障害福祉課
障害児通所支援・ 障害児入所支援	児童福祉法に基づき、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の給付及び、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設について情報提供を行います。	障害福祉課
身体障害者（児） 補装具等交付	身体上の障害を補って、日常生活をしやすくするため、補装具の交付、修理を行います。	障害福祉課
重度障害者（児）等の 医療費の助成	障害の程度が基準を満たし、身体障害者手帳等の交付を受けた者（児）が医療機関で保険診療を受けた場合、その医療費の自己負担分を助成します。	国保年金課

項目	内容	所管課
重度障害者（児）日常生活用具給付	重度障害者（児）の日常生活がより円滑に行われるために、障害の種類、程度によって日常生活用具を給付します。	障害福祉課
障害児保育の充実	障害のある子どもが日常の保育を通して、お互いの理解を深め、協力しながら共に育っていけるよう教育保育での支援策の充実に努めます。	子育て支援課
特別支援学級の充実	児童生徒の障害の状態や発達段階等に応じて、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、言語障害特別支援学級等の特別支援学級を設置するなど、きめ細かな配慮のもとに指導の充実に図ります。	指導課
特別支援教育就学奨励費の助成	小・中学校の特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学のため必要な経費について助成します。	学務給食課

6. 仕事と生活の調和が図れる社会の形成

女性の社会進出により共働き世帯の増加や就労形態の多様化など、個人のライフスタイルや価値観も多様化していることから、夫婦間での子育てに関する意識改革を図り、子育てに関する様々な不安や負担感を緩和しながら、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の削減や多様な就労形態の創出等を含めた働き方改革など、企業への働きかけや情報提供を行い、仕事と子育ての両立に向けた職場の環境づくりを促進します。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項目	内容	所管課
プレパパ教室	父親にも育児の知識や技術を身につける機会を提供するためプレパパ教室を実施し、育児への父親の参加を促進します。	保健センター
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。	子育て支援課
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。	子育て支援課
育児休業制度普及事業	男女の就労環境の改善を図るため、育児休業制度の普及などについて、国や県との連携を図りながら地元企業へのPRを行います。	市民協働課 産業振興課

「子育てにやさしい地域づくり」分野で進行管理する事業

1	事業名	BP1プログラム	所管	保健センター					
	概要	2～5か月の第1子を育てている母親を対象としたプログラム。母親の仲間づくり、子育て知識を学習することで、育児不安と精神的ストレスの軽減を図り、親子のきずなを深めます。	指標	第1子参加率（％）					
			実績値	計画値					
			H30	R2	R3	R4	R5	R6	
		58.8%	59%	59%	60%	60%	60%		
2	事業名	ブックスタート	所管	図書館					
	概要	4か月児健診時に、すべての乳児と保護者に良質な絵本の紹介や読書相談に応じるとともに、絵本を通じて親子が肌のぬくもりを感じながら、ことばかけをすることで親子の絆を作る大切さを伝えます。	指標	絵本の配布率（％）					
			実績値	計画値					
			H30	R2	R3	R4	R5	R6	
		100%	100%	100%	100%	100%	100%		
3	事業名	取手市要保護児童対策地域協議会	所管	子育て支援課					
	概要	要保護・要支援児童等に対応するため、協議会の関係機関の連携強化を図り、適切な支援を検討実施します。	指標	実務者会議開催回数（回）					
			実績値	計画値					
			H30	R2	R3	R4	R5	R6	
		7回	15回	15回	15回	15回	15回		

「子育てにやさしい地域づくり」分野の成果指標と目標値

様々な家庭の親が安心して子育てができ、地域全体で子育てを応援する仕組みづくりに向けた取り組み度合いを明らかにするため、成果指標と目標値を設定しました。

成果指標	内容	現状値	目標値	データ提供
		H30 年度	R6 年度	
成果指標 1	保育所入所の待機児童数	11 人	0 人	子育て支援課
成果指標 2	地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすいと感じる保護者の割合	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		就学前 60.2%	70%	子ども・子育てアンケート
		小学生 46.4%	70%	
成果指標 3	子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		就学前 69.1%	80%	子ども・子育てアンケート
		小学生 61.2%	80%	
成果指標 4	障害児を受入れ可能な認定こども園・幼稚園・保育所（園）数	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		認可全施設	認可全施設	子育て支援課
成果指標 5	地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる保護者の割合	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		就学前 41.5%	60%	子ども・子育てアンケート
		小学生 43.6%	60%	
成果指標 6	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		94.3%	95%	子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート
成果指標 7	積極的に育児をしている父親の割合	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		59.4%	60%	子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート

第7章 子どもと親を育む環境づくり

1. 母子保健・医療環境の充実

妊娠期・出産期・乳幼児期を通じて母子の健康が確保できるよう、保健指導、健康診査や相談・各種健康教室等の充実を図るとともに、育児不安などの軽減を目的として、妊娠期から子育て期の子育て支援について、子育て世代包括支援センターの充実を図り、母子保健サービスの向上に努めます。

小児医療については、市内医療機関や専門医院などの医療機関の情報提供やかかりつけ医の推進をはじめ、小児医療受診が速やかに図られるよう、救急医療体制の充実、休日・夜間診療の充実などの地域医療体制の充実に取り組みます。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項目	内容	所管課
母子健康手帳の発行	妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳を発行します。	保健センター
プレママ教室	妊娠中の女性とその家族を対象に、妊娠期の健康管理から出産・育児に関する知識を学習する機会を設けます。教室同窓会をプレママ教室と同時に実施することで、出産した方の体験談を妊婦が聞く機会を提供します。	保健センター
妊婦健康診査	妊娠中の健康を守るため、委託医療機関において、14回の妊婦健康診査を一部公費負担で行います。	保健センター
妊産婦・乳幼児訪問指導	身体的、精神的理由等により、援助が必要な妊産婦・乳幼児に対して支援します。	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児家庭を対象に訪問し、児の健やかな成長と保護者が安心して子育てができるよう努めます。	保健センター
乳幼児育児相談	生後5か月～3歳児を対象に、育児全般について気軽に相談できる場として、育児相談を行います。	保健センター
乳幼児健康診査	乳幼児の発達、発育の確認及び疾病などの早期発見と保護者への適切な指導を行うため、4か月児、1歳6か月児、3歳5か月児に集団健康診査及び乳児委託健康診査（第1回生後3～7か月、第2回生後8～11か月に医療機関で受診）を行います。	保健センター
予防接種	予防接種法に基づき、乳幼児・児童・生徒の予防接種を実施し、感染症のり患を防ぎます。	保健センター

項目	内容	所管課
離乳食教室	食事の第1歩である離乳食の基本を学ぶため、4か月児健診時・離乳食教室で離乳食の進め方や作り方の説明やデモンストレーション、試食を実施します。	保健センター
栄養相談	プレママ教室・乳幼児健診・育児相談等において、食事を通じた乳幼児の健康づくりを支援します。家庭において、乳幼児の各期に大切なバランスの良い食生活が実践されるよう、栄養士による相談・指導を実施し、子どもの健やかな成長・発達を促します。	保健センター
歯みがき教室	幼児のう歯予防のため、歯科相談・歯みがき指導を実施します。	保健センター
健康教室・講演会	親と子の健康の維持・増進のため、健康についての正しい知識を身につけられるよう、依頼に応じて各種の教室・講演会に講師を派遣します。	保健センター
親子教室	乳幼児健康診査のフォローとして、子どもの成長・発達を、遊びを通して促し、保護者の育児不安の軽減を図ります。	保健センター
休日・夜間診療の実施	休日・夜間の急病などに対応するため、医師会の協力を得ながら、休日・夜間緊急診療所の運営委託を実施します。また、休日・夜間の重症救急患者を輪番で受け入れている医療機関に対して、運営費の一部を補助します。さらに、小児救急電話相談（#8000）の情報を広く提供していきます。	保健センター
特定不妊治療費の助成	特定不妊治療費の助成（茨城県事業）対象者に対し、市においても費用の一部を助成し、夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	保健センター
子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく母子保健及び子育てに関する相談や情報提供、助言等必要な支援を身近な場所で行い、関係機関との連絡調整を図ります。母子保健においては、すべての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランの策定を行います。	保健センター 子育て支援課
新生児聴覚検査	新生児の先天性聴覚障害の早期発見のため、初回検査、必要時確認検査を一部公費負担で行います。	保健センター
産後ケア事業	出産後、概ね4か月未満児と母を対象に、委託医療機関で通所や宿泊を通して心身のケアや育児のサポート等について支援します。	保健センター

項 目	内 容	所管課
産婦健康診査	出産後、産婦の心や身体の状態を確認するため、2回の産婦健康診査を一部公費負担で行います。	保健センター

2. 思春期の心身の成長を支える環境の充実

子どもたちを取り巻く家庭環境が多様化するなか、教育関係者と保護者等が十分に連携し、思春期における子どもたちへの相談体制及び保健対策の充実を図り、自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、人としての成長を支援する取組を推進します。

また、薬物や喫煙、飲酒等に関する教育や思春期における健やかな育ちの重要性を認識した保健対策の充実と併せて、幅広い関係者が協働し、児童生徒の安全確保及び問題行動の未然防止に努めます。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項目	内容	所管課
思春期保健相談	思春期における心の不安解消に向けての支援をするため、スクールカウンセラーの配置などにより、相談体制の充実を図ります。	指導課
思春期の保健対策	思春期の青少年の心の健やかな成長を図るため、専門機関との連携を深めながら、知識の啓発・普及に努めます。	保健センター
思春期における健康教育	小中学校で、性・性感染症や薬物・薬害等に関する問題について、保健の授業で学習したり教室を開催します。	指導課 学務給食課
子どもと親の相談員	小中学生の悩みや不安、ストレス等を解決するため、話し相手や相談相手になることができる「子どもと親の相談員」の相談活動を通して、学校生活への適応を図ります。	指導課
教育相談	いじめ・問題行動・不登校等への問題に対し、子どもや保護者ができるだけ早く悩みを相談できるよう、教育総合支援センターの運営や、子どもと親の相談員、スクールカウンセラー等を活用し事業の充実を図ります。	指導課
適応指導教室の充実	適応指導教室において、不登校児童生徒への学習支援や体験学習を通じて、成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導援助を行います。	指導課
ライフプラン講座	男女のからだのしくみや予防できる病気・感染症のことを正しく理解し、妊娠・出産等について、今後のライフプランを考える機会を提供します。	保健センター

3. 子どもの健全育成のための教育環境の向上

子どもが変化に富んだ社会の中で主体的に生きていくため、知識や学力はもとより、思考力、柔軟性、問題解決能力まで含めた幅広い能力、さらには豊かな人間性を育むことのできる環境を整えていかなければなりません。

そのため、地域や学校との連携・協力により、子どもが豊かな体験を通して成長できるよう、子ども同士で共に遊び、安心して過ごすことができる居場所、多様な体験の場、交流の場の提供を図ります。

さらに、市民の子どもの成長に対する関心を促し、関係機関、学校、家庭、地域社会との連携・協力のもと、すべての市民及び行政が一体となって、市民総ぐるみの次代を担う青少年の健全育成運動を展開します。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項目	内容	所管課
放課後子どもクラブ (新・放課後子ども総合プラン)	保護者の就労の有無を問わず、市内の小学校に通う全児童を対象に、学校施設等を開放し、異学年との交流・遊びや体験学習を通して、児童の健全育成を図ります。	スポーツ 生涯学習課
子どもふれあいひろば	休日の安全な遊び場所として、公民館を利用し、地域住民が指導者として子どもたちの多様な活動を支援し、地域ぐるみでの子育て、異学年、異世代間の交流や地域交流を図ります。	スポーツ 生涯学習課
東京藝術大学と小中学生との交流	東京藝術大学との交流事業の一環として、市内の小中学校に芸大生を派遣し、美術並びに音楽の指導等の豊かな心を育む文化教育を行います。	文化芸術課
乳幼児とのふれあい交流	小・中学校の児童・生徒が幼稚園・保育所の乳幼児とふれあうことにより、小さな子どもの実態や接し方を理解できることを目的に交流を実施します。	指導課 子育て支援課
有害図書立入調査	茨城県と連携を図り、自動販売機、コンビニエンスストア等での有害図書の立入調査を実施します。	スポーツ 生涯学習課
青少年健全育成のための地区組織活動	小学校ごとに学校訪問を行い、地域の子どもと大人の交流を図ります。	スポーツ 生涯学習課
街頭指導活動	街頭指導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止に努めます。	スポーツ 生涯学習課
青少年相談員活動	毎月、各地区において、巡回補導を実施し、街頭での青少年への声かけ運動を行います。	スポーツ 生涯学習課

項 目	内 容	所管課
幼保小中の校種間連携教育の推進	幼稚園・保育所（園）等から小学校への円滑な接続を意識した接続カリキュラムの策定や、小中学校における児童生徒間並びに教職員間の交流を活かした小中連携教育を推進します。	指導課
就業能力・意欲を高める教育	職業についてのキャリア教育や職場体験教育に取り組みます。	指導課
学校図書館－市立図書館連携事業（ほんくる）	市立小中学校の児童・生徒が学校図書館に配備したオンライン端末や家庭のパソコン、スマートフォン等から市立図書館の蔵書を予約し、通学している学校で本を受け取ることができる配送システムやWEBサービスを構築し、子どもたちの生活環境に合わせた読書環境を整備しています。	図書館
うちどく（家庭での読書）	取手市では、毎月23日を「取手市子ども読書の日」と定め、子どもの読書離れに対応する子どもの読書活動推進の基本施策として「うちどく（家庭での読書）」を推進しています。「うちどく（家読）」は、読書を通して家族のコミュニケーションを図ろうという取り組みです。「うちどく」により読書体験を家族と共有することで、子どもの生活リズムを整え、家族で感想を話し合ったり、人に勧めたりして言葉にすることで、子どものコミュニケーション能力や読解力、表現力を高めることにつながります。	図書館

4. 親子が安心して暮らせる生活環境づくり

子どもが健やかに成長し、それぞれの家庭がライフスタイルに合わせて子育てができるよう、道路や公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を図るとともに、都市公園や子ども広場などの整備、遊具の点検、施設の修繕を実施し、子どもの健全な遊び場の提供を図ります。

また、子どもが交通事故や犯罪被害に遭うことなく、安心して安全に暮らせるよう、道路標識やカーブミラーの設置、防犯灯の整備などハード面での対策を推進するとともに、警察、保育所（園）、幼稚園、学校など関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止・防犯対策を推進します。

さらに、子どもたちに対しては、幼少時からの交通安全・防犯の教育を推進し、自ら身を守る意識の醸成を図ります。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項目	内容	所管課
小貝川 フラワーカナル事業	小貝川の河川空間を利用した花の運河の創出によって家族の憩いの場を提供します。	水とみどりの課
岡堰水辺プラザ	水辺空間を散策できる、家族の憩いの場を提供します。	水とみどりの課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、保育所（園）、幼稚園、小・中学校等で、交通安全教室を開催します。	安全安心対策課
防犯講習会	学校において防犯講習会を開催し、児童・生徒及び地域の防犯意識を高めます。	指導課
パトロール活動の推進	保護者や地域の市民、学校、警察などが連携したパトロール活動を推進します。	スポーツ 生涯学習課
こども 110 番の家	市内におけるこども 110 番の家の登録協力を促進します。防犯ブザーの携帯や学校単位で地域ボランティアの協力などと併せて、通学中の児童・生徒の安全確保に努めます。	学務給食課

「子どもと親を育む環境づくり」分野で進行管理する事業

1	事業名	プレママ教室	所管	保健センター					
	概要	妊娠中の女性とその家族を対象に、妊娠期の健康管理から出産・育児に関する知識を学習する機会を設けます。教室同窓会をプレママ教室と同時に実施することで、出産した方の体験談を妊婦が聞く機会を提供します。	指標	参加者数（人）					
			実績値	計画値					
			H30	R2	R3	R4	R5	R6	
		172人	175人	175人	180人	180人	185人		
2	事業名	学校図書館－市立図書館連携事業（ほんくる）	所管	図書館					
	概要	市立小中学校の児童・生徒が学校図書館に配備したオンライン端末や家庭のパソコン、スマートフォン等から市立図書館の蔵書を予約し、通学している学校で本を受け取ることができる配送システムやWEBサービスを構築し、子どもたちの生活環境に合わせた読書環境を整備しています。	指標	市立小中学生の図書館利用率（％）					
			実績値	計画値					
			H30	R2	R3	R4	R5	R6	
		小学生 57%	57%	58%	58%	59%	59%		
		中学生 20%	20%	21%	21%	22%	22%		
3	事業名	こども110番の家	所管	学務給食課					
	概要	市内におけるこども110番の家の登録協力を促進します。防犯ブザーの携帯や学校単位で地域ボランティアの協力などと併せて、通学中の児童・生徒の安全確保に努めます。	指標	登録件数（件）					
			実績値	計画値					
			H30	R2	R3	R4	R5	R6	
		2,137件	2,157件	2,167件	2,177件	2,187件	2,197件		

「子どもと親を育む環境づくり」分野の成果指標と目標値

妊娠・出産期から学童期、思春期までの切れ目のない仕組みづくりに向けた取り組み度合いを明らかにするため、成果指標と目標値を設定しました。

成果指標		現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
成果指標 1	乳幼児健康診査受診率	99.3%	100%	保健センター
成果指標 2	乳児家庭全戸訪問の訪問率	98.7%	100%	保健センター
成果指標 3	子育て環境や支援に対する 満足度 (「満足」「やや満足」の割合)	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		就学前 22.7%	30%	子ども・子育て アンケート
		小学生 14.3%	30%	
成果指標 4	適応指導教室通室者の学校復帰率 (学校復帰者／通室者数)	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		69%	75%	指導課
成果指標 5	将来に夢をもっている児童生徒 の割合	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		75%	85%	指導課
成果指標 6	小児救急医療電話相談（#8000） を知っている親の割合（4か月）	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		91.9%	92%	子ども・子育て アンケート 保健センター アンケート
成果指標 7	子どものかかりつけ医をもつ親 の割合	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		68.2%	70%	子ども・子育て アンケート 保健センター アンケート
成果指標 8	妊娠・出産について満足している 者の割合	現状値 H30 年度	目標値 R6 年度	データ提供
		97.4%	98%	子ども・子育て アンケート 保健センター アンケート

第8章 計画の推進

1. 計画の周知・広報

本市が目指す子ども・子育て支援は、子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、当事者が子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

計画の推進を図るには、子ども・子育て家庭への支援に対する市民意識の醸成が不可欠であるため、計画の趣旨や基本理念、基本目標や施策・事業等の取組について、関係者・団体へ積極的に周知するとともに、広報やホームページなど様々な媒体を活用して広く市民に周知します。



2. 計画の推進体制

計画を推進するためには、子ども・子育て家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けて、それぞれに積極的な姿勢が求められています。

推進の核となる行政は、庁内の関係各課、学校、関係機関・団体と連携を強化し、計画に掲げる施策・事業に取り組むとともに、教育・保育事業者、市民との連携を一層強化し、広く意見を取り入れながら、支援施策の充実を図っていきます。

また、社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう、取手市全体で計画に取り組んでいく必要があります。



(1) 行政の役割

子ども・子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの権利の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画を推進する上で基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと、計画における基本理念の実現を目指します。

(2) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいては、家庭は子どもの人格形成における基礎的な場であると同時に、子どもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。

女性の就業率が高まる中、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。夫婦と子どもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、お互い助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

(3) 地域の役割

核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上など、社会情勢の変化により地域による子育てへの関与が少なくなっています。

子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。

地域住民や各種団体が連携・協力しながら包括的に地域の子どもの育てていかななくてはなりません。子育て家庭が孤立することのないよう、地域による子育て家庭の支援が重要です。

(4) 教育・保育施設・学校等の役割

様々な人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。

また、子育て支援事業者・団体は、地域の子育て支援を支える最前線に立つ存在です。子ども・子育て支援法や児童福祉法等に基づき、地域のニーズに合ったサービスを提供していくことが求められます。さらには、子どもの発達状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。

(5) 企業の役割

人口減少が進む中、女性の活躍がこれまで以上に求められていますが、女性の社会進出を阻む要因の1つとして、出産・育児と仕事の両立があります。

職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取り組みを進めていく必要があります。

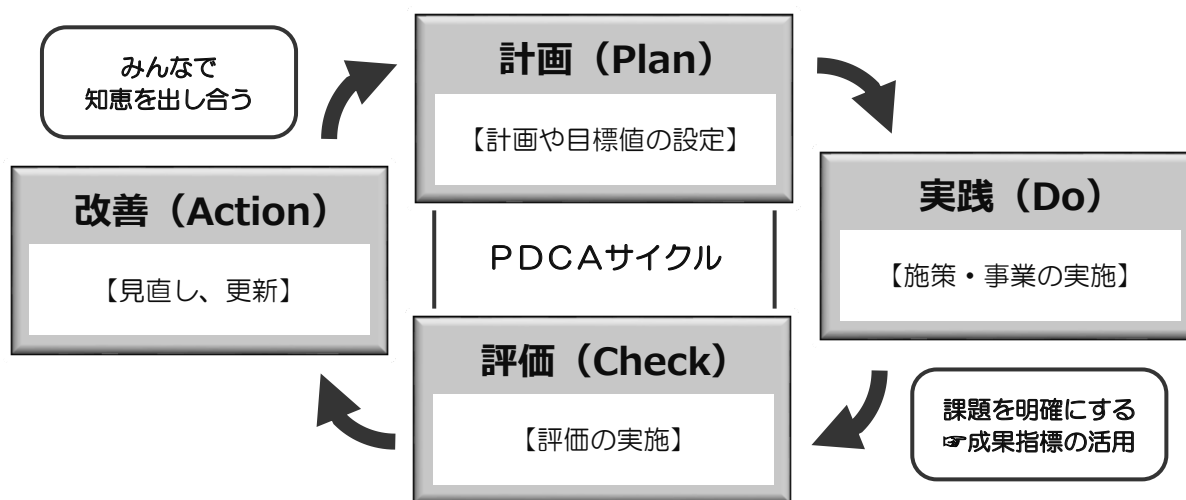
3. 計画の進行管理

計画の進捗管理及び実施状況の評価は、子育て支援課が中心となり、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、計画の進行を管理します。

また、市の附属機関である「取手市児童福祉審議会（取手市子ども・子育て会議）」へ計画の進捗状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画を推進していきます。

計画の着実な推進のため、計画（Plan）し、実践（Do）することはもちろん、第二期計画で設定した成果指標と目標値等を適切に評価（Check）、改善（Action）し、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、進行管理を行います。

〈進行管理のPDCAサイクルのイメージ〉



資料編

1. 計画策定の経過

(1) 取手市児童福祉審議会（開催日は事前公表）

平成30年度

第3回 審議会の開催（11/7）

- ・「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴う取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票（案）について
- ・「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画」及び「第四次取手市保育所整備計画」策定の進め方について
- ・教育・保育施設整備の進捗状況の報告について

第4回 審議会の開催（1/31）

- ・「つつみ幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行及び利用定員について」
- ・「取手市児童福祉審議会 所掌事項の変更について」
- ・「取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」について

令和元年度

第1回 審議会の開催（7/31）

【報告事項】

- ①取手市児童福祉審議会設置条例改正について
- ②取手市第一期子ども・子育て支援事業計画について
 - ・市内教育・保育施設の状況
 - ・事業計画対象事業実施状況

【審議事項】

- ①「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画」及び「第四次取手市保育所整備計画」の諮問について
- ②取手市第二期子ども・子育て支援事業計画について
 - ・子ども・子育てに関するアンケート調査結果
 - ・事業計画骨子案
 - ・計画策定のスケジュール

第2回 審議会の開催（9/25）

【審議事項】

- ①「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画」について

【報告事項】

- ①取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ②取手市民間保育園等運営補助金交付要綱の改定について
- ③平成30年度児童相談の実施状況について

【その他】

- ①取手市のひきこもり対策について

第3回 審議会の開催（11/26）

【審議事項】

- ①「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画」について
- ②「第四次取手市保育所整備計画」について

第4回 審議会の開催（3/23）

【審議事項】

- ①「第二期 子ども・子育て支援事業計画（案）」意見募集結果の反映について
- ②「第二期 子ども・子育て支援事業計画（案）」の決定について
- ③「第四次 取手市保育所整備計画（案）」意見募集結果の反映について
- ④「第四次 取手市保育所整備計画（案）」の決定について
- ⑤「第二期 子ども・子育て支援事業計画」及び「第四次 取手市保育所整備計画」の答申について

市長への答申（3/25）

（2）取手市保育行政推進検討委員会

令和元年度

検討委員会の開催（11/13）

【審議事項】

- ①第二期取手市子ども・子育て支援事業計画の概要
- ②第三次取手市保育所整備計画の総括
- ③第四次取手市保育所整備計画を取り巻く環境
- ④保育士の配置計画について

検討委員会の開催（3/19）

【審議事項】

- ①パブリックコメント結果について
- ②第四次取手市保育所整備計画（最終案）について
- ③今後のスケジュールについて

（3）基礎資料の収集（量の見込を設定するための各調査）

「取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」

【調査対象】

- ・就学前児童：1,000 件配布／660 件回収／回収率 66.0%
- ・就学児童：1,000 件配布／629 件回収／回収率 62.9%
- ・妊婦：365 件配布／215 件回収／回収率 58.9%

（4）基礎資料の公開

- ・「取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果報告を取手市ホームページで公開。
- ・「取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」冊子を藤代庁舎（藤代総合窓口課）、取手支所、取手図書館、ふじしろ図書館、各地域子育て支援センターで閲覧とした。

（5）計画素案に関する意見聴取

- ・意見募集期間 令和2年1月15日（水）～2月14日（金）
- ・意見募集方法 取手市市民意見公募手続（パブリックコメント手続）に関する要綱
- ・意見募集結果 寄せられたご意見はありませんでした。

（6）計画の整合性の調整

- ・取手市庁議（市長、副市長、各部長で構成）
調査結果、計画概要、意見公募実施・結果
- ・取手市内部協議
計画の上位計画（総合計画）及び子ども・子育て支援法に関連する分野計画（教育振興基本計画・地域福祉計画・障害者福祉計画・母子保健計画・放課後子ども総合プラン）、さらに整備計画（保育所整備計画）を所管する部署と、子ども・子育て支援制度実施主体部署（学務給食課・スポーツ生涯学習課・子育て支援課）において協議・調整・作業を実施した。

2. 諮問

取福発第 3007 号
令和元年 7 月 31 日

取手市児童福祉審議会
委員長 金田冬彦 殿

取手市長 藤 井 信 吾

諮 問

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるにあたり、児童福祉法第8条第4項の規定に基づき、貴会議に諮問します。

3. 答申

令和2年3月25日

取手市長 藤井信吾様

取手市児童福祉審議会
委員長 金田冬彦

第二期子ども子育て支援事業計画の答申について

令和元年7月31日付、取福発第3007号で諮問のありました、第二期子ども子育て支援事業計画について、当審議会として慎重に審議した結果、別添のとおり計画案を答申します。

4. 取手市児童福祉審議会設置条例

昭和34年4月1日

条例第5号

改正 昭和62年7月3日条例第25号

平成19年3月29日条例第21号

平成25年6月27日条例第26号

平成31年3月20日条例第7号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項その他の事項について調査審議するため、取手市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項に関し調査審議する。

- (1)児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関すること。
- (2)子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項に係る調査審議その他子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (3)地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1)児童の保護、保健その他福祉に関する事業に従事する者
- (2)児童の保護者
- (3)事業主
- (4)児童福祉に関し優れた識見を有する者
- (5)関係行政機関の職員

3 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の権限)

第6条 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年条例第25号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成19年条例第21号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成31年条例第7号)

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

5. 取手市保育行政推進検討委員会設置要綱

平成18年5月30日

告示第98号

改正 平成20年3月31日告示第68号

平成20年7月31日告示第153号

平成22年3月30日告示第63号

平成27年3月31日告示第57号

平成28年3月31日告示第79号

(設置)

第1条 本市の保育行政の円滑な推進を図るため、取手市保育行政推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、保育サービスの充実に向けて保育所のあり方と行政の役割について調査、検討する。

(組織)

第3条 検討委員会の組織は、次の表のとおりとする。

委員長	福祉部長
副委員長	福祉部次長
委員	人事課長 政策推進課長 財政課長 公共施設整備課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則（平成20年告示第68号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年告示第153号）

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則（平成22年告示第63号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成27年告示第57号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年告示第79号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

6. 取手市児童福祉審議会委員名簿／取手市保育行政推進検討委員会委員名簿

分野	氏名	所属（推薦団体）・職名	備考
保 育	金田 冬彦	取手ブロック保育協議会 社会福祉法人明德福祉会 取手保育園 園長	委員長
地 域 福 祉	保坂 やよい	取手市民生委員・主任児童委員協議会 会員（主任児童委員）	副委員長
有 識 者	西 智子	学校法人 日本女子大学 家政学部児童学科 特任教授	
事 業 主	杉山 尊宣	一般社団法人 茨城南青年会議所 委員長	
子育て世代	長塚 美恵子	取手保育所（園）父母の会連絡協議会 会員	
幼 児 教 育	長谷川 英子	取手市幼稚園連合会 学校法人頓田学園 光風台幼稚園 園長	
保 健 医 療	太田 哲也	J Aとりで総合医療センター 小児科 医師	
児 童 福 祉	高橋 活夫	茨城県土浦児童相談所 所長	
地 域 安 全	長野 貞夫	茨城県取手警察署 生活安全課少年係 係長	
学 校 教 育	油野 明子	取手市教育委員会 指導課 指導主事 指導課長補佐	

【任期】令和元年7月1日～令和3年6月30日

区分	役職	氏名	備考
委員長	福祉部長	高橋 昇	
副委員長	福祉部次長	飯野 恵久子	子育て支援課長兼務
委員	人事課長	井橋 貞夫	総務部次長
委員	政策推進課長	彦坂 哲	
委員	財政課長	中村 有幸	
委員	公共施設整備課長	飯泉 定男	財政部次長
関係機関	戸頭北保育所長	板倉 智子	
関係機関	中央保育所長	菊地 浩子	
関係機関	久賀保育所長	野村 紀子	

取手市第二期子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

令和2年3月

発 行：茨城県取手市

編 集：取手市 福祉部 子育て支援課

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

TEL：0297-74-2141（代表）

FAX：0297-73-7016

URL：<https://www.city.toride.ibaraki.jp/>



取手市